

令和4年度 第4回 小金井市環境審議会

日 時：令和5年3月28日（火）午前9時30分から
場 所：小金井市役所第二庁舎8階801会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 前回会議会議録について
- (2) 小金井市立公園等、環境楽習館の指定管理者制度の導入に関するスケジュールについて
- (3) 小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針について

3 報告事項

- (1) 小金井市環境報告書 令和3年度版について
- (2) 令和4年度環境啓発事業について
- (3) その他

4 その他

5 次回審議会の日程について

<配布資料>

資 料 1	前回審議会会議録
資 料 2	小金井市立公園等、環境楽習館の指定管理者制度導入に関するスケジュールについて
資 料 3	小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針
資 料 4	市立公園への自動販売機設置に関する市民からの意見・要望について

<参考資料>

環境報告書 令和3年度版

令和 4 年度第 3 回

小金井市環境審議会会議録

令和4年度第3回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和4年12月22日（木）
- 2 時間 午前10時から午前12時00分まで
- 3 場所 小金井市環境楽習館
- 4 議事
 - (1) 前回審議会会議録について（資料1）
 - (2) 小金井市環境報告書 令和3年度版について（資料2）
 - (3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について（資料3）
- 5 その他
- 6 次回審議会の日程について
- 7 出席者
 - (1) 審議会委員
 - 会長 池上 貴志
 - 副会長 椿 真智子
 - 委員 土屋 健、高木 聰
 - 中里 成子、田頭 祐子
 - 橋本 修
 - (2) 事務局員
 - 環境部長 柿崎 健一
 - 環境政策課長 岩佐健一郎
 - 環境係長 高野 修平
 - 環境係専任主査 荻原 博
 - 環境係主事 鳴海 春香
 - 環境係 阪本 晴子
- 8 傍聴者 0名

令和4年度第3回小金井市環境審議会会議録

池上会長 定刻になりましたので、令和4年度第3回小金井市環境審議会を開催させていただきます。

最初に、事務局から事務連絡と本日の配布資料等の確認をお願いします。

高野係長 本日は寒い中お集まりいただきありがとうございます。

最初に、本日は高田委員、羽田野委員、近藤委員からご欠席と連絡をいただいておりますので報告させていただきます。

続いて、事務連絡として、ご発言の際の注意事項についてです。本日はマスクの着用をお願いしていることから、会議録の作成の際にICレコーダーの録音内容が非常に聞きづらくなっています。つきましては、質疑応答等、ご発言の際は、ご自身のお名前を先におっしゃった上でのご発言にご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、できるだけ短時間で有意義な審議会となるよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、配布資料の確認についてです。本日は資料1～3を机上に配布しております。皆さまお手元に資料はありますでしょうか。不具合等がございましたら事務局までお願いします。

池上会長 それでは、本日の議題に入ります。議題（1）「前回審議会会議録」について、事務局から説明をお願いします。

高野係長 それでは、前回審議会会議録について、資料1「令和4年度第2回環境審議会会議録」をご用意ください。

前回審議会におけるご発言については事前にご確認いただいていることと思います。本日、この場で追加等、訂正がございます場合はページ番号と訂正内容をお知らせください。

今回、事前に池上会長と椿副会長からご連絡をいただいたおり、事務局で修正しております。他の委員の皆さまはよろしいでしょうか。

なお、本審議会においてご承認いただいた後は、市ホームページ等への掲載を行う予定です。以上です。

池上会長 ありがとうございます。皆様、訂正等ありますでしょうか。

ないようでしたら、会議録については承認ということでよろしいでしょうか。

それでは、会議録については承認いただけたので、次の議題に移ります。議題（2）「小金井市環境報告書 令和3年度版」について事務局から説明をお願いします。

高野係長　　はい。それでは、議題（2）「小金井市環境報告書 令和3年度版」について説明いたします。資料2をご用意ください。

本日配付しております環境報告書（案）ですが、諸般の事情により、全ての項目ではなく、本日は一部のみのお諮りになりますことをご了承ください。

また、本日お諮りできなかった箇所につきましては、1月中旬頃に質問票と一緒にメールで配信し、ご意見等を頂戴したいと考えております。

皆様からいただきましたご意見等について、反映できる箇所については反映し、最終的には正副会長とご協議させていただき、報告書の内容を固めたいと考えております。

報告書につきましては、今年度最後となります3月末頃に予定しております第4回の審議会で製本し、お渡ししたいと考えております。報告書（案）の詳細については、鳴海から説明させていただきます。

鳴海主事　　資料2「小金井市環境報告書 令和3年度版（案）」につきまして、ご説明させていただきます。

こちらの環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度、作成・公表するものです。

令和2年度は、第2次小金井市環境基本計画の最後の年、令和3年度は、第3次小金井市環境基本計画の最初の年となっておりますので、基本計画に合わせて、環境報告書の構成等見直しを行っているところでございます。

環境報告書の構成と内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目の第1章「はじめに」では、本報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り

組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているか等の説明をしてございます。

7ページからの第2章「基本計画の進捗状況」では、第3次小金井市環境基本計画の基盤となる環境教育等の取組と7つ基本目標ごとについて記載しています。

7ページから9ページ上部までは、関連する取組の詳細を記載しています。

9ページの表は、環境基本計画で定めた取組指標についての令和3年度実績と目標を記載しています。10ページ以降は事業等の取組について、課ごとに記載しています。現在、担当課名の記載がございませんが、1月にお送りする際には記載させていただく予定です。表の右側2列が評価となっております。「計画に対する評価」は、計画のとおりに実施できたかどうかという評価で、計画していたとおりに実行できたらA、実施したが計画に未達をB、未実施をCとしています。「実績（効果）に対する評価」は、事業等を実施したことによって、得られた効果を評価しています。見込み通りをA、見込んだ効果に未満をB、評価になじまないものをC、未実施等その他をDとしています。

13ページからは基本目標ごとの進捗状況となります。基本目標1：みどりを守り、つくり、育てるから基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむまで、お示ししております。

基本目標4から7までについては後日送付させていただきます。

続きまして、57ページ第3章「市役所としての取組」では、小金井市環境マネジメントシステム等に基づき市が事業者として実施している取組を記載しています。

内部環境監査、環境行動の実施、グリーン購入活動の実施については記載のとおりです。ごみゼロ化行動については後日送付させていただきます。第4章は「地球温暖化対策」、第5章は「点検評価結果」となっております。この環境報告書の作成に当たっては、環境審議会のご審議とご承認をいただくものとなっており、これから委員の皆様からいただくご指摘やご評価につきまして第5章「点検評価結果」に記載させていただきます。こちらも後日送付させていただきます。

67ページ以降は資料編となっております。

記載内容につきましては、ページ数の関係もあり、いただいたご指摘やご評価等全て記載するのは難しいため、事務局のほうで代表的なもの、総括的なものを中心にピックアップし、掲載させていただくという形でご了承いただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、「小金井市環境報告書 令和3年度版（案）」の説明を終わらせていただきます。

池上会長

ありがとうございました。事務局からの説明にご質問等はありますでしょうか。

中里委員

水質に関する調査について伺います。

多摩地区の水道水から有機フッ素化合物が出たというニュースを大きく取り上げられていましたが、そのPFOAという項目については、小金井市は調査なさっていないととらえていいですか。

鳴海主事

小金井市の地下水の水質の調査については、以前、水質の調査でご報告させていただきましたとおり、有機塩素化合物と鉛、硝酸性窒素のみとなっております。

ご指摘いただいたPFOA、PFOAにつきましては、調査は行っておりません。ただ、東京都といたしましては、PFOA、PFOA及びその関連物質の調査はしております、ホームページで掲載されているところでございます。

報道にもございましたように、東京都水道局のほうでは、継続的に観察しております、その結果のほうも公表されておりますので、参考にお伝えさせていただきます。

以上です。

中里委員

ホームページにアクセスしなければ、出てこないということですね。

鳴海主事

小金井市として調査を行っていないものですから、こちらの報告書に記載はしない予定です。

中里委員

小金井市は緑と水というのが売りで、私も40年以上住んでおりますから、水道水というととってもナーバスになってしまいます。

国分寺では調査をしたようですので、小金井市も希望者には調査のご検討をしていただければと思います。

池上会長

はい。他にご質問等ございますでしょうか。

橋本委員

前回、いろいろな場所で騒音のデータを計っていると仰っていました

たが、この報告書に掲載されるのでしょうか。

荻原専任主査 大気の測定ということであれば、今日はお示しできていないですが
今度皆さんに、お送りするものの中には記載はございます。

橋本委員 騒音もですか。

荻原専任主査 はい。道路交通騒音、振動等の測定は掲載します。

池上会長 他にはございますか。

椿副会長 この中のデータに関して、理由・背景をお示しいただけたらと思います。

まず、9ページの表にある「環境に関する講座実施」についてです。
これは、令和3年度は減ったということですか。

高野係長 「環境に関する講座」実施回数は、令和1年度は27回行っていたものを令和3年度には26回と回数的には減っております。

椿副会長 その中の出張講座が24回から16回ということですか。

高野係長 はい、その通りです。

椿副会長 承知しました。その項目がB評価になったのは、コロナで開催できなかったためと推測しますが、同じく「市民活動団体リストの登録団体数」も、14から11団体に若干減り、評価も厳しめとなっています。これらの数が減った理由・背景を教えてください。

高野係長 「環境講座」に関しましては、主にコロナの影響が考えられます。
「市民活動団体の登録リスト」に関しましては、11ページの021に団体リストがございますが、何らかの影響があったと思っております。細かいところに関しましては、事務局だけでは答えられないことがございますので、担当課に照会し、お示しできればと思っております。以上です。

椿副会長 ありがとうございます。小金井市は住民の方々の素晴らしい活動が多い地域であります。一方で各団体の高齢化という問題も抱えておられると、推測しますので、その辺の実態も踏まえ、活動を維持継承していく工夫が必要と思いました。

また59ページの「環境行動チェックリスト」の達成率です。本町小や貫井南分館の達成率が低くなっています、それぞれ理由があると思いますが、把握されていることはありますか。

高野係長 本町小学校、公民館貫井南分館もそうですが、児童発達支援センターの 65.2% というのが一番低い数字になっております。こちらの低い数字の施設につきましては、各施設での多少誤差はあるとは思いますが、そのリスト作成に当たって○・×というのを厳しめに設定しているというのが見て取れたところです。

例えば、児童発達支援センターであれば、温度設定を 28 度に設定するという項目がありますが、施設の特性上、そういった温度設定はなかなか難しいので、ここはずっと × ですという御回答をいただいております。あくまで目安という形になるので、それをどうしても改善してくださいとはなかなか言えないといった背景もありまして、そういった低い数字になっているという施設があると御理解いただければと思っております。

椿副会長 ありがとうございます。数字だけ見てしまうと、なぜ低いのかと思う方がいらっしゃると感じ、参考までに伺いました。

高野係長 分かりました。

椿副会長 最後に、誤植等気がついた場合は、後で事務局にお知らせすればよろしいですか。

高野係長 はい。意見表と一緒に教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

椿副会長 承知しました。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございました。

ほかに御質問、コメント等ございませんでしょうか。

田頭委員、よろしくお願ひいたします。

田頭委員 大まかなところだけいくつか伺っておきたいと思います。

まず 1 つは、クリーン野川作戦についてのことが 8 ページに記載されていますが、9 ページのところにも公民館主催の自然観察会が 2 回、クリーン野川作戦 1 回と、環境に関する体験・啓発イベントに掲載されています。クリーン野川作戦はコロナ禍でできなかつたというのも理解できますが、今年はまたどうしてか、それからあとは、来年度、再来年度については、今度は指定管理事業者が導入されますので、そうすると、指定管理者が事業を実施することになるのでしょうか。

市の主催事業としては必ず実施する、しかし、現状これまでには、この間ずっとクリーン野川作戦も、それから環境フォーラムも市民協働で、市民N P Oの環境ネットワークの皆様が実施主体だったと思います。指定管理を導入されることでどういうふうに変わっていくのか、市民要望も強いというのは聞いていますので、その辺り、どうされるのかというのを伺いたいです。

それから、市民協働のチェック項目があって、例えば市民協働でされている事業、19ページの協働による活動の推進というところで、ここの事業等の概要というところでは、環境美化サポーター制度や花壇ボランティアなどがありますが、公園の活用については、子どもの立場にたった団体と活動していくこと、そこに子どもが参加とすることということはこれまで意見として申し上げてきました。

そうした中で、子どもたちが屋外で自由に遊べる場所として、公園を放課後は子どもたちの時間帯にして、例えばボール遊び禁止というところも解除していこうとか、午前中とかは乳幼児の時間帯というふうにシェアしていくとやり方も区部の方ではあると伺っています。

そういう意見などもぜひ子どもたちから聞いて、子ども参加も、市民協働もというふうに、何かここでも、環境基本計画、市の施策全体には、子ども参加や市の事業に入れていくというのが取組の欄に掲載されていました。ぜひ検討していただきたいと思います。

先ほどの地下水のところについて、有機化合物については市民の不安はかなり強いです。小金井市はおいしい地下水を飲み続いているということは誇りでもあり、とても安心なことでもあったのが、逆にずっと飲み続けていて蓄積されてしまったもの、飲めないものという不安があります。これはやはり検査しなければいけないと思います。測定検査で一定のデータが出ているということも言われていますので、これは市としても市民の安全を守るという観点が重要だと思います。それを表にして、分かりやすく示していただければと思いますので、この考えについては伺っておきたいと思います。

19ページの1点目の環境市民会議によるみどり調査の支援というところが131番にあります。ここが環境市民会議によるみどり調査というのが、調査会メンバーの高齢化により調査が難しくなっているというところがあるので今後協議していく必要があるとあります。ここは何か具体的なお考えというか、検討されていくことがあるかどうか、ここにも、子どもたちも一緒に楽しんでいくというか、少し子どもたちに意見をもらえないか、子どもが気がついたことを反映させていくというような、そういういった視点を入れていくべきではないかと思います。

もう1点、57ページ、市役所としての取組があります。これも前に言及して、ごみの削減量はどうですかと伺ったと思います。グリーン購入の図もあるし、環境行動指針ということで、市役所としてやはり市民に、率先してごみ減量をしていくということは示していく必要があると思います。市役所の第二庁舎と本庁舎から排出されているごみの量の経年変化、また、特にプラごみについて、市民にごみは持ち帰りましょうと、自分で買ったものは自分の家で処理しようと指摘することで、全体の発生抑制を図るという効果があると思います。市役所の皆さんのが外から買ってきたペットボトルやお弁当箱をごみとして出しているとすれば、それを市民が税金で処理していることはやはり問題として出てくると思います。その辺り、市役所の中ではごみ箱を置かないとか、執務室まで置かないという努力をされているということも聞いておりますので、そこも両方の目線で、職員も努力しているということは分かりますが、それから実際に、そうはいっても外から持ち込んで、市役所の中で処理しているものがまだどのくらいあるのかということが、やはり正確に評価できるようにしていただきたいと思います。

高野係長

ありがとうございました。では、9ページの環境に関する体験・啓発イベント、野川クリーン作戦、現状では1回行っていて、NPOの方にいろいろと御協力いただいたけれども、指定管理者が導入されることによって今後はどうなるのかという御質問だったと思います。

こちらのクリーン野川作戦につきましては、今年度から名前を変

えて、野川環境フィールドワークという事業の中で市民の方に自由参加していただいてごみを拾っていただくというような形で実施しております。

この事業につきましては、指定管理者制度とはまた別の動きになりますので、指定管理者が導入されて市民協働がなくなるとか、そういうことではありません。ただ、来年度以降、今年の実施状況も踏まえて、市としてもどういった形で進めていければいいのかというのはまた協議しながら進めていきたいと考えているところです。

2番目にいただきました19ページの、環境美化サポーター制度、やボランティアに、子どもにも参加していただいて、子どもも協働した事業を、ということでお話をいただきました。例えば午前中はボールで遊ぶことを禁止しているのをなくすようなご要望や、いろいろとシェアしてというようなお話をあったかと思います。こちらにつきましては、指定管理者制度を導入するに当たりまして、市の職員が市内の児童館を巡って、子どもたちから、公園でやりたいこと、してほしいこと、自分たちがどういった公園であれば遊びに来るかというようなヒアリング、ワークショップを実施しております。もちろんできること、できないことがあります、子どもの意見を伺い、市立公園をいい形にしていきたいと思い、事業を進めているところです。

また、保護者の方、子育て世帯の方に向けてもアンケートを実施しておりますので、市としてもそれが一つの子どもとの市民協働ができた形であると思っています。

次に御質問いただきました、57ページ、ごみの経年変化についてです。昨年度から、ごみの経年変化の数字につきましては御指摘いただいて、資料として付け加えさせていただいているところです。市の職員から排出されるペットボトル、弁当等のごみについてということです。

市の職員だからといってごみを排出しないというわけではないので、ごみは排出しますが、市の職員はごみ啓発については非常に意識が高いと思っています。分別などについてはかなり厳しく、また、ごみを削減させるためにはごみ対策課が音頭を取り、各課にごみ減

量推進リーダーを配置し、ごみの削減等につきましては、庁内で推進本部を設置するなど、厳しく律して活動をしているところです。

また、年に1回程度抜き打ち検査のような形で、市役所の中のごみ箱を見て、分別がきちんとできているかという検査をしており、分別がされていないごみを掲示する啓発活動をしております。

ごみ箱は市民の方も利用しますので、市の職員から出たごみだけを集めてどのぐらいあるかというのを経年での数字を追うということは難しいのが現状です。

続きまして、地下水の啓発についてということで、中里委員からもお話をあったところでの関連、というところだと思います。地下水の啓発等につきましては、おっしゃるとおり、国分寺市で市民団体が調査を実施しているということは情報として捉えている状況です。この事業につきましては、検討段階といいますか、他の自治体の動向も踏まえながらというところになります。

大きなところは、以上です。

鳴海主事 水質に関して補足の御説明をさせていただければと思います。

P F O S、P F O Aに関しまして、都のほうで公表されている令和3年度の調査実績になりますけれども、小金井市域において9月10日に調査しております、その際に測定された数値というのが、1.7ナノグラム／リットルになっております。暫定基準値というものがございまして、P F O S、P F O A合算値で50ナノグラム／リットルという形で適用されていますので、かなり低い数値になっております。

また、東京都水道局のほうで公表されている浄水施設の水質検査結果は、こちらも令和3年度のものになりますが、上水南給水場というのが停止中になっており、梶野配水所のほうだけ結果が公表されています。

こちらも令和3年度の数値を見ていますと、最大で16ナノグラム／リットルという形になっておりまして、暫定基準値50というものを下回る数字が確認できております。この50ナノグラム／リットルというのが外国とかと比べてもかなり厳しきめの数値になっております。

例えば、イギリスですと、P F O Sで300ナノグラム／リットル、P F O Aで1万ナノグラム／リットル、ドイツがP F O Sで300、

PFOAで300という数字が水道局のほうから示されており、日本は暫定目標値という形ではありますけれども、厳しめのところで、その基準は下回った数値が確認できているというところが現状となっています。

補足は以上です。

田頭委員

ありがとうございました。

今、最後の具体的な数字を出していただき、ありがとうございます。日本が外国よりも緩いという情報もあったりして、できればこういう数字がホームページを見ると、小金井市はちゃんと確認してるんだというのを、ホームページの分かりやすいところで出していただくと、みんな関心持っていますのでよろしいのではないかと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

それから、市役所の取組です。グリーン購入についてのところです。市とのヒアリングなどでもお願いしたりということは伺っていますが、環境行動指針の中で、やはり石けんを使っていくというところが、学校とか子どもの現場でなかなか徹底されていないところがあります。それで、やはり市が一律で購入しているものだけではなく、必要となればその都度学校や保育園などでも買っていきますから、そういうしたものについては、小金井市は合成洗剤をなるべく使わないと思っているということ、方針を持っているということをもっと、管財課だけではなく、環境政策課からも環境行動を促していく部署ですから、もっと子どもの現場でも通達してほしいというか、徹底してほしいということをこれまで感じてきました。

洗剤のところで、石けんについては載っていないので、これは安全な水にもつながることですから、ぜひそこも民間を取り巻くところも含めて、子どもの現場で安全な石けん使用というところを事業者として、地域内の保護者として徹底してほしいということを分かるように示していただきたいと思います。

また、通達などもできる限りしていただきたいと思います。

荻原主査

庁内に掲示はしてあるものなので、改めて通達するのかどうかはまた検討させてもらいます。一度発出しているものなので、その辺は徹底されていると思います。

- 池上会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
- 高木委員 環境に対する本質的なというか、報告書としての体裁の部分になります。10ページから評価している項目で、まず確認したいのが、右から2番目に計画に対する評価というところがありますが、これは計画に対する実施状況の評価と思っていいですか、それとも計画そのものがいいか悪いか、どういう計画なのかという評価なのか、どちらですか。
- 鳴海主事 御指摘いただいた計画に対する評価というのですが、計画はそもそも継続ですか、そういう形で予定されていまして、それに対して実施できたかという評価になります。
- 高木委員 実施できたかでいいんですよね。
- 鳴海主事 そうです、おっしゃるとおりです。
- 高木委員 その右側が新しく加わったのか、前に指摘したような気がするので、実施してみた結果、効果があったかどうかというのが右側の評価だということですか。
- 鳴海主事 お見込みのとおりで。
- 高木委員 分かりました、ありがとうございます。少し分かりやすくなつたなと感じました。
- それから、ただAからBという評価がどういう基準で決まっているのかというのが分かるといいなというのが、例えば100%やつていればAだし、80%以上だったらBなど、この基準がないのでちょっと分かりづらいなと思ったのが、011の4番、計画の実施状況に対する評価がCですけど、実績のところが空欄で、その右側の効果のところで、コロナで中止したとなっているから、これが計画の実施状況がCで効果がDという根拠がちょっとよく分からぬなと思ったのと、似たようなところで、次のページ、21の2のところが、会議と協議をしたら感染症拡大防止の観点より調査を見送った。実施状況がBで、その効果がCとか、そういうのがちょっと分かりづらいなと思ったので、AからBの評価の基準というのが明示されているといいのかなと思いました。
- 続けて、18ページ、122の2番というのが、これ、なぜ指摘したかというと、計画の実施の状況がAで、効果がBとなつていて、私

などが見るときというのは、計画どおりやったけど効果が出ないものというのは、どういうふうに見直しているのか関心を持つので見るんですけど、よく見てみると、実は、この計画に対して基準を策定して、次の年度から適用となることにしましたというのが実績なので、そもそも実施はAだし、効果もこれから令和4年度以降出るということであればDじゃないなと思ったので、これについてはDの評価の問題と、特にAとDみたいに分かれた場合にどういうふうに継続するのかとか、どう考えるかということもある程度示されたほうが、報告書を手にとって読むときに分かりやすいなと思いましたので、関連する質問でしたので併せて聞かせていただきました。

池上会長

ありがとうございます。

鳴海主事

今、高木委員から御指摘いただきました評価の、例えば80%達成ですとか、そういった数値的な基準は正直難しいのかなというところが実態でございます。

今の書き方というのが7ページに記載があるんですけれども、実績に対する効果というのがSがないので省略いたしますがAが見込みどおりの効果があった。Bは見込んだ効果に至らなかった。Cは評価になじまない。Dはその他という形で、今、各事業の所管課が評価しているところでございます。

例えばですけれども、御指摘いただいた18ページの緑化指導に関する規定の制定で、準備行為を令和3年度に行って、基準自体の運用は令和4年度からなるという場合のDの評価なんですけれども、準備はできていたので、できたということをAと評価するのか、その他でDと評価するのかという辺りの線引きというのは、正直、まだそこまで精査できていなかったところなので検討させていただければと思います。

以上です。

高木委員

とてもよく分かりました。前の7ページを見落としていました。Dというのは悪い評価じゃなくてその他ということなんですね。

鳴海主事

そうですね。

高木委員

大変失礼しました。ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございました。

私も同じように、CとDというのがすごく気になりまして、やっぱりぱっと見たときにCとDって悪い評価に見えてしまうんですよね。それで、どういう基準か考えたときに評価になじまないというのはなかなか感覚的に難しい、なじまないというのと、評価できないというのと、CとDの区別もすごく難しいかなと思いましたけれども、この辺り、そもそも評価しないのであれば、もうCとかDは記載しないで斜線にしておくとか、そのほうがいいかなとも思いました。

今年だけできないのか、今年未実施のものに関しては、未実施だからできなかつたというのもあると思いますし、そもそも実施したけれども毎年評価できないのもあると思いますけど、CとDはちょっと避けた書き方のほうがいいかなと思いました。

併せて、いくつか書き方のところで少し、今回の環境基本計画を策定して、今後10年の計画の最初の年度の環境報告書ということで、これと同じように評価していくのが、今後10年続くということも考えて、少し気になっている点があるのでコメントです。

まず第2章の中で基本目標が1から3まであります。例えば13ページに基本目標1というのがスタートしています。一番最初に目指すべき環境の目標というのが載っていて、これが基本目標ごとの一番重要な数値目標として掲げているものになると思います。現状というのは、基本計画における現状で、ある意味計画策定前の数値で、ここで現状と書かれると、この報告書の今のようにも見えてしまうところが少し気になります。ほかの取組指標のところも、現状という欄と、令和3年度という欄と、目標という欄があって、これが来年以降、次の環境報告書以降は、前年度が左に来るのか、それとも計画策定前、常にこの基準となっている令和3年3月という数値が比較対象なのであれば、ここがもう現状というのはやめたほうがいいのではないかと思います。基本計画策定前とか令和2年度末とかいうのでもいいかなと思います。現状という表現は少し誤解を招きそうかなというのが1つあります。

もう一つは、取組指標は令和3年度の数値が書かれていて、現状どういう進捗かというのが見える形ですけれども、一番最初の目指すべき環境の目標というところの現状の数値も、もし分かるのであれば記

載して、この令和12年度の目標に向かってどのくらい進んでいるのか、基本目標ごとの一番大事な目標についてもあるとありがたいなと思いましたがいかがでしょうか。

鳴海主事

まず、評価のC、Dという記載に関してなんですかけれども、ちょっと検討させていただいて、1月にお示しするときに修正できるようであれば修正等、事務局で精査させていただきたいと思います。

また、取組指標の現状というところに関して、御指摘のとおり、現状というのが計画策定時の現状なので、令和3年度版の現状とは異なりますので、そこの表記は改めさせていただきたいと思います。

また、次年度以降につきましては、表記が、今、現状、令和3年度目標値の3項目並んでいるような形になるのですが、令和3年度、令和4年度という形で2年分が見られるような形を想定していたところです。ただ、こちらも次年度、審議会でお諮りさせていただきますので、またそのときにでも御意見をいただければと思っております。今年度につきましては、初年度であるということからこのような形とさせていただいたところです。

続きまして、目指すべき環境の目標の、今、令和3年度の数値があったほうがという話ですが、ちょっと環境目標というものを大きな目標で捉えているものですから、現状値を取るのが難しいものが数多くございます。一部可能なものの中にはあるんですけども、これはあってこちらはないというところがどうなのかなというところもございますので、こちらも一度検討させていただければと思います。

以上でよろしかったでしょうか。

池上会長

ありがとうございます。

そういう点では、例えば、30ページ、基本目標の3の目指すべき環境の目標にある、生物多様性の認知度（意識調査）というのがあって、目標75%となっていて、これまで調査したことがないから現状が把握できていないということで、その計画策定時の数値がないのかなと思うんですけども、こういうのもそれぞれの基本目標の一番重要な指標ですので、次に調査するのが、その調査の仕方も大事かもしれませんけれども調査してもいいのかなというふうには、毎年が難しければ2年に1回とか、少なくとも何もやらずに最終年度調査しまし

たというのはちょっと乱暴かなという気がしますので、定期的に調査していただければなと思います。

もう一つ、今年度の報告書ではありませんが、来年度以降、2年度ずつ並ぶと。前年度と比較する形で並ぶときに、目標数値は結構現状維持とか、現状より増加とか、現状と比較しているものが多くて、現状の数値がそうすると、現状というのは令和2年度末のことを指していて、毎年増えていかなければいけないかというと、そういう目標ではないかなと思います。維持した上で増えていればいいということかなと思いますので、例えば、13ページで、保存樹木の指定本数というのは、令和元年度の状況842本からすると、令和3年度で819本と少し減っているような状況で、来年以降は819本と比べて増えているから何か増えているねということではなく、842本より増加というのが目標であるということが分かるような書き方に、来年以降の報告書かもしれませんけれども、なると思います。

ほかにコメント等ございませんでしょうか。

橋本委員

例えば11ページの下から4つ目ぐらいに、市民の講師登録・紹介制度というような、計画に対する評価の部分ですけれども、Bになっていて、それは実績のところを見るとDと書いてているのは、講師の登録はなかった、手前の効果や課題というところに、ボランティアなので増やしていくのが難しいということだと思います。効果や課題ということで、ほかのところは、前回はこういうことで重ねていきたいと書いてあるのですが、これが難しいからもうやめようかみたいな、そういうような受け止め方をされてしまうと思います。効果や課題プラス改善もそこに全部集約して改善案を検討していく等としていかないといけないのではないかと思いました。

池上会長

ありがとうございます。

高野係長

御指摘ありがとうございました。こちらにつきましては、府内のいろいろな部署から紹介させていただいて回答をこちらのほうで記載しているものになるので、ある程度、表記のぶれがあるというのは御意見として承りました。表記の仕方については今後検討したいと思います。

以上です。

- 池上会長 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。
- 1つ言い忘れておりました。先ほど高木委員からありましたけれども、計画に対する評価という表現がすごく、ぱっと理解するのが難しくて、先ほど実施状況の評価ということでしたので、実施状況の評価に変えてしまったらどうかと思いました。御検討いただければと思います。
- 高野係長 分かりました。そこも含めて、また課内で検討させていただきます。ありがとうございます。
- 池上会長 それでは、よろしいでしょうか。
- また細かな点がありましたら、今後さらに追加されたときの意見書でお願いできたらと思います。ありがとうございます。
- それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の（3）番、市立公園、環境楽習館の指定管理制度導入についてということで、資料3番を御用意ください。
- 事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 高野係長 それでは、市立公園環境楽習館の指定管理者制度の導入について説明させていただきます。資料3を基に説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。また、表にスライドでも同じものを出しておりますので、こちらのほうも御覧いただければと思います。
- 前回の審議会におきまして、市立公園環境楽習館の指定管理者制度に向けての概要や、募集要項に記載する事項等について、御審議いただいたところです。
- 本日は前回審議会以降の動向や、今後のスケジュール等について説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 本日御審議、御確認していただきたい主な内容としましては、指定管理者選定に関する非公募の更新であったり、期待する導入効果の具体例であったり、先ほどもお話ししましたスケジュール等を中心に説明させていただきます。
- なお、本日説明させていただきました内容につきましては、来年1月30日に市民説明会開催を予定しております、本日の説明と併せてプラスアルファのところで、おおむね同様の説明内容を予定しているところです。

あとスライドのページ右下 2 番目を御覧ください。こちらが今年度実施した指定管理者制度導入に向けた意見交換等についてまとめた資料になります。今年度につきましては、記載がありますとおり、市内造園事業者の説明であったり、環境美化サポート、シルバー人材センター、障害者団体等への説明会等を実施しております。また、環境楽習館につきましては、利用団体、近隣住民であったり、自治会の方向けの説明会というものも実施しています。

また、スライドの 3 番、両施設共通で、田頭委員のほうも会長として所属しております環境市民会議との意見交換であったり、民間事業者との個別対話であったり、先ほども少し説明させていただいた、市内児童館での子どもとのワークショップであったり、附属機関である環境審議会での御審議、緑地保全対策審議会での御審議など、指定管理者制度導入に向けまして、様々な方法、様々な対象者に向けて、意見募集を行ってまいりました。

次はスライドの 4 です。こちらは指定管理者制度の導入施設です。市立公園と環境楽習館で変わりはございませんので説明については割愛させていただきます。

スライドの 5 番目になります。こちらが対象施設、両施設を一括で指定管理化する理由についてです。一括で指定管理者制度を導入することについて、市民説明会であったり、市議会であったり、様々なところで御質問等ありましたので、復習の意味を含めて記載させていただいております。

当初からの説明と大きく相違はないのですが、まず環境楽習館の施設に市民協働担当者を配置することを予定してあったり、はけうえ広場と一体活用することによるにぎわいの創出であったり、環境啓発の推進であったり、市民協働の推進であったり、市立公園、環境楽習館との相互の魅力向上であったり、そういったことを目的としまして、ここが新たな拠点となることであったり、新たな市民サービスの創出というものを期待しております、そういった意味合いを含めまして、両施設を一括して指定管理化したいと考えているものでございます。

続きまして、スライドの 6 番になります。指定管理期間と非公募の更新についてです。

まず、指定管理期間につきましては、前回までの説明でしておりますとおり、5年間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までということで変わりはありません。ただ、一定の条件を満たした場合、非公募による更新が可能であるという旨を募集要項の中に記載したいと考えております。

この条件としましては、指定管理の指定期間の5年間終了後も引き続きこの両施設の管理運営を事業者が希望する場合であったり、指定管理開始後に、市が実施する評価、モニタリングという評価を実施することを想定しております、そういった外部機関での評価にて一定以上の評価を得られた事業者につきましては、市は一度に限り、非公募の候補者としてさらに再度5年間選定することができるものにしたいと考えてございます。

本市の指定管理の手続、条例の中では、指定管理の指定期間というのは原則5年以内と定められているところではありますが、先ほども事業者との個別対話というものをした結果、多くの事業者の方が、実際に指定管理者として安定的な運営を行うためには、5年間だけの指定ではなかなか難しい、10年間を本来であれば一括りで指定管理期間としてほしいなど、様々な御意見をいただいております。

そういった御意見等もありまして、庁内の企画部門等と調整した結果、安定した事業活動や、事業効果が相当程度期待できる場合に限り、非公募による更新を可能としたいと考えております。

まだ検討段階ではありますが、毎年、市のほうの外部機関で評価を行いまして、例えば1年目から3年目のうち2か年以上適正評価を得られた事業者であれば、引き続き再度5年間選定することとするであったり、今後、指定管理者としての運営が難しいというような、至急改善が必要であるというような評価になった事業者については次期公募の応募資格を与えないことなど、そういった外部からの評価をすることによって、指定管理者制度の適切な運営であったり、質の高いサービスの提供へつなげていきたいと考えているところです。これにつきましてはまだ検討段階ですので、口頭だけでの説明とさせていただきたいと思います。

続きまして、スライドの7番になります。こちらが期待する導入効

果についてです。

前回の審議会でも、募集資料の中で期待する役割ということを説明させていただいて、重なる部分もあるのですが、具体例として今回挙げさせていただいております。

例えば、低未利用施設の設備の活用というところですけれども、こちらの環境楽習館、今、皆様向かって左側にキッチン設備というものがございます。そういったキッチン設備、プロ仕様の設備が整っているものにはなりますが、なかなか利用率が低かったりするので、具体的にはシェアキッチンをしてみたり、地場野菜を使った料理教室をしてもらったりであったり、外に、少し分かりづらいですけど、ビオトープのようなものもございまして、そういったところを活用してビオトープ講座であったり、水生植物の例えば観察会のような、そういったものを民間の柔軟なアイデアを活用して実施するといった、そういう期待が例として挙げられます。

また、にぎわいの創出としまして、例えば自主事業としてキッチンカーであったり、マルシェであったり、昆虫観察会のようなもの、そういったものを市民参加型のイベントという形で、市民団体だったり教育機関と協働して新たな市民サービスが提供できるようなことを期待しております。

続いて、こちらがスライドの8番目になります。

利用者であったり、地域住民の方の利便性向上という形で、例えばなんですかけれども、アイデア例としまして、市内事業者が地場野菜を使って作った物品、ジャムであったり、ジェラートであったり、ジュース、クッキーであったりの販売であったり、地場野菜そのものの販売であったり、環境啓発グッズの販売であったり、ピラティス教室等、そういったものができればなと思っております。そういったことができれば、気軽に立ち寄れる雰囲気であったり、地域住民にも親しまれる施設ということができるのかなということで、利便性の向上にもつながると考えているところです。

また、市立公園との一体利用についてということです。例えば滄浪泉園緑地の紅葉見学会であったり、写真コンテストであったり、市の市立公園と環境楽習館を巡るスタンプラリーを実施したり、はけう

え広場での、夏にはミニプールのようなものが設置できたらお子さんが喜ぶのかなと思っていたり、春になればお花見、親子ピクニックのようなことができればと考えているところです。そういったところで、環境教育の一環として、市立公園と環境楽習館というのは一体的に活用できるのかなと思っております。

また、滄浪泉園緑地を一体活用することによって、両施設、滄浪泉園の来園者、環境楽習館の来館者、両方の来園者、来館者が相互に行き来することによって利用者が増大するのではないかという期待を持っているところでございます。

次は、期待する導入効果、こちらは市立公園になります。市立公園につきましては、前回の審議会においても大きく触れてはいなかったので、簡単にだけ触れたいと思います。

まず、市立公園につきましては、適切な維持管理、危険樹木の計画的な伐採による安全確保であったり、適切な時期、回数による草刈りであったり、剪定等を行っていただくという、そういう予防的な観点による計画的な維持管理というのが指定管理者制度を導入することによって期待されるところです。

また、現在も行っていますが、環境美化サポーターとの協働の推進というところ、そういったところにも力を入れていければなと思っています。環境美化サポーターの相談業務の充実、技術向上を図ることによって、新しいボランティアさんの参加ということにつながるのではないかとも期待しているところです。

また、期待する効果、10ページです。期待する導入効果（市立公園）について、その2です。

当然ながら、公園というところも魅力を向上させたいと考えているところで、例えばアイデア例としましては、子どもに向けた走り方であったり、縄跳びやインラインスケート教室のようなもの、公園を利用したパークヨガであったり、ランニング教室など、そういった指定管理者による市民ニーズを捉えた市民参加型のイベントというものを実施することによって、公園の魅力をさらに向上することができるのではないかと期待しているところです。

また、市立公園の中でも利用されていない公園、利用者が少ない低

未利用公園というものがあります。そういうところは市でも課題となっているところですが、そういうところに市民の皆様からのアイデアを取り入れた、例えば障害者が作った作品の物販、D I Y教室であったり、木工教室であったり、ドッグランであったり、そういうアイデアを取り入れた積極的な利活用というのも指定管理者には期待しているところです。

続いて、11ページです。こちらは自動販売機の設置についてです。本市は、小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針というものがありまして、その方針に基づき、自動販売機の削減というものを推進しております。

ただ、近年の酷暑、防災対策の観点から、公園利用者の利便性向上を図るということが重要なのではないかと考えており、こちらに記載してある条件を満たす場合に限り、自動販売機の設置を許可したいと検討しているところです。

その条件というのが、1ヘクタール以上であり、本市の地域防災計画において防災機能を有する公園、栗山公園、梶野公園を想定していますが、設置できる自動販売機の仕様についてもある程度条件をつけたいと考えています。

その条件につきましては、例えば、環境に配慮したゼロカーボン等の仕様であるもの、防災に配慮した仕様であるものがあげられます。震災等があった場合は、自動販売機の商品を無償で提供できる機能がある自動販売機というものもありますので、そういうものであれば限定的に許可するというような形で考えているところです。

あと、環境に配慮したゼロカーボン等の仕様というのは、例えば自動販売機の軸体に、環境配慮に対するラッピングをしたり、自動販売機の上に太陽光パネルを設置して、自動販売機からCO₂の排出ができる限り少なくする仕様であったり、そういうものであれば限定的に許可することを考えております。

費用負担につきましては、全て指定管理者が行い、設置、ごみ処理の負担については指定管理者が行うこと、近隣住民とのトラブルの対応については、市ではなく指定管理者の責任とすることなど、ある程度の条件を設けた上で設置することを検討している段階でございます。

続きまして、こちらが最後になります。12ページです。今後の主なスケジュール（案）について、でございます。

前回お示ししたときは、令和5年度に指定管理者選定委員会を実施して、令和6年4月1日から指定管理者による業務開始をしますという、ざっくりとしたお示しという形でした。

少し細かく説明しますと、まず、先ほども説明しました市民説明会を令和5年1月30日に予定しています。市民説明会は平日に行いますので、事前に、平日に来られない方向けに、説明動画を1週間前程度から市のホームページで掲載して、意見を募集するというような形を想定しています。

主な内容としましては、環境楽習館、市立公園条例の改正を、次の定例会、令和5年第1回市議会定例会にお諮りしまして、その条例改正を御議決いただけましたら、第1回目の指定管理者選定委員会を令和5年4月上旬に、募集要項審査というものを行いまして、参加申込み予定事業者向けの説明会を来年の4月下旬に行います。それから、指定管理者選定委員会、こちらは第1次が書類審査、第2次審査がプレゼンテーション審査となりそれぞれ令和5年7月中旬、下旬に行いう予定です。

令和5年8月上旬に指定管理候補者決定しまして、指定管理者の告示を10月下旬に実施し、業務開始は令和6年4月1日ということで進めたいと考えております。

御意見等ございましたら御審議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いします。

橋本委員

指定管理者の選定の流れなど、色々なことを考えているということはよく分かりました。計画や、実施内容、事業効果など、指定管理者にどこまでまかせていくか、今の説明だとあいまいでよく分からない部分がありました。その辺、教えていただけますか。

高野係長

御質問ありがとうございます。指定管理者制度を導入するという形になりますので、市立公園、環境楽習館の年間計画も、当然、指定管

理者で決めていただく形になります。また、広報であったり、トラブル対応であったり、そういうしたものも含めて、基本的には全てを指定管理者が行うことと想定しております。

橋本委員

分かりました。そうすると、募集要項であるとか、実際に事業者を決定する方法は、しっかり意思疎通を取れるような形で進めていただければと思います。

高野係長

ありがとうございます。

高木委員

8ページ、アイデア例。アイデア例だから本当のことではないかもしれません、ここに市内事業者が作った物品という書き方がしてあります。

その市内事業者に関する縛り、決まりといいますか、例えば、指定管理事業者は誰なのかというのももちろんそうですが、何か企画して事業を行うときに、市内の商工業者にきちんと声がかかる仕組みなどはあるのでしょうか。私も商工会から来ているので本日の説明内容を持ち帰りたいということもあります。いかがでしょうか。

高野係長

御質問ありがとうございます。こちら、募集要項であったり、仕様の中で、この事業者を使ってくださいという、限定的なことは記載できませんが、できる限り市内事業者と市民協働であったり、できる限り市内事業者と協力して事業を実施すること、というような書き方で仕様書の中には記載したいと考えております。

高木委員

分かりました。また、公園利用者が増えたときに、車だったり、自転車だったり、いろんな変化が起きていくときに、そういうところの対応を指定管理者が責任をもって行うということですか。

高野係長

はい。そういう対応についても、基本的には指定管理者が行うことです。

高木委員

ありがとうございます。

池上会長

中里委員、お願いします。

中里委員

環境楽習館前のスペースは、今回、初めて来たんですけれども、それほど広くないですよね。自転車をちょっと置けるぐらいのスペースです。その辺も含めて、市内事業者が利用する場合に、今までがどうだったのかも含めて、利用者負担である程度の参加費を出すことになるのか、全く無料で使えるのか。あるいは、いろいろな製品を持ち込

むようなときにも、市役所は全くノータッチで事業者がされるのであれば、その辺の品質であるとか、責任の在り方みたいなものの大きな補償というのはどこに帰属するのか、ちょっと不安になったものですから、その辺も含めて、整理ができていれば教えていただきたいと思います。

高野係長 御質問ありがとうございます。

市内の事業者が環境楽習館を利用する場合については、行政であったり、教育機関であったり、そういったところには減免、免除規定というのがあります。事業者が利用する場合は1時間いくらというような形での利用料金を負担する形になります。

車を使いたい場合は、何台分かは置くようなスペースを設けたりといった、そういった整理は進めていきたいと思っています。

責任の所在についてという御質問でございました。基本的には現場責任者、市民協働担当、総括責任者、そういった責任者が指定管理者制度を導入した際に配置される形になりますので、基本的には責任のある立場で御対応していただくという形になると思います。

事業につきましても、基本的には年間スケジュールというものを最初にいただきますので、市が事業自体何も知らないというようなことはなく、そこは情報共有をしながら進めていくという形になりますので、指定管理だから指定管理者が勝手にやっているよという形にはならないと御理解いただければと思います。

責任の在り方、保険、補償等につきましては、市で賠償責任等にも入っておりまして、仕様書でもある程度、賠償責任には入ってくださいと記載予定です。

池上会長 ありがとうございました。

椿副会長 今のお話にもありました市民協働担当者を配置予定のことですが、この市民協働担当者のお立場は、行政とは全く別ですか。市民団体など活動をされている住民を想定されているのか、どういうお立場を想定されているのか教えていただきたいのが1点目です。

それからもう一つは、今の後半のお話に関わるところで、公園並びに環境楽習館の管理運営は指定管理者が主導することになると思いますが、例えば、定期的に行政や環境団体の方が管理運営に関して意見

交換するとか、評価するとか、そういう場・機会を設けることをお考えかどうか教えていただければと思います。

高野係長

御質問ありがとうございます。

まず1点目の市民協働担当者、これが市の職員なのか、全く別の住民団体の方なのかという御質問だったと思います。市民協働担当者につきましては、市職員ではなく、指定管理者の中から選定していただくという形になります。そういった方が市とのかけ橋であったり、市民の方の御要望であったりを統括的に見ていただくというような形を想定しています。

2点目の意見交換する場を設けてはどうかという御質問だったと思います。こちらもまだ正式なところではないのですが、例えば市立公園については、環境美化サポーターとの意見交換というのは今も実施しております、それにつきましても引き続き実施していただくというような形で考えてございます。環境楽習館も、指定管理者が導入されましたら市民の方の要望等、御意見をいただくような場を設けたいと考えております。

椿副会長

ありがとうございます。そうなると、市民協働担当者はあくまでも指定管理者のメンバーのお一人になっていただくということですか。

高野係長

そうです。

椿副会長

分かりました。ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございました。

田頭委員

いくつか伺います。まず一つが、指定管理者についてです。5年間の指定管理後、非公募にも応募できるという点についてです。これは確認ですけど、市として初めてですよね。市内での指定管理者で、例えば市民交流センターとか、体育館であるとか、指定管理者が導入されているところでこの非公募という形での評価、そこを導入するのは初めてということですよね。

高野係長

そうです。おっしゃるとおり、初めての試みになります。

田頭委員

それは、いい面と心配な面と両方あるのかなと思っていて、評価委員会に関して、利用する市民の評価というのもここに入ってくるのかどうかということを伺います。もし、ないとすれば、どういうふうに評価委員会を運営されるのかということがすごく心配になります。そ

の意味での判断はいかがでしょうか。

それから、今、椿副会長がおっしゃった市民協働担当者です。これは1人だけなのかなということが一つと、それから、ここでは、ほかにもあるかもしれないけど、期待する導入効果のところでは、市立公園、主に環境美化サポーターの方たちとも、そこからの支援ということから、地域ボランティアの参加につながる、地域ボランティアを増やしていきたいというところが、主な事業のように読めるのですが、それだけなのかということです。

例えば、公園については、まだ新たな市民ニーズがあると思います。なので、市民協働という部分でいえば、その公園を使って、もっと新しい、いろんなチャレンジをしていきたいとかという声があります。

学芸大や都立公園では色々な冒険遊び場のような事業を実施しています。

市の計画や方針を活かしたとして、市立公園でも冒険遊び場的なプレーパークとしての木登りができたり、花摘みができたり、たき火ができたり、そういう場所を、常設ではなく、月に1回だけでも市民や地元の父母会とか、子ども会とかが中心になってやりたいなんていう御相談も、今後は市に相談するんじゃなくて指定管理事業者に相談することになるのでしょうか。

その場合は、この市民協働の方、担当者が担当として請け負ってくれることになるのであれば、市の考え方も知っていないといけないし、市民協働の市の実態なども知らないといけないと思います。

それがお一人の方ということで、そもそも事業者の方だけでやり得るのかなという、そういう心配もあるものですから、そこについてどうお考えなのかということを確認したいです。

それは、市立公園だけではなく、環境楽習館についても、利用者、それから、地域住民の利便性向上というところが導入する効果の中で謳われている、期待されているわけですけれども、そこにも関わってくると思うので、新たな、事業者だけではなく、市内事業者がアイデアを持ち込んで事業を決めていただくということになると思いますが、いかに市民としての活動で利用したいとか、どの団体の方たちもここを利用したい、この広場のところでプレーパークをしたいなんていう

ことは何年かも言われていることです。

そういったあたりで、具体的には禁止事項の解除というところが、この指定事業者ができるのかどうかということもとても不安なので、その辺についてはどういうふうにお考えなのかを教えていただきたいです。

それから、最後に一つ。今回、新しく自動販売機を、いろんなところにあると思いますけれども、設置できるようにしたいと。これは事業者側のニーズであったというところですか。

環境配慮型、ゼロカーボンというふうに言われていても、それを設置するということは、やはり熱は発生しますよね。そうすると、小金井市の環境基本計画の中で決められているように、地球温暖化に対して、市民、事業者も合わせて努力をしていかなくちゃいけないという部分には、やはり反するのではないかなと思います。

小金井市は、他市に先駆けて自動販売機を削減する方針を策定しています。ここで事業者のニーズに応じてその方針を変えていくというのは、やはりどうなのかなということは感じざるを得ません。

また、ペットボトルを削減していくこともあるって、庁舎内の自動販売機にはペットボトルを置いていないわけです。ですから、そういうことも併せて、この自動販売機の導入についてはもう少し慎重に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

高野係長 ありがとうございます。では、最初のところから回答させていただきます。

評価する外部の機関について、利用する市民も含まれるのか、含まれるとすればどういった形であるかという御質問だったと思います。こちらの外部評価機関につきましては、まだ検討段階のところではありますが、市の附属機関という形で、公園に関する見識を持っている方であったり、環境に関する見識がある学識の方であったり、あと、会計に関する見識のある方、行政の職員と、公募市民という形での構成と考えておりますので、基本的にそういった公募市民というところで市民の意見を聴取するという形で考えてています。

市民協働担当者は1人かという御質問だったかと思います。こちらにつきましては、原則、常勤の協働担当者は1人と考えております。

ただ、1人だけで全部受け持つわけではなく、総括責任者であったり、現場担当者であったり、そういういろいろなチームを組んで、タッグを組む形になるのかなと思っておりますので、1人だけが全てを把握しているというわけではなく、事業者として横のつながりがありますので、この人じやないと分からぬということはないような形にしたい、できるのではないかなとは思っています。

岩佐課長

では、市民協働担当者の関係、2点目に御質問いただいた関係です。学芸大や都立公園とかでいろんな冒険遊び場をされているということで、市のほうでは、一定、ルールを作させていただいているが、指定管理者制度導入後に、色々な市民の方とか、子どもたちの声を聴きつつ、市民協働担当者のほうで吸い上げて、できるもの、できないものはあるかと思いますが、時限的に、例えば月1回というお話をいたしましたけれども、近隣住民の方々の御理解もいただかぬとうまくいかないと思いますので、そこら辺の御理解をいただきたいと思います。

事業を実施したい側だけではなく、近隣の方々も安心してできるような形でできるのであれば実現は不可能ではないかと思います。

市民協働担当者は、ある程度権限も得られるのかということもありますが、指定管理者制度が入ったとはいって、市立公園になりますので、すぐに市民協働担当者だけでは判断できないこともあるかと思います。

市と指定管理者、市民協働担当者とうまく連携しながら、しっかりとコミュニケーションを取りながら事業を実施していきたいと思います。

あと、自動販売機の関係です。確かに、市のほうで方針を持っております。この間も検討をしていく中で、今、御説明させていただいたとおり、制限を設けさせていただいているところです。

例えば、さっき高野のほうから御説明させていただきましたけれども、設置できる公園としましては、栗山公園、梶野公園となりまして、防災の観点から、市民の方々に何かあったときのためにお役立ちできるのであればという利点もあるかと思います。

あと、環境配慮の観点から、先ほど、ゼロカーボンの仕様になるものということでありましたけれども、いろいろ調べてみると、太陽光で発電するものとか、あと、再エネを使うものとか、そういうふたも

のもありますので、こういった制限をつけさせていただくことによって、事業者からそれであれば導入はできないといった声もあるかもしれません、我々としては、自動販売機を導入することによって近隣の方々とか、市民の方々にとって有用であるようなこと、例えば防災面でそういった安心面が確保されるとか、環境をもっと考えてもらえるようなきっかけ、発信ができるような自動販売機であれば、導入する価値はあるのかなと思います。

また、ペットボトルの件もありましたけれども、全部再利用されるペットボトルもありますが、一般的なペットボトルは、再利用はしているけれども、実際に再利用されるのは7%ぐらいであったりします。ほとんどは石油由来のもので9割以上は作られているということもありますので、そういった面からすると、ペットボトルの商品を少なくするとか、そういったことは業者さんとの調整の中で必要になるかと思いますので、そういったところは一定相談しながら、制限をかけながら何が何でも先方の都合で導入しますよということではなくて、導入することによって啓発プラスアルファのことができるのであれば導入してもいいですよというようなスタンスでいきたいなと思っております。

田頭委員 ありがとうございます。いろいろお答えいただいたわけですけれども、自動販売機のことで申し上げれば、やはりまず災害時の安全にというか、市民の安心にということにつなげたいのならば、基本は全ての自動販売機でその制度を導入するぐらいにしたらいいのではないかと思います。

やはり、自動販売機をまずは減らしていくと、自動販売機は熱を出すので、方針には明らかに反すると思います。だから、太陽光パネルを設置して、それはその電力で賄っているんですよということを市民啓発というふうに自動販売機でやっていくと、そこそこ今ある自動販売機でもやっていただきたいと思うし、導入していただきたいと思います。

それを新たなところだけでやっていくのも、事業者のニーズがあって、市は一生懸命考えてくださったとは思いますが、それにしても、自動販売機については、私は市の環境方針からもそぐわない

感じておりますので、意見として申し上げたところです。

それから、評価について、この5年更新の部分、評価については、市民公募委員も導入した組織、外部評価の委員会なりを検討されていっているということですので、これは分かりました。

また、市民協働担当者についてです。これを導入されたことはいいことだと思いますが、やはり利用する市民、また、これから活動して、さらに活動を広げていきたいと思っている市民団体などに対しては、指定管理者になつたらなかなか話が進まなくなってしまった。それまでは市との話し合いの中で理解していただき、共有していくというような話し合いができていたのに、指定管理者だと権限が市の行政ほどのないので、進まないということにはならないようにしていただきたいと思います。

具体的な事例としては、浴恩館公園で野外調理施設があって、それが今、公民館に所属するのですが、今の場所だと公民館ということになる。その場所をもし移転するとなると、今度は市立公園の中、浴恩館公園の中にしなくてはいけないので、もっと環境政策課との話し合いということになるというような事例が出てきています。

そうしたときに、やはり子どもの体験の場をなくしてほしくないというようなことからこの話し合いを進めているわけですから、その経過をずっと知っているのはやはり市ですよね。市民の声を聴いてきたのも行政です。それが指定管理に変わるということで、やはりそのままそっくり同じように理解というのはなかなか難しいと思いますので、そこをしっかりと市としては引継ぎを、市民活動のニーズとか、子どもたちの体験の場をなくさないという意味で市民協働の対応については市民により丁寧に、充実させるという方向でやっていただきたいということを意見とさせていただきます。

池上会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

今、自動販売機の話が出たので私もコメントですけれども、自動販売機は確かにエネルギーを消費する装置なので、もちろん、それはエネルギーを使っている以上、CO₂を排出します。しかし、ニーズがあるかどうかというのはやはりすごく大事かなと思っています。

例えば、環境楽習館も、近くにコンビニとかはないような状況で、ここには自販機を置くしかないのかもしれませんけれども、例えばここで夏、遊びに来て、飲物を持ってこなかったというときに、もう帰ろうかと、あるいは逆に買いに行こうかというのもかなり不便かなと思います。その移動の状況に歩いていかなければいけないのか、じゃ、もう、いいや、ということになることもあると思うので、やっぱりニーズがあるのであれば、つまり、自動販売機のエネルギーと利便性と、そこはちゃんと比較する必要があって、全てがダメというのは、私自身は違うかなと思っています。

そういう意味で、栗山公園ももう少しきっちり議論したほうがいいかなと思うのは、近くに体育館のような建物がありますよね。あの辺りだと自販機があったりして、本当に不便なのかどうかというところはしっかりと議論したほうがいいかなと思います。近くに自動販売機がもう既にあるのに、わざわざ置かなければいけないのかというのは考えるというところでした。

もう一つ、5年間を10年に延長する、もしかしたら前回以前の議論、御説明にあったのかもしれないですけれども、入札する事業者の方たちは、色々なアイデアにあるような部分も踏まえて自分たちの計画とか、提案書を持って、このぐらいの予算がかかりますということをもって入札するということでおろしいですか。

高野係長

はい。

池上会長

そのときというのは、5年間の計画を立てて提出するという形になりますか。それとも、1年ごとですか。

高野係長

5年間の計画で提出していただく形になります。

池上会長

5年間の計画をたてて採用されて、指定管理者になった場合、この提案にないものをやろうというモチベーションがなくならないかが心配で、先ほど田頭委員からもあったように市民から、ああやってほしい、こうやってほしいということに積極的になってくれるのかどうか、最低限これをやっておけばノルマ達成、事業者もボランティアでやっているわけではないので市民からの要望をチャレンジして応えたということがちゃんと評価される枠組みになっていると最低限これをやっておけばいいやにはならないということで、そのあとやってほしいこ

とをしていただけたら、あとは最初の5年間は、提案を聞いて作ってもらって、それに見合う提案で決められると思うんですけれども、そのあと5年間の見積もりというのは、評価はどうやってするのでしょうか。

高野係長

市民からの要望等が多くて、モチベーションがというお話だったかと思います。こちらにつきましては、外部機関を評価する審査基準にも市民協働に関する項目など、細かく項目だてて評価することを考えておりますので、していただいた事業に関する評価は適切にしていきたいと考えております。

つぎに5年間の公募期間が非公募になった場合の見積もりについて、です。非公募にはなりますが、まったくもって、そのまま5年間スライドというものではなく、指定管理者選定委員会でまた審査をしていくということになります。その中で、金額面や、経営状況というのは評価する、というように考えていただければと思います。

以上です。

池上会長

審査がダメになると再公募になるのですか。

高野係長

審査がダメになる場合というのが、まだ決定ではないのですが、最初の1年から3年までのうちに、要改善してくださいと、この状況では、指定管理者としてやっていくのは厳しいという評価、低い評価に1回でもなった場合は、再度応募することすらできないという厳しい評価基準を設けたいと思っています。

池上会長

非公募というのは決まったあとに、5年間の提案と予算が提出されて、それを先ほどの審査のところで審査をしてということだと思います。そこで、非公募というときに、予算を過剰に見積りする可能性もでてくると思いますが、それを防止する策はあるのでしょうか。

高野係長

指定管理料につきましては、市のほうで上限を定めているので、それ以上の金額で事業者が希望したとしても、その金額は市でお支払いできません、ということになります。指定管理者選定委員会の委員には、公認会計士さんもいらっしゃいますので、そういったところで事業者の経営状況などをみていただいて、そのまま審査を通すのではなく、委員会のほうで、これはダメだとなれば当然その場で選定しないという流れになると思っています。

- 池上会長 上限があるということは、事業者は上限のなかで提案内容も競うことになるのですか。
- 高野係長 その通りです。
- 池上会長 ありがとうございます。
- 他にございませんか。
- 橋本委員 今の話を聞いて安心したんですけれども、契約の時には、継続審査という文言を盛り込んで、3年後は継続審査をするという形のものを作るといいなと思いました。
- 高野係長 ありがとうございます。
- 審査を評価します、とかたちのものは仕様書等でお伝えして募集をかけたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 池上会長 はい、ありがとうございます。
- それでは、この議題は以上にしたいと思います。
- 次に、その他に関しまして事務局のほうからお願ひいたします。
- 高野係長 本日、9月に実施した野川フィールドワークであったり、11月実施した環境フォーラムであったり、中学生に行っていただいた森林教育等の報告をしようと思っていたのですけれども、時間的なところもありますので、この報告につきましては、次回の審議会にて報告させていただきます。以上です。
- 池上会長 全体をとおして何かありますか。ないようであれば、次第の4、次回審議会の日程について、を事務局からお願ひします。
- 高野係長 今年度最後の次回審議会の日程は、3月中旬から下旬に開催したいと考えております。池上会長と椿副会長と調整しまして、お知らせしたいと思います。
- 池上会長 ありがとうございました。
- 何か御意見、ございますか。
- それでは、以上をもちまして本日の議事、全て終了いたしました。
- 活発な議論、ありがとうございました。
- 本日は、以上をもちまして、令和4年度第3回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

—— 了 ——

小金井市立公園等、環境楽習館の指定管理者制度導入に関するスケジュールについて

(1)	募集要項審査（指定管理者選定委員会による審査）	令和5年4月3日（月）
(2)	募集要項の公表	令和5年4月13日（木）
(3)	1次審査（指定管理者選定委員会による書類審査）	令和5年7月中旬
(4)	2次審査（指定管理者選定委員会によるプレゼンテーション審査）	令和5年7月下旬
(5)	指定管理者指定候補者決定通知	令和5年8月上旬
(6)	指定管理者指定議決	令和5年10月上旬
(7)	指定管理者指定告示	令和5年10月下旬
(8)	協定の締結	令和5年11月上旬
(9)	市民説明会	実施時期未定
(10)	指定管理業務の開始	令和6年4月1日

小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針

小金井市施設（以下「市施設」という。）における自動販売機の削減に関しては、次によるものとする。

平成16年10月4日決定

小金井市長 稲葉孝彦

1 基本方針

公共施設に設置している自動販売機を削減することにより、CO₂の排出削減を推進し、地球温暖化を防止する一助とする。

2 具体的対応

- (1) 市施設には、原則として新たに自動販売機（業務上必要な券売機その他の自動販売機を除く。以下同じ。）を設置しない。
- (2) 既設の自動販売機は、現状の半数を当面の目標として削減する。
- (3) 設置者との間で行う自動販売機の削減又は撤去に係る調整については、当該許可等を行っている担当課が実施する。
- (4) この方針により難い特段の理由が存するときは、別途環境部環境政策課環境係と協議する。

市立公園への自動販売機設置に関する市民からの意見・要望について

1 子どもワークショップ及び子育て世代のアンケートからの意見・要望

- (1) 夏の暑い時期には、水分補給できる自動販売機があるとよい。
- (2) 外は暑いので、冷たい飲物が飲みたい。
- (3) ジュース、お菓子、ラーメンなどの自動販売機を置いてほしい。
- (4) 公園の外まで買いに行くのが面倒くさい。
- (5) 水飲み場は、あまり使いたくない。

2 環境審議会及び緑地保全対策審議会からの意見・要望

- (1) 自動販売機の削減に関する方針がある中で設置してよいものか。
- (2) 自動販売機の削減に関する方針に基づき設置をしてはいけないということではなく、意義及びニーズを大事にした方がよい。
- (3) 水筒を持ち歩いている市民も多いため、ボトル給水機を設置してはどうか。
- (4) 市役所の自動販売機に習って、石油由来のペットボトル製品よりも、アルミ缶及びスチール缶の製品の方が環境には良いのではないか。

3 市民団体（環境美化サポーター及び環境市民会議）からの意見・要望

- (1) 栗山公園には、多目的広場で運動した後にすぐに水分補給できるよう にトイレ付近に自動販売機を設置してほしい。
- (2) 自動販売機とともに、空き缶等の回収箱が設置されることで、公園内のポイ捨ても減ると思う。
- (3) 省エネ効果の高い自動販売機もあるのではないか。
- (4) 気候危機の状況を踏まえると設置する必要はないのではないか。
- (5) 指定管理者の参加を促すために設置するという理由にしてほしくな い。

小金井市環境報告書

令和 3 年度版



目 次

第1章 はじめに	
1. 環境報告書のねらい	1
2. 環境報告書の位置づけ	1
3. 環境報告書の構成と内容	4
4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み	5
第2章 基本計画の進捗状況	
1. 環境基本計画の概要	7
2. 計画推進の基盤づくり	8
3. 基本目標ごとの進捗状況	14
基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる	14
基本目標2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する	21
基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ	30
基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	33
基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る	45
基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる	47
基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	52
第3章 市役所としての取組	
1. 小金井市環境マネジメントシステム	56
2. 小金井市施設ごみゼロ化行動	60
第4章 地球温暖化対策	
1. 小金井市役所における地球温暖化対策	61
2. 市域の地球温暖化対策	68
第5章 点検評価結果	69
資料編	
1. 小金井市環境方針	72
2. 小金井市気候非常事態宣言	73
3. 令和3年度グリーン購入実績一覧表	74
4. 小金井市環境保全実施計画	77

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第 22 条に基づき、令和 3 年度の年次報告書として作成するものです。

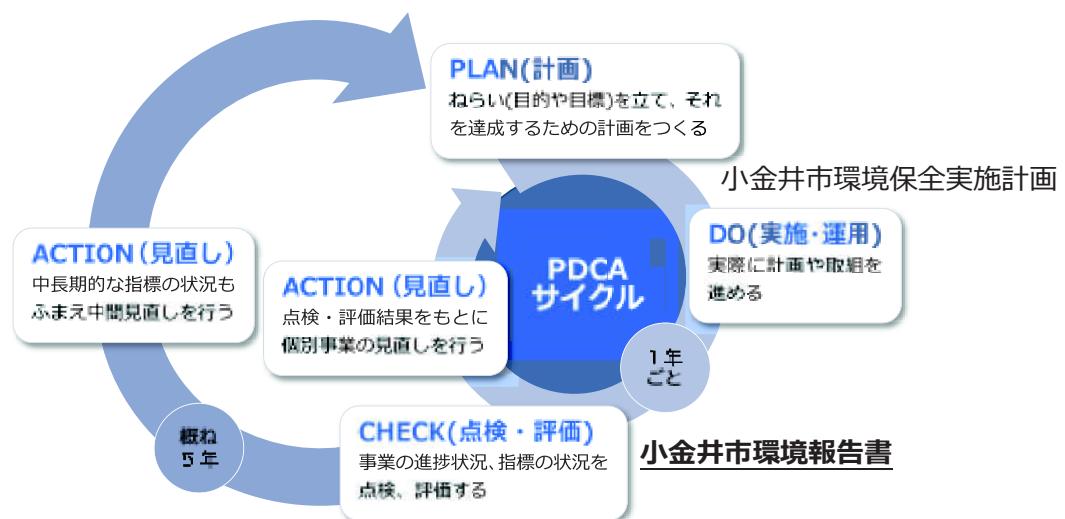
環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取組の方向に沿って、どれだけの取組が進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取組の改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

2. 環境報告書の位置づけ

小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取組の実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

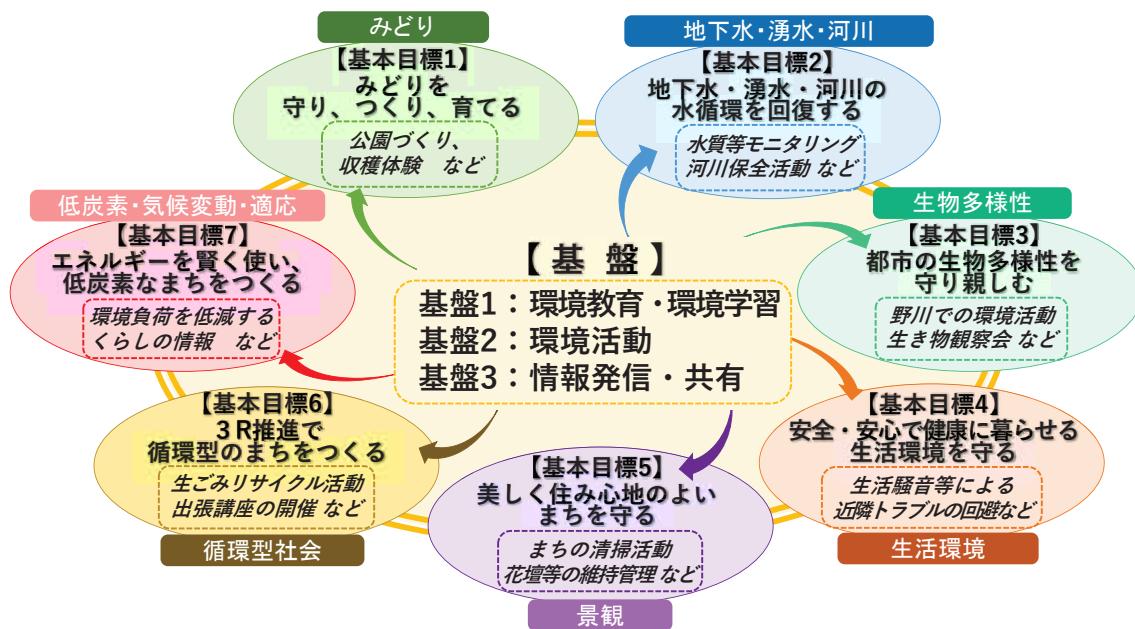
小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取組の体系と方向が示されています。

環境基本計画の目標体系

緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 環境基本計画の推進に必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方に基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取組の中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。

第2章 基本計画の進捗状況

環境基本計画には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取組の方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取組の状況を報告します。

上記の取組は、市が進める施策事業の計画を示す環境保全実施計画で示しています。

第3章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について報告します。

第4章 地球温暖化対策

地球温暖化対策に係る取組や現状等について、事業者として市役所が行っていること等についてと、市域全体の状況等について報告します。

第5章 点検評価結果

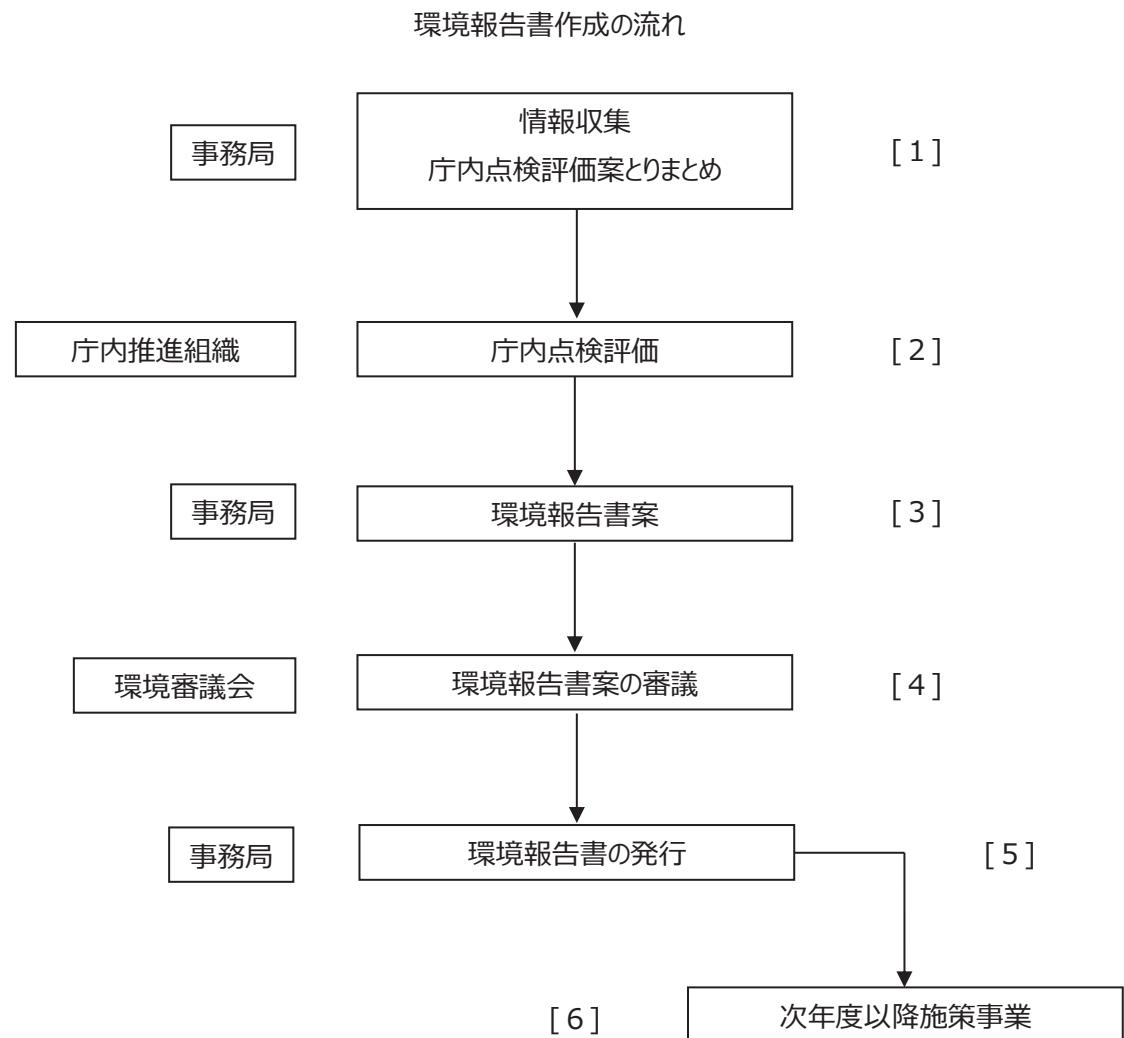
環境基本計画に基づく環境保全等の取組状況や実績に対する点検評価結果等を掲載します。

資料編

環境報告書本編に係る参考資料等を掲載します。

4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。



[1] 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。

- ・ 環境現況及び取組に関するデータ
- ・ 市の各部局の施策事業の実施状況
- ・ 重点的取組の進捗状況
- ・ 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況

[2] [1]の報告を受けて、環境基本計画推進本部（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取組の進捗を点検評価します。

[3] 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。

[4] 環境報告書案を環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取組の実施状況を評価します。

[5] 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。

[6] 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度以降の施策事業に反映させます。

第2章 基本計画の進捗状況

1. 環境基本計画の概要

第3次小金井市環境基本計画では、「小金井の将来の環境像」を実現するために、全ての分野に関係し、計画推進の基盤となる重要な取組として「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」を位置付けました。

また、多くの市民が残したい環境として挙げた「みどり」や「水辺」、「桜のある風景（景観）」をはじめとする市内の環境や、ごみ減量を含む循環型社会等実現すべき社会のあり方について、7つの分野ごとに基本目標を掲げました。この分野ごとに10年後に目指す姿や目標と、施策の進捗を図る取組指標を設定しています。

この章では、目標や施策の状況について報告します。

○各表の見方

取組指標/環境教育・環境学習、環境活動、情報発信・共有

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
環境に関する体験・啓発イベント	3回/年（R1年度） ※公民館主催の自然観察会2回、クリーン戦1回	0回/年	現状以上

⇒ 第3次小金井市環境基本計画策定時（令和3年3月）に確認できている状況・実績等を現状としています。

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
010 基盤1 環境教育・環境学習										
011 学習の場・機会の創出	011	1	011-1	環境講座	環境啓発事業の一部として環境講座を行う。	環境政策課	「まるごと柿づくし2、「水引のリサイクル」を実施した。	新型コロナウイルス感染症対策として、1回あたりの参加人数を減らしたが、回数を増やして対応した。	A	A

⇒ 【実施状況に対する評価】
S…計画を超えて達成
A…計画どおりに達成
B…実施したが計画に未達
C…未実施

【実績（効果）に対する評価】
S…見込を超えた効果があった
A…見込どおりの効果があった
B…見込んだ効果に至らなかった
(評価になじまないもの等は「-」としています。)

2. 計画推進の基盤づくり

7つの分野ごとに掲げた基本目標の基盤となる「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」について取組方針を示し、各基本目標の中で具体的に反映・展開していきます。

取組の状況

環境フォーラム

とき：令和3年11月17日（水）～21日（日）、23日（祝）

会場：小金井 宮地楽器ホール、小金井市環境楽習館、オンライン

参加者：1,138人（環境講座32人含む）

協力：小金井市環境市民会議、東京学芸大学環境教育研究センター、オール東京62市区町村
共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、一般社団法人 JEAN、NPO こがねい市民発電、NPO グリーンネックレス、トランジションタウン小金井、一般社団法人 日本社会連
帯機構、公益社団法人 国土緑化推進機構



小金井 宮地楽器ホールでは、海のごみ問題に関する写真パネルの展示し、参加者にプラスチックごみを削減するためのアイデアやメッセージを考えもらい、大きな木をイメージしたボードに添付しました。

環境楽習館では、ワークショップや映画上映を行いました。

小金井 宮地楽 器ホール	環境賞授与式 みどりのこども絵画コンテスト みんなの問題・海のごみ おおきな木「わたしたちになにができる？」 市及び環境団体活動展示 ミニ太陽光パネル、小型生ごみ処理容器等 みどり東京・温暖化防止プロジェクト	環境 楽習館	【ワークショップ等】 水引のラリエット 一斗缶ロケットストーブ お家で循環！ガーデンシュレッダーとミニ・キエ一口 【映画】 もうひとつの明日へ（オンラインあり）
--------------------	--	-----------	---

クリーン野川作戦

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

小金井市環境賞

市では、小金井市環境基本条例が制定された、平成 15 年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っています。

小金井市環境賞受賞団体（者）一覧（過去 5 年間）

年 度	受 賞 者(団体・個人)	受 賞 内 容
第 15 回 平成 29 年度	山田 啓一さん	地下水に関しての調査と啓発活動に取り組むとともに、市の地下水保全会議委員として市政に貢献した。
第 16 回 平成 30 年度	該当者（推薦者）なし	
第 17 回 令和元年度	土曜生ごみリサイクル連絡会	生ごみのリサイクルを実施し、ごみ減量・資源循環型社会の形成に寄与している。
第 18 回 令和 2 年度	該当者（推薦者）なし	
第 19 回 令和 3 年度	塚本 哲也さん 秋山 健次さん	地域の清掃活動に取り組み、街の美化に寄与している。

子ども環境ワークショップ「ごみ収集車をプログラミングで動かそう！」

とき：令和 3 年 7 月 11 日（日）、11 月 14 日（日）

会場：東京学芸大学

参加者：27 組 54 人

二酸化炭素排出削減について、生活に身近な「ごみ」を切り口に考えるワークショップを実施しました。



取組指標/環境教育・環境学習、環境活動、情報発信・共有

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
環境に関する体験・啓発イベント	3回/年 (R1年度) ※公民館主催の自然観察会 2回、クリーン野川作戦1回	0回/年	現状以上
環境に関する講座実施回数	27回/年 (R1年度) ※出張講座 24回、公民館講座 1回、環境楽習館講座 2回	26回/年 出張講座 16回、公民館講座 8回、環境楽習館講座 2回	現状以上
環境関連施設見学会	10件/年 (R1年度)	0件	現状以上
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	14団体 (R2年度)	11団体	現状以上
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報の提供の強化	ごみ特集号 4回/年 (R2年度)	ごみ特集号 4回/年 環境特集号 1回/年	左記に加え、他分野を含む特集号の実施 1回/年

体系No.	施策毎事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
010_基盤1 環境教育・環境学習									
011_学習の場・機会の創出									
011	1	011-1	環境講座	環境啓発事業の一部として環境講座を行う。	環境政策課	「まるごと柿づくし2、「水引のリエット」を実施した。	新型コロナウィルス感染症対策として、1回あたりの参加人数を減らしたが、回数を増やして対応した。	A	A
011	2	重複	011-2	環境フォーラム	環境政策課	令和3年11月に小金井宮地楽器ホールの展示を中心として環境フォーラムを開催した。	新型コロナウィルス感染症対策として、展示を中心としたため、体験型の企画をできなかった。	A	A
011	3	重複	011-3	クリーン野川作戦	環境政策課	新型コロナウィルス感染症予防のため中止	新型コロナウィルス感染症予防のため中止となった。	C	-
011	4		011-4	環境施設見学会	環境政策課	新型コロナウィルス感染症予防のため中止	新型コロナウィルス感染症予防のため中止となった。	C	-

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
011	5		011-5	小金井市環境賞	環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者を表彰する。	環境政策課	2者から応募があり、選考委員会の結果、2者を被表彰者とした。	約20年事業を継続し表彰してきたが、表彰の対象となるのは環境保全の取組を長く続けた方であるため、新たな対象者は増えにくく、応募がない年度が生じている。	A	A
011	6	重複	612-6	くるカメ出張講座	市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説する出張講座を行う。	ごみ対策課	出張講座（6回）等で啓発活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画していた講座等の実施ができなかった。		B	B
011	7		011-7	小金井市まなびあい出前講座	行政、各団体、企業等の協力を得て、職員・社員が市民方へ出向いて情報を提供する「小金井市まなびあい出前講座」を行う。メニューに環境、まちづくり、防災、教育等がある。	生涯学習課	出前講座の実施回数 11回	新型コロナウイルス感染症の影響により申込が少なかった。	A	A
011	8	重複	011-8	公民館事業	公民館事業（子ども体験講座、市民講座、成人学校等）で環境をテーマとする講座等を開催する。	公民館	市民講座、成人学校、若者による自主講座等計8講座を実施した。	講座参加者が固定化する傾向にある。いかに新規参加者を呼び込むか。	A	A
011	9		011-9	環境学習の推進（環境教育資料の提供）	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	東京都等が作成する資料やホームページなどを紹介	各校の教育課程にそった環境教育が推進された。	A	A
012_担い手の創出										
012	-	-	-	-	（「011_学習の場・機会の創出」と概ね重複するため省略。）	-	-	-		
020_基盤2 環境活動										
021_市民協働体制の強化										
021	1		021-1	環境市民会議との協働	環境市民会議による活動を支援する。	環境政策課	補助金交付による活動の支援のほか、6回の協議を実施した。	環境保全に関して共有することができ、連携が図られている。	A	A
021	2	重複	131-2	環境市民会議によるみどり調査の支援	環境市民会議によるみどり調査に対する支援を行う。	環境政策課	環境市民会議と協議をしたが、感染症拡大防止の観点より調査を見送った。	環境市民会議のみどり調査会メンバーの高齢化により調査が難しい面もあるため、支援内容を協議する必要がある。	B	-
021	3	重複	132-1	環境美化サポート制度（公園）	「小金井市環境美化センター制度実施要綱」に基づく環境美化サポート制度の活用を促進する。また、公園で活動する環境美化センターに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	新たに6団体が登録し、用具の提供等を行った。情報交換会も定期的に行うとともに、指定管理者制度を導入している先進的な2つの公園の視察を実施した。	先進的な2つの公園の視察を実施したこと、各公園で活動するセンター同士の交流の機会を図ることができ、様々な意見交換の機会となり、モチベーションを高めることにつながった。	A	A
021	4	重複	322-4	田んぼの時間	東京学芸大学がもつ休耕田をフィールドに環境市民会議（環境学習部会）が行う、代掻きから収穫まで体験する活動「田んぼの時間」について、広報等の支援を行う。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	新型コロナウイルス感染症予防のため中止となつた。	C	-

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
021	5	重複	521-3	環境美化センター制度（道路）	小金井市環境美化センター制度実施要綱による環境美化センター制度や意義向上を図る。	道路管理課	団体及び個人により市道等の清掃が行われている。会員数は377名。市民との協働による環境美化活動を推進したい。		A	A
021	6		021-6	こがねい市民活動団体リスト	市民活動団体の情報が掲載された「こがねい市民活動団体リスト」を更新する。	コミュニティ文化課	令和4年2月1日に改訂版のリストを発行した。	こがねい市民活動団体リストの改訂版を作成し、ネットワークづくりに寄与した。	A	A
021	7		021-7	こがねい市民講師登録・紹介制度	市民の生涯学習活動を支援するため、市民講師を登録し、サークルや団体等の求めに応じて援助者として活動する制度である。	生涯学習課	登録講師の活用や新たな講師の登録はなかった。	講師は、基本的にはボランティアなので増やしていくのが難しい。	B	-
021	8		021-8	社会教育関係団体	社会教育関係団体の登録充実と支援を行うとともに、市民への周知や環境を含めた学習機会への活用を図る。	生涯学習課	令和3年度登録数97件	3年ごとの登録更新時にコロナ禍により団体活動の自粛が多く前回登録更新時より件数が減少した。	B	B
021	9		021-9	環境学習の推進（講師等の紹介）	学校の環境学習活動への派遣要請に対して講師等を紹介する。	指導室	東京都等が紹介する講師に係る情報提供	各校の教育課程にそった環境教育が推進された。	A	A
022 場・人材・情報のネットワーク化										
022	1	重複	011-2	環境フォーラム	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	令和3年11月に小金井 宮地楽器ホールの展示を中心として環境フォーラムを開催した。	新型コロナウイルス感染症対策として、展示を中心としたため、体験型の企画をできなかつた。	A	A
030 基盤3 情報発信・共有										
031 効果的な情報発信										
031	1		031-1	環境基本計画の普及啓発	環境基本計画の周知啓発を行う（市ホームページ、公共施設、環境フォーラム等のイベント 等）。また、市民団体・教育機関等とのネットワークづくりを進め、それらを介した新たな発信方法を追求する。	環境政策課	環境市民会議へ周知を行った。市ホームページで公開するほか公共施設や環境フォーラムで概要版を配布した。	新たな発信方法を検討する。	A	A
031	2	重複	031-2	「小金井市環境行動指針」の活用	「小金井市環境行動指針」を活用する。（市ホームページ、環境フォーラム等のイベント 等）	環境政策課	市ホームページで公開するほか公共施設や環境フォーラムで配布した。	関心のある市民に手に取ってもらえる環境を整備できた。	A	A
031	3	重複	612-2	市報でのごみ減量・リサイクル特集記事	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を掲載する。	ごみ対策課	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を年4回掲載し、正しい分別方法の周知やごみ減量啓発を図る。	転出する者が多いので、りかえし周知や啓発を行うことが必要となる。	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
031	4	重複	611-1	食育ホームページ	食と環境（地産地消）について考えてもらうためのサイト「食育ホームページ」を、ボランティアからなる食育ホームページ編集委員会が作成・更新する。	健康課	数値実績なし	HPも10年以上になるがあらためてまず内容の周知以前にHPの広報を課ツイッターやチラシの置き場を広げて行っているところである。委員が何人が辞めたため、新たな委員の募集を新年度を行う予定である。HPのチラシの置き場についてもさらに広げて行っているところである。	A	A
032 環境情報の共有										
032	1	重複	032-1	環境報告書の公表	環境基本計画に基づき実施された施策の進捗状況、市の環境情報を記載した環境報告書を毎年公表する。	環境政策課	令和2年度版を作成・公表した。	第3次環境基本計画に合わせた改訂を実施する。	A	A

3. 基本目標ごとの進捗状況

基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
緑被率	30.2% (R1年度)	28%
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	72% (R1年度)	80%

取組指標/1.1 みどりの保全

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
環境保全緑地の指定面積	環境緑地：4.78ha (R1年度)	環境緑地：4.78ha	現状維持
保存樹木の指定本数	保存樹木：842本 (R1年度)	保存樹木：819本	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	市民農園：5農園 (内民営1農園) 4,060.37m ² 体験型市民農園： 2農園 4,489.46m ² (R1年度)	市民農園：6農園 (内民営1農園) 4,600.37m ² 体験型市民農園： 2農園 4,489.46m ²	現状より増加

体系No.	施策毎事業等の重複	事業No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価	
110_みどりの保全										
111_まちなかのみどりの保全										
111	1	111-1	環境緑地・公共緑地の保全	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）の指定・保全を行う。また、必要に応じて指定要件の見直しを行う。	環境政策課	R4年4月1日に指定要件の見直しのため、規則の改正をした。 環境緑地の指定面積 4.78ha	市報及びホームページにより効果的に情報発信に努める。	A	A	
111	2	111-2	保存樹木、保存生け垣の指定	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、保存樹木、保存生け垣を指定するとともに、制度について分かりやすく周知を図る。	環境政策課	市報R4年4月1日号及びホームページにて周知にむけ調整した。 保存樹木の指定本数 819本 保存生け垣の指定延長 3,968.40m	市報及びホームページにより効果的に情報発信に努める。	A	A	
111	3	重複	111-3	生け垣造成奨励金交付制度	道路に面して新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成する。制度の適用対象を拡大し、より活用しやすい制度とする。	環境政策課	指定要件の見直しをR4年4月1日にむけ調整した。	市報及びホームページにより効果的に情報発信に努める。	A	A

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
111	4		111-4	環境配慮基準の見直し（樹木）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、宅地開発時の既存樹木の保全割合を検討する。	環境政策課	緑化指導基準の制定とともに検討した。	既存樹木の保全は所有者及び開発事業者の負担を強いるため、慎重に検討する必要がある。	B	B
111	5	重複	112-2	体験農園	農家が開設する体験型市民農園に対する支援等を行う。	経済課	■体験農園 農園数：2農園 区画数：90区画 面積：4,489.46m ²	体験農園では、夏作・秋作の農作物の講習会を行い、収穫した農作物で収穫祭を行い、農業者と市民との交流を深めた。	A	A
111	6	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	■市民農園（内民営1農園） 農園数：6農園 区画数：251区画 面積：4,600.37m ² 内容：市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうなど余暇生活の実現に貢献した。	令和4年4月1日の開園に向け、めいみみなみ第2市民農園を整備した。	A	A
111	7		111-7	みどりの実態に関する情報共有	事業者・市民にみどりの実態に関する情報を共有し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課	生産綠地の買い取り申請時等に保有者にみどりの保全について協力をお願いしている。	新たな支援制度などを市報及びホームページで周知に努める。	A	A
112 農地の保全・活用										
112	1		112-1	生産綠地地区の追加指定	生産綠地法等の改正に伴う生産綠地地区の指定基準緩和を受けて、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産綠地地区の増加を図る。	環境政策課	毎年4~5月に受け付けていた申請を通年で申請を受けることとした。	生産綠地の追加指定が3件あった。	A	A
112	2	重複	112-2	体験農園	農家が開設する体験型市民農園に対する支援等を行う。	経済課	■体験農園 農園数：2農園 区画数：90区画 面積：4,489.46m ²	体験農園では、夏作・秋作の農作物の講習会を行い、収穫した農作物で収穫祭を行い、農業者と市民との交流を深めた。	A	A
112	3	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	■市民農園（内民営1農園） 農園数：6農園 区画数：251区画 面積：4,600.37m ² 内容：市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうなど余暇生活の実現に貢献した。	令和4年4月1日の開園に向け、めいみみなみ第2市民農園を整備した。	A	A
112	4		112-4	高齢者農園	高齢者農園の整備を進める。	経済課	■高齢者農園 農園数：2農園 区画数：95区画 面積：1,371.83m ²	高齢者農園の利用希望者は多く後期高齢者の利用も43.2%と全体の約4割を占めており、介護予防に繋がることが期待されるなど高齢者農園がコミュニティの形成と健康促進の役割を果たしていると評価できる。	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
112	5		112-5	都市農地保全推進自治体協議会	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。	経済課	都市農地保全自治体フォーラムの開催が新型コロナウイルス感染拡大防止により中止となつたため	フォーラムの中止により、都民に都市農地の重要性を訴えることはできなかつたが、都市農地の保全、活用等について、ネットワーク機構である東京都農業会議とも連携し情報共有を図っている。	C	-
112	6		112-6	援農ボランティア	市内農家の農作業を手伝う「援農ボランティア」を養成する。	経済課	■援農ボランティア事業 参加者数：5人 認定者数：5人	援農ボランティア事業では、市内の圃場で5人の実習生が草取り、肥料の運搬、収穫、出荷作業などの作業を農業者から直接指導を受け、5人の実習生が認定を受けた。	A	A
112	7		112-7	苗木無料配布	営農を支援するため、市内農家が生産する苗木の無料配布事業を実施する。	経済課	■春の苗木：400本 ■秋の苗木：400本	小金井市民を対象に、抽選による苗木の無料配布を実施した。市内の緑化推進と植木の苗木生産振興に寄与した。	A	A
112	8		112-8	営農困難な都市農地の貸借を推進	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、意欲ある農業者や新規就業者、また、市民農園を開設したいと考える民間企業等が生産緑地を借りやすくなつたことから、営農困難な生産緑地の貸借を推進し、農地の活用を図る。	経済課	■都市農地の貸借の円滑化に関する法律による農地の貸借：6件	農地の貸借制度について、適宜周知を行つてきた結果、貸借による営農困難農地の解消に繋がつた。更に、営農困難農地の解消に向け、周知、相談を継続していく。	A	A
112	9		112-9	学童収穫体験事業	市内小学校を対象とした収穫体験事業への支援を行い、土に触れる喜びと作物収穫の感動と農業への理解を促進する。	経済課	■学童収穫体験事業 参加児童数：1,763人	土にふれあい、収穫の喜び、地場産野菜を味わい、身近な農への関心を高める機会とした。（雨天等により中止となつた学校へは、児童数分の収穫品を届けた。）	A	A

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
112	10	112-10	イベントを通じた交流機会の拡大	農業祭等のイベントを通じた魅力ある交流を進める。	経済課	■絵画コンクール申込者数 1・2年生： 31人 3・4年生： 172人 5・6年生： 18人 ■道草市 開催回数：6回 後援回数：6回 ■親子収穫体験 開催：1回 参加者：20組60人	引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催方法を検討していく。 道草市では、商業・農業・介護・子育ての関係者が、地域コミュニティや賑わいを図る目的でイベントを開催し、採れたての地場産野菜等の販売や芋ほり体験等を通して市民との交流や地場産の野菜等のアピールにつながった。 ダイコンの収穫体験（1本/1組）と地元農産物を使用した加工品及び収穫物と加工品を使用した料理レシピを配布し、農業と食育への関心と地産地消へのアピールにつながった。	B	B	
112	11	112-11	地場産野菜を活用した料理講習会	一日生活教室を通じ、地場野菜を使った料理講習会を実施する。	経済課	■料理講習会 開催回数：0回 参加人数：0人	引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催方法を検討していく。	C	-	
112	12	112-12	学校給食地場産野菜利用促進	学校給食の地場野菜の導入率を高めるため、栄養士と農家の打合せ等の調整について協力する。	経済課	■給食提供農家圃場見学：4農園	学校給食への地場産野菜の積極的な導入を図るために、市内公立小・中学校の栄養士向けに圃場見学を実施した。給食に納品されている野菜等の圃場見学や生産農家との意見交換等を通じて地場産野菜の利用促進への理解を深めた。	A	A	
112	13	112-13	環境保全型農業の推進	東京都工農産物認証制度を利用し、減農薬と減化学肥料に取り組む。	経済課	新型コロナウイルス感染拡大防止により支部別座談会を中止したことから、事業説明ができなかった。	パンフレットの送付等も含め、引き続き農業者へ周知を行っていく。	C	-	

取組指標/1.2 みどりの創出

指標		現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
公園・緑地面積		86.86ha (R1年度)	86.93ha	現状より増加

体系No.	施策毎事業等の重複数	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
120_みどりの創出								
121_公園・緑地の創出・活用								
121	1	121-1 公園等の適切な維持管理	児童遊園・子供広場・緑地・都市公園の維持管理を行う。	環境政策課	市内212箇所の公園等で安全上支障となる樹木は優先的に伐採や剪定等を行った。草刈り等の回数については、繁茂状況に応じて212箇所の作業回数を見直した。	より多くの住民要望に応えるために、さらに効率良くバランスの取れた委託内容を検討する必要がある。	A	A
121	2	121-2 新たな公園等の整備	優先的に整備が必要な小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園を整備する。	環境政策課	小長久保公園は用地取得と整備工事を、三楽公園は用地取得を行った。	三楽公園については、令和4年度に用地取得をした北側緑地と一体とした整備工事を行う。	A	A
121	3	重複 121-3 指定管理者制度等の民間活力導入	都市公園の魅力向上のため、指定管理制度等の民間活力の導入を検討する。	環境政策課	民間事業者と個別対話を実施し、事業スキームの検討をした。	事業期間、事業範囲について、改めて民間事業者の意向を確認する必要がある。	A	A
121	4	121-4 低未利用公園等の整理	利用者数の少ない公園等について土地利用転換を含めた有効な利活用について検討をする。	環境政策課	活用希望調査を行い、2公園の活用希望があったため、希望担当課と調整をした。	公園周辺の自治会や隣接地権者の合意形成に至らない場合が多く、希望する活用に至らないことがある。	A	A
121	5	重複 121-5 小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行った。	ボランティアの参画による地域連携と芝生を活かした教育活動に貢献している。	A	A
121	6	重複 312-4 学校ピオトープ等の維持管理	学校花壇・農園・ピオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	学校花壇や農園、ピオトープ等の適正な維持管理	児童・生徒を取り巻く環境が整備された。	A	A
121	7	121-7 公共施設の建設・改修工事における緑化	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課	小金井市環境配慮指針に従い、敷地面積から建物面積を除いた面積の20%以上の緑化を設計に反映。	小金井川リーナンセンターについては、発注仕様書に基づき緑地帯を反映	A	A

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
122 みどりのまちなみの創出										
122	1		122-1	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化、壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	環境政策課	環境配慮基準の見直しについて検討した。		A	A
122	2		122-2	緑化指導に関する規定の制定	新たに緑化指導に関する規定を制定し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	環境政策課	基準を策定し、令和4年度から適用となる。		A	-
122	3	重複	111-3	生け垣造成奨励金交付制度	道路上に面して新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成する。制度の適用対象を拡大し、より活用しやすい制度とする。	環境政策課	指定要件の見直しをR4年4月1日にむけ調整した。	市報及びホームページにより効果的に情報発信に努める。	A	A
122	4		122-4	緑化の手引きの作成	事業者・市民に向けた「緑化の手引き」を作成し、緑化手法や維持管理に関する技術等の情報提供を行う。	環境政策課	R4年4月1日に向け調整した。	市報及びホームページにより効果的に情報発信に努める。	A	A
122	5		122-5	街路樹の管理	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。景観形成機能や生き物の生息空間等の創出機能にも配慮し、適切な管理を進める。	道路管理課	都市計画道路3・4・12号線にオムラサキツツジを111株植樹した。 都市計画道路3・4・3号線にサツキツツジを30株植樹した。		A	A

取組指標/1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
都市計画公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100% (三楽公園・梶野公園)	100%

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
130 みどりをはぐくむ市民活動の促進										
131 みどりを知り、親しむ機会の創出										
131	1		131-1	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	環境政策課	4回、花壇ボランティアによる公園花壇植え替えイベントを周知のうえ実施した。	支援制度の周知により新たに保存生け垣の申請があった。	A	A
131	2	重複	131-2	環境市民会議によるみどり調査の支援	環境市民会議によるみどり調査に対する支援を行う。	環境政策課	環境市民会議と協議をしたが、感染症拡大防止の観点より調査を見送った。	環境市民会議のみどり調査会メンバーの高齢化により調査が難しい面もあるため、支援内容を協議する必要がある。	B	-
131	3		131-3	環境学習の充実	小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実を図る。	環境政策課	小金井第四小学校6年生を対象の環境学習を行い、学校や公園等の樹木に樹名板を100枚設置した。	身近なみどりを大切にする気持ちの醸成につながった。	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
132 協働による活動の推進										
132	1	重複	132-1	環境美化サポート制度（公園）	「小金井市環境美化センター制度実施要綱」に基づく環境美化サポート制度の活用を促進する。また、公園で活動する環境美化サポートに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	新たに6団体が登録し、用具の提供等を行った。情報交換会も定期的に行うとともに、指定管理者制度を導入している先進的な2つの公園の視察を実施した。	先進的な2つの公園の視察を実施したこと、各公園で活動するサポート同士の交流の機会を図ることができ、様々な意見交換の機会となり、モチベーションを高めることにつながった。	A	A
132	2		132-2	花壇ボランティア・剪定ボランティアへの支援	花壇ボランティアや剪定ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。また、スキルアップの為、講座形式でみどりの知識や管理など技術を習得できる仕組みを検討する。	環境政策課	3月に2回、市民団体による活動の活発な公園を視察し、他市区の事例を学んだ。	先進的な2つの公園の視察を実施したこと、各公園で活動するサポート同士の交流の機会を図ることができ、様々な意見交換の機会となり、モチベーションを高めることにつながった。	A	A
132	3		132-3	公園サポート会議設置の検討	梶野公園サポート会議をモデルに、地域住民が管理するモデル公園の選定。公園サポート会議の設置を検討する。	環境政策課	令和4年度に実施する三楽公園整備工事については、自治会や近隣関係者等との協議を密に行い、サポート会議の足掛かりを作った。	三楽公園について、関係者との信頼関係を継続して構築していく必要がある。令和4年度に工事のための市民説明会等を実施、信頼関係をより強固なものにしていき公園サポート会議の設置を検討する。	A	A
132	4		132-4	気軽に参加できるボランティア制度の検討	子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	環境政策課	公園花壇ボランティアの活動と協働し、親子で参加できるイベントを4回実施した。	日頃利用している公園で花の植え替え体験を実施したこと、公園の愛着を高めることができ、公園を大切に利用しようとする気持ちの醸成ことができた。	A	A
132	5		132-5	みどりに関する新たな歳入確保	みどりに関する募金等、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	環境政策課	各イベント実施時に合わせて募金箱を設置した。		A	A
132	6		132-6	花壇ボランティアによる屋上庭園の運営	(仮称)新福祉社会館の屋上庭園の一部において、花壇ボランティアによる運営を検討する。	地域福祉課			C	-

基本目標2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
市内の地下水位	過去10年間でほぼ一定	現状から低下しない
湧水の水量	測定地点数：4地点 全地点の合計：870L/分 (R1年度)	現状から減少しない
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L ②BOD：0.5mg/L (R1年度)	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準（A類型相当）※を達成 ※①7.5mg/L以上、 ②2mg/L以下
湧水の水質	①硝酸性窒素： 5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン ③テトラクロロエチレン ④1-1-1-トリクロロエタン ②～④定量下限値未満 (R1年度)	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※を達成 ※①10mg/L以下、 ②0.01mg/L以下、 ③0.01mg/L以下、 ④1mg/L以下

野川の水質

市では、野川の水質調査を小金井市域最下流部の柳橋下にて、毎年6月と11月の年2回調査を行っています。

令和3年度の調査結果は、生活環境項目、健康項目ともに、前年度に引き続き、環境基準（D類型）を全て満たしていました。

生活環境項目の調査結果

調査項目	単位	環境基準値	R3.6.3	R3.11.4
pH(水素イオン濃度)	—	6.0以上8.5以下	6.8	7.0
DO(溶存酸素)	mg/ℓ	2mg/ℓ以上	9.4	9.9
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	8mg/ℓ以下	<0.5	<0.5
COD(化学的酸素要求量)	mg/ℓ	—	0.9	3.2
SS(浮遊物質量)	mg/ℓ	100mg/ℓ以下	2	5
大腸菌群数	MPN/100mℓ	—	4,900	2,800
T-N(全窒素)	mg/ℓ	—	3.97	6.53
T-P(全リン)	mg/ℓ	—	0.035	0.012

健康項目の調査結果

調査項目	単位	環境基準値	R3.6.3	R3.11.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10 mg/ℓ 以下	3.1	5.9

井戸水調査

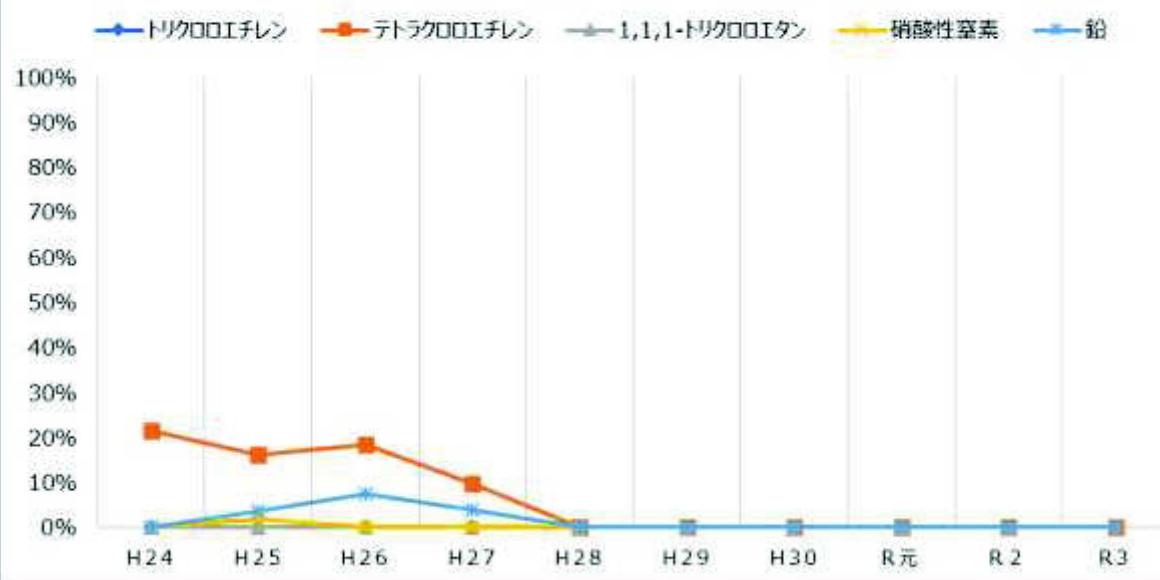
トリクロロエチレン等の有機塩素化合物によって、地下水が広範に汚染されていることが昭和 57 年の環境庁調査でわかりました。地下水汚染は浄化が困難であり、自然環境に与える影響も広範囲に及びます。

市では、毎年 4 回、井戸 13 地点の水質調査を行っています。

5 項目の環境基準超過率の推移は下図のとおりです。平成 28 年度以降、環境基準の超過はありません。

トリクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体等に用いられている。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘されている。
トリクロロエタン	無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品等の洗浄用に使用されている。

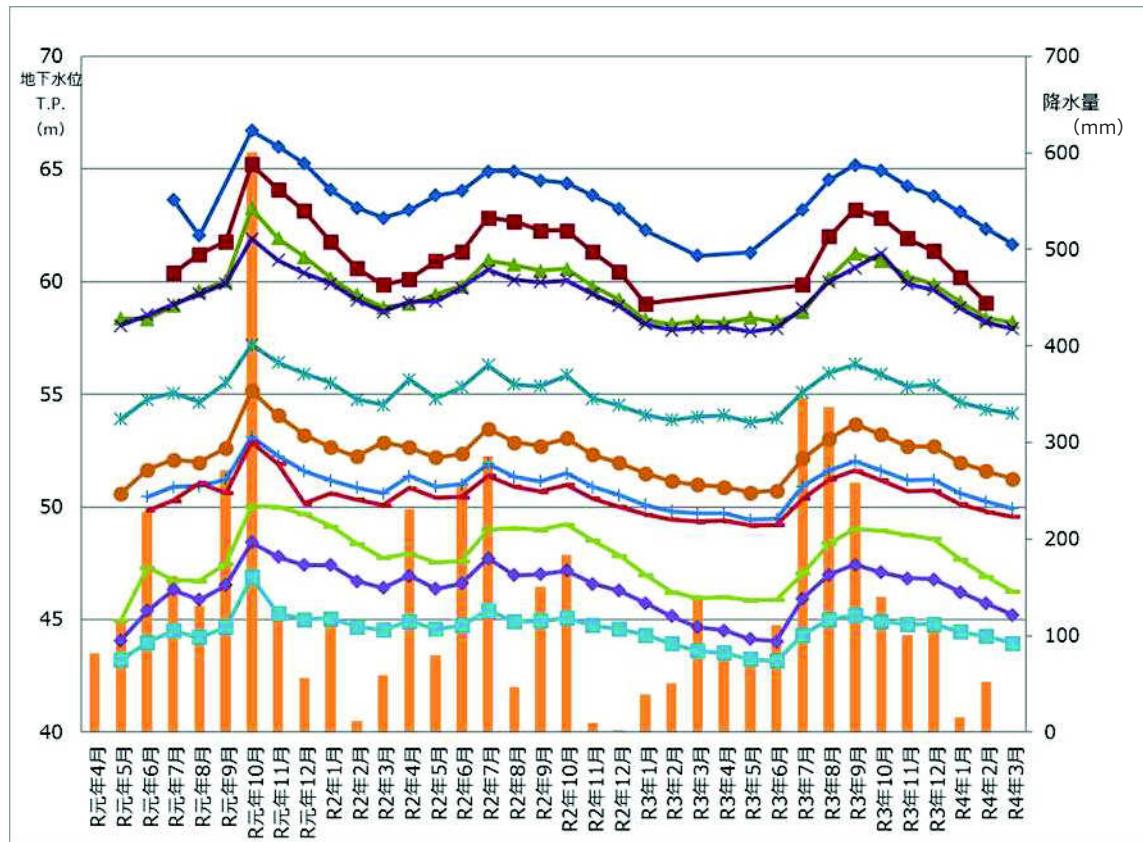
小金井市内井戸水の環境基準超過率



地下水位測定

市では、毎月1回、地下水位測定を行っています。

次の棒グラフは月降水量、折れ線グラフは水位測定を行っている11地点の地下水位をそれぞれ示しています。



湧水調査

市では、毎年2回、水質、水生生物の調査を行っています。

(1) 水質調査

①貫井神社

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R3.6.21	R3.12.20
気温	°C	—	—	23.5	8.5
水温	°C	—	—	18.0	16.5
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m³/sec	0.001	—	0.001	0.005
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.4	6.0
電気伝導率	mS/m	—	—	19.0	16.7

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R3.6.21	R3.12.20
硝酸性窒素	mg/ ℓ	0.01	10 以下	5.00	5.90
トリクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
テトラクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ ℓ	0.0002	1 以下	N D	N D

②滄浪泉園

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R3.6.21	R3.12.20
気温	℃	—	—	23.2	4.2
水温	℃	—	—	17.5	16.2
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ / sec	0.001	—	N D	0.002
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.7	6.1
電気伝導率	mS/m	—	—	19.8	19.5
硝酸性窒素	mg/ ℓ	0.01	10 以下	5.40	6.00
トリクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
テトラクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ ℓ	0.0002	1 以下	N D	N D

③美術の森緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R3.6.21	R3.12.20
気温	℃	—	—	23.8	8.0
水温	℃	—	—	18.0	16.2
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ / sec	0.001	—	N D	0.001

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R3.6.21	R3.12.20
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.5	6.0
電気伝導率	mS/m	—	—	18.8	14.9
硝酸性窒素	mg/ ℓ	0.01	10 以下	7.30	6.00
トリクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
テトラクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ ℓ	0.0002	1 以下	N D	N D

④中町四丁目公共緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R3.6.21	R3.12.20
気温	℃	—	—	25.5	7.8
水温	℃	—	—	18.0	17.0
臭気	—	—	—	微土臭	無臭
流量	m ³ / sec	0.001	—	N D	0.001
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.5	6.1
電気伝導率	mS/m	—	—	20.5	19.0
硝酸性窒素	mg/ ℓ	0.01	10 以下	7.50	4.90
トリクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
テトラクロロエチレン	mg/ ℓ	0.0002	0.01 以下	N D	N D
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ ℓ	0.0002	1 以下	N D	N D

(2) 調査結果の概要及び考察

①水質調査

6月、12月の調査共に、どの地点でも水質は外観上で濁りなどは見られず透視度も50度以上でした。

水温については、貴井神社で18.0℃（6月）、16.5℃（12月）、滄浪泉園で17.5℃（6月）、

16.2°C（12月）、美術の森緑地で18.0°C（6月）、16.2°C（12月）、中町四丁目公共緑地で18.0°C（6月）、17.0°C（12月）で、年間変動は小さく、各調査地点ともほぼ同じ水温と言えます。

臭気は6月中町四丁目公共緑地は微土臭でしたが、他の地点は無臭であり、異常は見られませんでした。

流量については、貫井神社で60 ℥/min（6月）、300 ℥/min（12月）、滄浪泉園で60 ℥/min未満（6月）、120 ℥/min（12月）、美術の森緑地で60 ℥/min未満（6月）、60 ℥/min（12月）、中町四丁目公共緑地で60 ℥/min未満（6月）、60 ℥/min（12月）でした。

pHについては、いずれの地点でも6.0～6.7でやや酸性でした。

電気伝導率については、貫井神社19.0mS/m（6月）、16.7mS/m（12月）、滄浪泉園で19.8mS/m（6月）、19.5mS/m（12月）、美術の森緑地で18.8mS/m（6月）、14.9mS/m（12月）、中町四丁目公共緑地で20.5mS/m（6月）、19.0mS/m（12月）でした。

硝酸性窒素については、貫井神社で5.00mg/ ℥（6月）、5.90mg/ ℥（12月）、滄浪泉園で5.40mg/ ℥（6月）、6.00mg/ ℥（12月）、美術の森緑地で7.30mg/ ℥（6月）、6.00mg/ ℥（12月）、中町四丁目公共緑地で7.50mg/ ℥（6月）、4.90mg/ ℥（12月）であり、全調査地点で環境基準を満たしていますが、やや高めの傾向でした。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについては、6月、12月共に全地点で不検出（0.0002mg/ ℥未満）でした。

取組指標/2.1 地下水・湧水の保全

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年12回 地下水質調査：年4回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生生物）：年2回 野川水質調査：年2回（R1年度）	地下水位調査：年12回 地下水質調査：年4回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生生物）：年2回 野川水質調査：年2回	調査頻度、地点数について現状維持又は拡充
雨水浸透ますの設置数（単年度）	2,044基（R1年度）	2,297基	毎年2,000基以上
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト：53m ² 透水性インターロッキングブロック：計1,884m ² （R1年度）	透水性アスファルト：51m ²	（設定しない）

体系No.	施策毎事業等の重複数	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
210_地下水・湧水の保全								
211_地下水・湧水等のモニタリング								
211	1	211-1 水質監視測定	市内井戸の水質測定を行い、地下水保全会議等を通じて結果を分析・公表する。	環境政策課	報告書をホームページに掲載した。	調査結果に異常は見られなかった。	A	A
211	2	重複 211-2 漪水調査	市内の湧水調査（水質調査、底生生物調査、付着藻類調査）を行い公表する。	環境政策課	報告書をホームページに掲載した。	調査結果に異常は見られなかった。	A	A
211	3	211-3 漪水測定見学等	湧水測定の見学会等を行う。	環境政策課	R3-R4「検討」のため実績なし			
211	4	211-4 自動記録計設置による地下水位測定	市の管理する井戸または所有者に許可を得た井戸に自動記録計を設置し、連続して水位測定を行う。	環境政策課	R3-R4「検討」のため実績なし			
212_住宅地等における雨水浸透の促進								
212	1	重複 212-1 雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前に建築された建物である。	下水道課	申請件数3件・設置浸透ます6個	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存の建物とし、助成金を交付した。	A	A
212	2	212-2 雨水浸透ます設置工事	道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きよへの雨水流入を抑制する。	下水道課	浸透ます38基設置	下水管に流入する雨水量の削減	A	A
212	3	212-3 歩道における透水性舗装	歩道舗装を透水性舗装にすることで、道路雨水の浸透を促進する。	道路管理課	市道第1号線に透水性アスファルトを51m舗装した。		A	A
213_開発事業等における地下水への影響の未然防止								
213	1	213-1 環境配慮計画書	開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課	開発工事事業者から事前相談があった際には、条例を周知した。	条例を周知することができた。	A	A
213	2	213-2 地下水保全会議の開催	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聞き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行うなどして影響の未然防止に努める。	環境政策課	地下水影響工事の届出 0件		A	-
214_崖線はじめ湧水源となるみどりの保全								
214	1	214-1 国分寺崖線のみどりの保全	国分寺崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る。	環境政策課	緑地制度を活用し、40,620.16㎡の国分寺崖線上のみどりを環境緑地として保全している。	引き続きみどりの軸として保全に努める。	A	A
214	2	214-2 滌浪泉園でのイベント開催	特別緑地保全地区に指定されている滌浪泉園で、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催等を通じて周知に努める。	環境政策課	5月にブルーベリー苗木配布と、親子の自然保護教室を実施した。	子ども及び子育て世代に身近なみどりの大切さを実感してもらう機会となつた。	A	A
214	3	重複 312-2 野川自然再生事業	野川自然再生協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加した。		A	A

第2章 基本計画の進捗状況

取組指標/2.2 河川環境の保全

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：1回/年 公民館講座：1回/年 (R1年度)	0回	現状以上

体系No.	施策毎事業等の重複	事業No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
220 河川環境の保全									
221 水質汚濁の発生防止									
221	1	221-1	下水道法による水質規制	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施。	法等に基づく排水の監視及び立入検査では、問題ない。	A	A
221	2	重複 212-1	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前に建築された建物である。	下水道課	申請件数3件・設置浸透ます6個	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存の建物として助成金を交付した。	A	A
221	3	重複 231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進める。	環境政策課	8件（9基）に補助金を交付した。		A	-
222 水辺に親しめる機会の充実									
222	1	重複 011-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	新型コロナウイルス感染症予防のため中止となつた。	C	-
223 流域単位での他自治体等との連携									
223	1	223-1	野川流域連絡会への参加	野川流域連絡会（事務局：東京都建設局）へ参加する。	環境政策課	野川流域の環境に係る啓発や整備等に関する協議を行つた。		A	-
223	2	223-2	野川流域環境保全協議会への参加	6市区（本市、国分寺市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で構成される野川流域環境保全協議会へ参加する。	環境政策課	委員会（書面開催）、小委員会に出席し、幹事長市の引継ぎを行つた。（令和元年、2年度幹事長市）		A	-
223	3	223-3	多摩川流域協議会への参加	3都県30市町村で構成される多摩川流域協議会へ参加する。	環境政策課	協議会は欠席したものの、引き続き多摩川流域における情報発信推進等に努める。		A	-

取組指標/2.3 水資源の有効利用

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2件（R1年度）	8件	年間10件以上
震災対策用井戸数	38か所（R1年度）	38か所	現状維持若しくは増加

体系No.	施策毎事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
230 水資源の有効利用									
231 日常生活における雨水利用や節水の推進									
231	1	重複	231-1 雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進める。	環境政策課	8件（9基）に補助金を交付した。		A	-
231	2		231-2 節水行動の啓発	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課	環境行動指針の公開、配布及び雨水貯留施設の設置促進により節水意識の向上に努めた。		A	-
231	3		231-3 雨水利用に関する情報発信	雨水利用に関する関連情報をホームページに掲載する。	環境政策課	パンフレット「雨水活用のススメ」をホームページに掲載した。		A	-
231	4		231-4 雨水利用に関する外部との情報交流	雨水利用の現状やトレンドを把握するため、外部との情報交流を行う。	環境政策課	各種会議体で議題とならなかつた。		A	-
232 災害時における水資源の活用									
232	1	重複	231-1 雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進める。	環境政策課	8件（9基）に補助金を交付した。		A	-
232	2		232-2 非常災害用井戸の管理	非常災害用井戸を適正に設置・管理する。	地域安全課	令和4年2月に保守点検を実施	水質検査の結果、国で定めた水質基準に適合していることを確認。	A	A
232	3		232-3 震災対策用井戸の管理	震災対策用井戸を適正に管理する。	地域安全課	令和4年2月に水質検査（38件）を実施	・修理が必要な井戸については、市補助金（上限5万円）を支給しているが、費用が多額で所有者個人での修理が困難になると、協定を解除せざるを得ないことが想定される。	A	A

基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
生物多様性の認知度（意識調査）	-	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8% (R1年度)	55%

アライグマ・ハクビシンの防除

市では、対象種による被害を受けた方からの依頼に基づき、捕獲器の設置・対象種の処分を行っています。

	捕獲器設置（基）	アライグマ（頭）	ハクビシン（頭）
令和3年度	66	2	8

体系No.	施策毎事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
310 生物多様性の保全									
311 生物多様性に関する実態の把握									
311	1	重複	211-2 溝水調査	市内の溝水調査（水質調査、底生生物調査、付着藻類調査）を行い公表する。	環境政策課	報告書をホームページに掲載した。	調査結果に異常は見られなかった。	A	A
311	2	重複	311-2 自然環境情報の発信	市内の自然観察会の情報を整理し、共有する。	環境政策課	R3-R4「検討」のため実績なし			
312 生き物の生息・生育環境の保全・創出									
312	1		312-1 公園等における樹木の選定	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内の樹木を新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実なる樹木を植樹していく。	環境政策課	在来種を植樹することができなかった。	生物多様性を保持するために、新たな植樹候補地を国分寺崖線沿いの公園を中心に検討する。 令和4年度に三楽公園整備工事により北側の緑地を開放するので、植樹対象箇所の候補地として検討する。	C	-
312	2	重複	312-2 野川自然再生事業	野川自然再生協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加した。		A	A
312	3		312-3 緑化指導における在来種導入	指定開発事業に対する緑化指導の際に、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」や市策定の「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、在来種の導入など生態系に配慮した緑化を働きかける。	環境政策課	前原三丁目大規模開発について、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」や「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」にある具体的な在来種を中心とした植栽計画が立てられた。		A	A

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
312	4	重複	312-4	学校ビオトープ等の維持管理	学校花壇・農園・ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	学校花壇や農園、ビオトープ等の適正な維持管理	児童・生徒を取り巻く環境が整備された。	A	A
313 外来種対策の推進										
313	1		313-1	アライグマ・ハクビシンの防除	アライグマ・ハクビシンの生態や、駆除の必要性を周知、また、捕獲し生息範囲の拡大を防ぐ。	環境政策課	市報・ホームページでの周知を行った。捕獲頭数：10頭（アライグマ2頭・ハクビシン8頭）		A	A
313	2		313-2	外来植物駆除	市民参加による外来植物駆除（クリーン野川作戦等）を検討・実施する。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	新型コロナウイルス感染症予防のため中止となつた。	C	-
313	3		313-3	生物多様性の普及啓発	外来種についての情報を市ホームページで発信する。	環境政策課	外来種情報をホームページに掲載した。		A	-

取組指標/3.2 自然とのふれあいの推進

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：4回 ※公民館における講座1回、公民館主催の自然観察会2回、クリーン野川作戦における自然観察会等1回 (R1年度)	市主催：1回 ※公民館における講座1回	市主催の普及啓発：5回/年以上

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
320 自然とのふれあいの推進										
321 自然について知る機会の創出										
321	1	重複	311-2	自然環境情報の発信	市内の自然観察会の情報を整理し、共有する。	環境政策課	R3-R4「検討」のため実績なし			
321	2		321-2	緑の環境教育	市内の公立小学校と連携し自然に接しながら緑の大切さを学ぶ環境教育を推進する。	環境政策課	小金井第四小学校6年生を対象の環境学習を行い、学校や公園等の樹木に樹名板を100枚設置した。	身近なみどりを大切にする気持ちの醸成につながった。	A	A
322 自然と親しめる機会の創出										
322	1	重複	011-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	新型コロナウイルス感染症予防のため中止となつた。	C	-

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
322	2	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	■市民農園（内民営1農園）農園数：6農園区画数：251区画面積：4,600.37m ² 内容：市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうなど余暇生活の実現に貢献した。	令和4年4月1日の開園に向け、ぬくいみなみ第2市民農園を整備した。	A	A
322	3	重複	011-8	公民館事業	公民館事業（子ども体験講座、市民講座、成人学校等）で環境をテーマとする講座等を開催する。	公民館	市民講座、成人学校、若者による自主講座等計8講座を実施した。	講座参加者が固定化する傾向にある。いかに新規参加者を呼び込むか。	A	A
322	4	重複	322-4	田んぼの時間	東京学芸大学がもつ休耕田をフィールドに環境市民会議（環境学習部会）が行う、代掻きから収穫まで体験する活動「田んぼの時間」について、広報等の支援を行う。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	新型コロナウイルス感染症予防のため中止となつた。	C	-
322	5		322-5	はけの森調査隊	はけや野川の自然観察会を実施している、はけの森調査隊の活動に対し、市報での周知等の支援を行う。	環境政策課	はけの森調査隊の、2回実施の事業について後援を行い、市報にて周知した。	身近なみどりを大切にする気持ちの醸成につながつた。	A	A
322	6		322-6	市民団体等が行う自然と親しめるイベントへの協力	市民団体等が行う自然と親しめるイベント（自然観察会、生き物調査等）への支援・協力を行う。	環境政策課	はけの森調査隊の、2回実施の事業について後援を行い、市報にて周知した。	身近なみどりを大切にする気持ちの醸成につながつた。	A	A
322	7		322-7	自然観察会等の情報発信	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	環境政策課	該当する開催情報なし		A	-

基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
大気環境基準等の達成状況 (東京都環境局測定)	①二酸化窒素： 達成 (0.016ppm) ②浮遊粒子状物質： 達成 (0.043mg/m ³) ③一酸化炭素： 達成 (0.2ppm) ④ダイオキシン類： 達成 (0.018pg-TEQ/m ³) ※H30年度測定値	左記項目について環境基準等※を達成 ※①1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 ②1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下 ③1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下 ④1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	①五日市街道： 昼夜間ともに達成 ②小金井街道： 昼夜間ともに達成 ③連雀通り：昼間のみ達成 ④新小金井街道： 昼間のみ達成 ⑤東八道路： 昼夜間ともに達成 ※令和元年度測定値	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 (5地点とも昼間 70dB、夜間 65dB) ※令和3年度から6地点で測定

公害苦情の発生状況

近年、工場や指定作業場などの事業所から発生する公害より、一般の生活型公害（生活騒音等）が増えており、これは、法律や条例による規制がなじみにくいものです。日常の生活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオ等から発生する音、人の声、ペットの鳴き声等、人が日々生活することにより発生するもので、本市に寄せられる苦情（次頁）もほとんどが、一般の生活型公害によるものです。

なお、近年増えてきている苦情としては、空家、あき地からの樹木の越境や雑草繁茂などがあります。生活型公害は、相互の信頼関係がある場合とそうでない場合で、受け取り方が大きく異なります。そのため、1人ひとりが普段から、社会性を大切にするよう心がけていくことが必要になります。

また、建設現場からの騒音、振動などの苦情も多く寄せられています。建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は、法律や条例で規制対象となっており、令和3年度の特定建設作業実施届出件数は、騒音規制法に基づく届出件数が38件、振動規制法に基づく届出件数が32件でした。

公害の発生源と用途地域別件数

(単位：件)

用途地域 発生源	第1種・ 第2種低層 住居専用	第1種・ 第2種中高層 住居専用	第1種 住居地域	近隣商業	商業	準工	不明	合計
工場	0	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	0	0	0	0	0	0	0	0
建設作業	16	1	0	0	0	0	0	17
一般	10	1	2	1	0	0	0	14
不明	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	26	2	2	1	0	0	1	32

公害の種類別と用途地域別件数

(単位：件)

用途地域 種類別	第1種・ 第2種低層 住居専用	第1種・ 第2種中高層 住居専用	第1種 住居地域	近隣商業	商業	準工	不明	合計
騒音	14	1	2	0	0	0	0	17
振動	8	0	0	0	0	0	0	8
悪臭	7	0	0	0	0	0	1	8
粉じん	5	1	0	0	0	0	0	6
ばい煙	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	1	0	0	0	3
合計	36	2	2	1	0	0	1	42

公害の種類別件数

(単位：件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
騒音	26	21	31	36	11	20	28	8	14	7	17
振動	7	5	7	8	4	4	11	4	3	1	8
悪臭	11	8	19	17	19	24	14	10	9	2	8
粉じん	3	6	0	12	2	3	5	1	0	0	6
ばい煙	0	32	15	11	9	17	11	5	7	5	0
その他	44	39	37	42	82	72	54	48	40	67	3
合計	91	111	109	126	127	140	123	76	73	82	42

騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

（単位：dB）

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
螢木光灯の触れ合う音	さ郊外やのき深夜	静小深かな鳥の住え地	工静アかなコン事務室外所機	チ普通の会話	騒除機	ピアノ鉄の音車内	犬の大鳴き声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

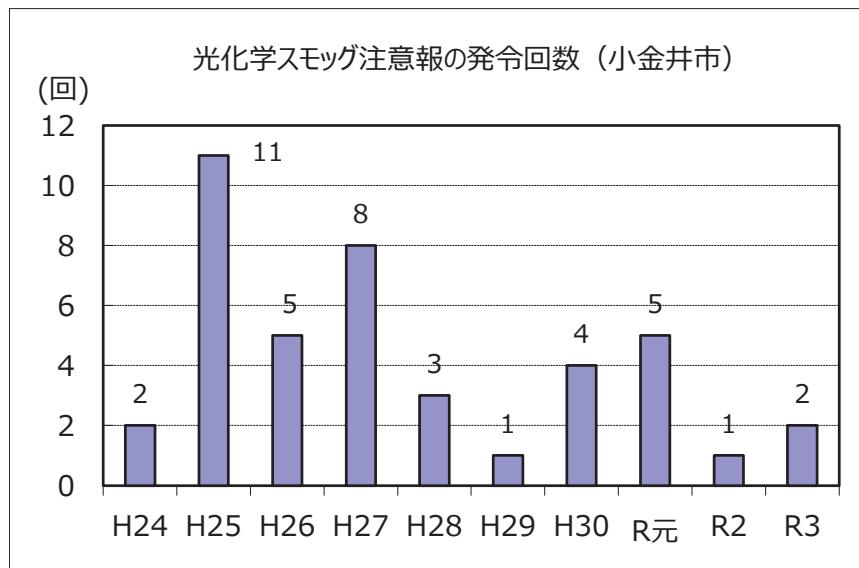
大気汚染の状況

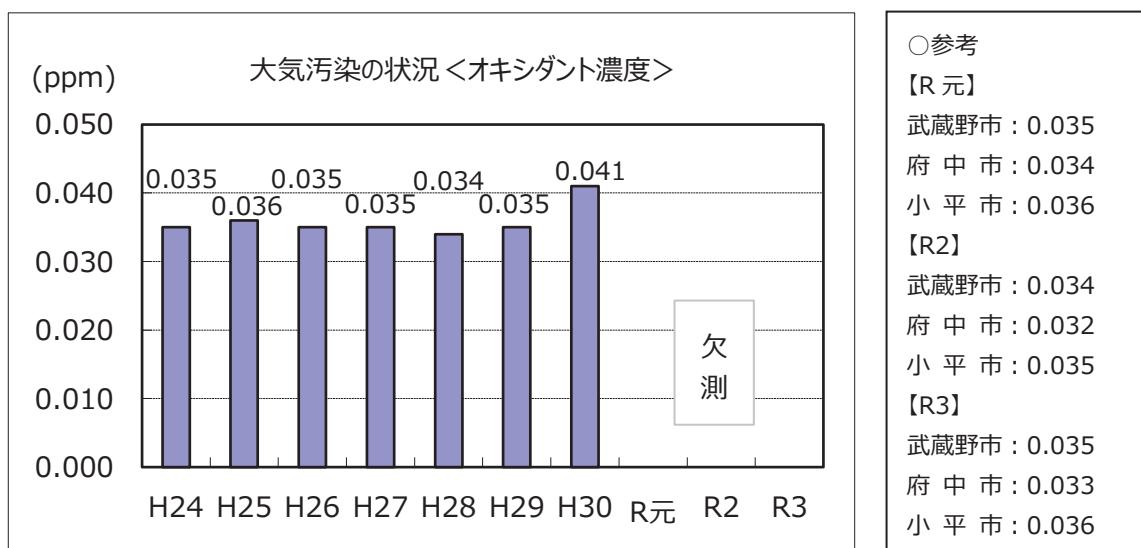
東京都は、都内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局で大気汚染状況の常時監視を行っています。図表値は東京都の観測データとなっており、観測場所は小金井市本町です。この測定局の移設に伴い、平成30年11月から欠測となっていましたが、令和5年度に測定再開の予定となっています。

（1）小金井市の光化学スモッグ発生状況

光化学オキシダントは、光化学スモッグの指標とされており、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、光化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、濃度の1時間値が0.06 ppm以下と定められており、基準を超過すると、注意報（0.12ppm以上）、警報（0.24ppm以上）、重大緊急報（0.40ppm以上）が発令されます。



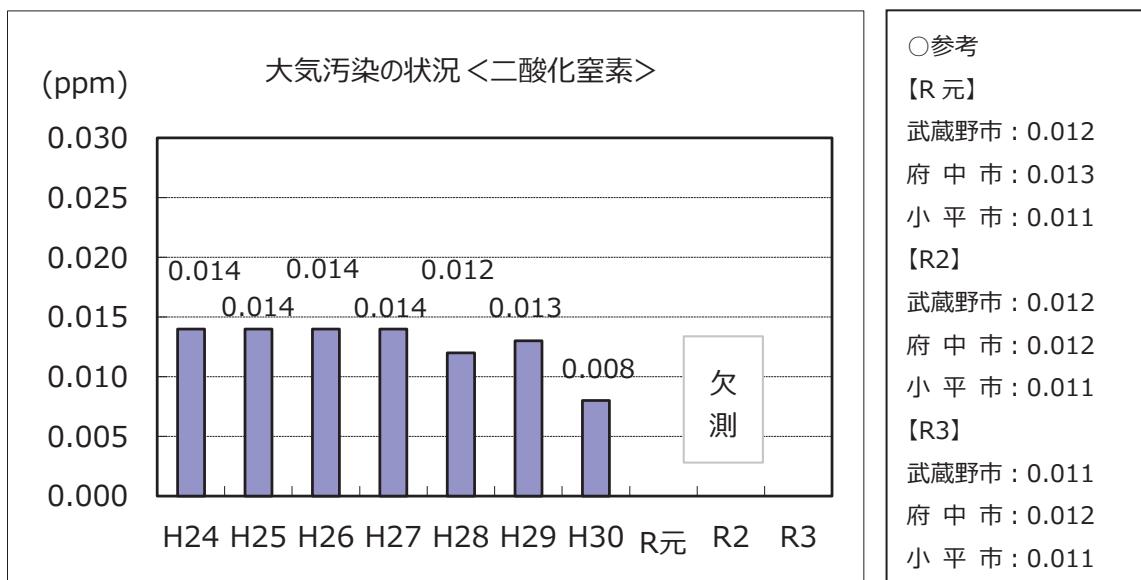


(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、窒素の酸化物で代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーや自動車などで、燃焼の過程で一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることと定められています。

平成27年度までは横ばいですが、平成28年度以降、徐々に減少傾向が見られます。都市部での窒素酸化物の発生は自動車からのものが多く、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が二酸化窒素の減少に繋がっていると考えられます。



(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

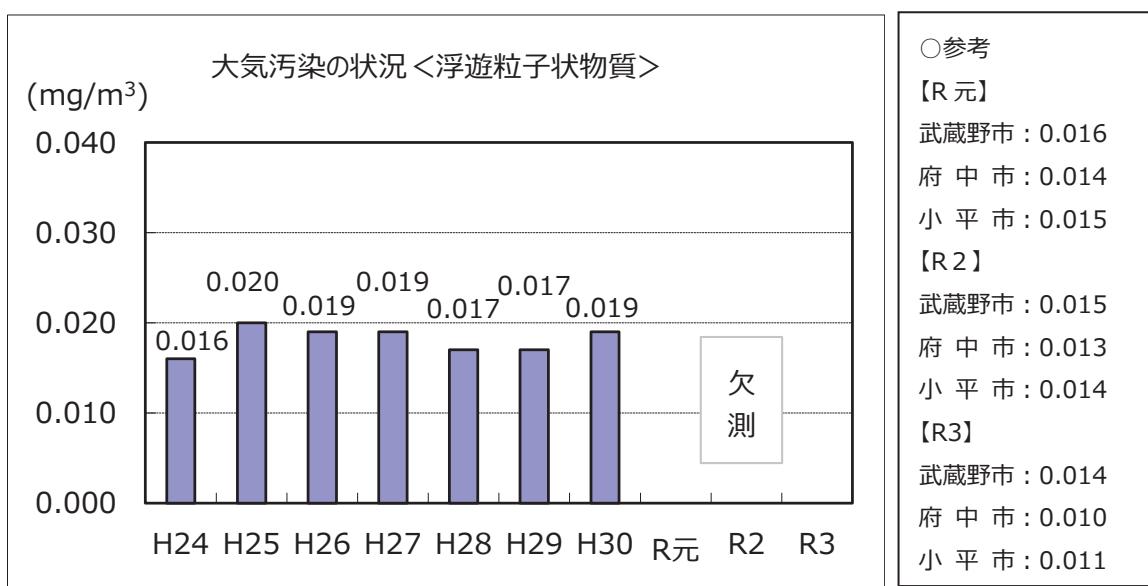
浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル) 以下のものを指します。Suspended Particulate Matter の頭文字から SPM と略されます。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出されます。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壤の飛散、火山、森林火災などによって発生します。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となる等、人の健康に影響を及ぼし、 $10\mu\text{m}$ を超える粒子は上気道領域で捕捉されますが、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの（微小粒子状物質：PM2.5）は肺胞領域にまで侵入しやすいとされています。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されています。

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であることと定められています。

平成 15 年 10 月から施行されたディーゼル車規制の効果もあり、この 10 年程ほぼ横ばいで推移しており、環境基準を大きく下回っています。

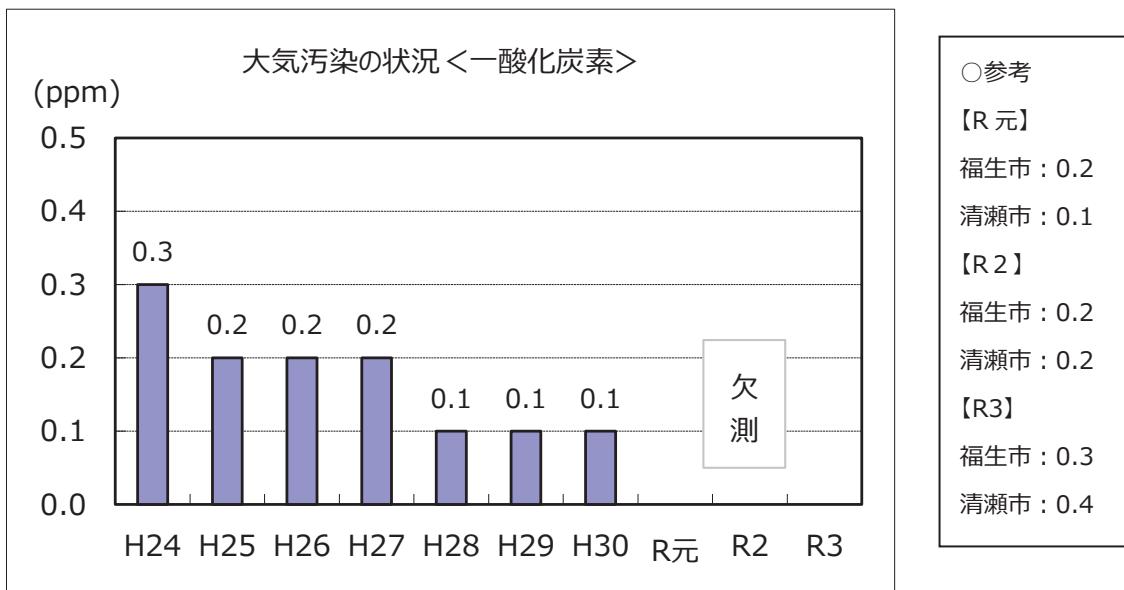


(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起します。

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であることと定められています。

この 10 年程ほぼ横ばいで推移していますが、一酸化炭素の人工的な発生源の主たるものは自動車であり、二酸化窒素と同様に、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新により、今後、一酸化炭素の減少も期待されています。



○参考

【R元】

福生市 : 0.2

清瀬市 : 0.1

【R2】

福生市 : 0.2

清瀬市 : 0.2

【R3】

福生市 : 0.3

清瀬市 : 0.4

小金井市の 大気質調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準が大気中で $0.6\text{pg}^{*1}\text{-TEQ}^{*2}/\text{m}^3$ 以下と定められ、平成 12 年 1 月 15 日から適用されました（平成 11 年環境庁告示第 68 号）。

市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施し、ポリ塩化ジベンゾ-P-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度の測定を行い、市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

令和 3 年度の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF^{*3}（2006）の毒性等量でみると、最大値は冬季の保健センターで $0.029\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、最小値は夏季の保健センターで $0.012\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、年間の平均値は $0.018\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、環境基準を十分満足する値でした。

また、令和 3 年度の調査結果を令和 3 年度に東京都環境局が測定した都内 17 箇所の年平均値 ($0.015\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$) と比較すると、ほぼ同じ値でした。

地域住民への環境評価として、今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15m^3 、体重を 50kg と仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本年度の調査結果 $0.018\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ を用いて計算すると、 0.0054pg-TEQ/kg/日 となります。これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量 (TDI) について」（平成 11 年 6 月「環境庁」）である 4 pg-TEQ/kg/日 と比較すると 0.14% の寄与率でした。

* 1 : pg (ピコグラム) = 1 兆分の 1 グラム

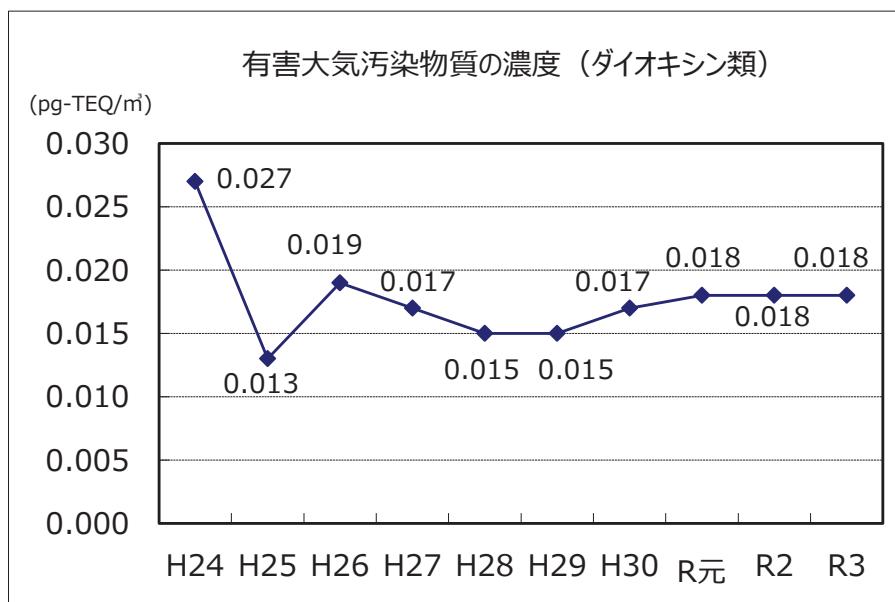
* 2 : TEQ (ティーイーキュー) = 毒性等量 (Toxic Equivalents) の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値

* 3 : TEF (ティーイーエフ) = ダイオキシン類の毒性等価係数

ダイオキシン類測定結果

(単位 : pg-TEQ/m³)

調査地点	令和3年8月23日～24日	令和4年2月8日～9日
①小金井市東センター	0.013	0.019
②小金井市保健センター	0.012	0.029
平均値	0.013	0.024
令和3年度平均値		0.018



(2) 二酸化窒素

市では、毎年1回、大気質調査で、自動車排気ガスが主な原因である二酸化窒素濃度を住宅地や交差点で測定しています。

簡易測定法による二酸化窒素濃度の測定を住宅地点31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で行いました。

令和3年度の測定結果は、全ての調査地点において、環境基準値（※）を下回っていました。

住宅地域については、最大値が0.012ppm、最小値が0.009ppmでした。また、住宅地域31地点の平均値は0.011ppmでした。

交差点・沿道地域については、最大値が0.022ppm、最小値が0.012ppmでした。また、交差点・沿道地域19地点の平均値は0.016ppmでした。

今年度と昨年度を比較すると、住宅地域、交差点・沿道地域とも、平均値、最大値、最小値すべてにおいて高くなりました。

※1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること

二酸化窒素測定結果

(単位: ppm)

調査地域	最大値	最小値	平均値
住宅地域	0.012	0.009	0.011
交差点・沿道地域	0.022	0.012	0.016

(3) 浮遊粒子状物質

市では、毎年1回、大気質調査で、大気中の浮遊粒子状物質の調査を行っています。

令和3年度の測定結果は、調査期間の3日間とも環境基準値（※）を下回っていました。

調査期間中の浮遊粒子状物質の濃度は、武藏小金井駅前交番と新小金井交番で比較すると、多少のばらつきがみられました。

※1 時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること

浮遊粒子状物質測定結果

(単位: mg/m³)

調査地点名	R4.3.15	R4.3.16	R4.3.17	3日間平均値	1時間値の最大値
武藏小金井駅前交番	0.008	0.010	0.018	0.012	0.027
新小金井交番	0.017	0.019	0.023	0.019	0.038

小金井市内の道路交通騒音・振動調査

市では、毎年1回、市内6か所の道路（五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路、東大通り）で道路交通騒音・振動調査を行っています。

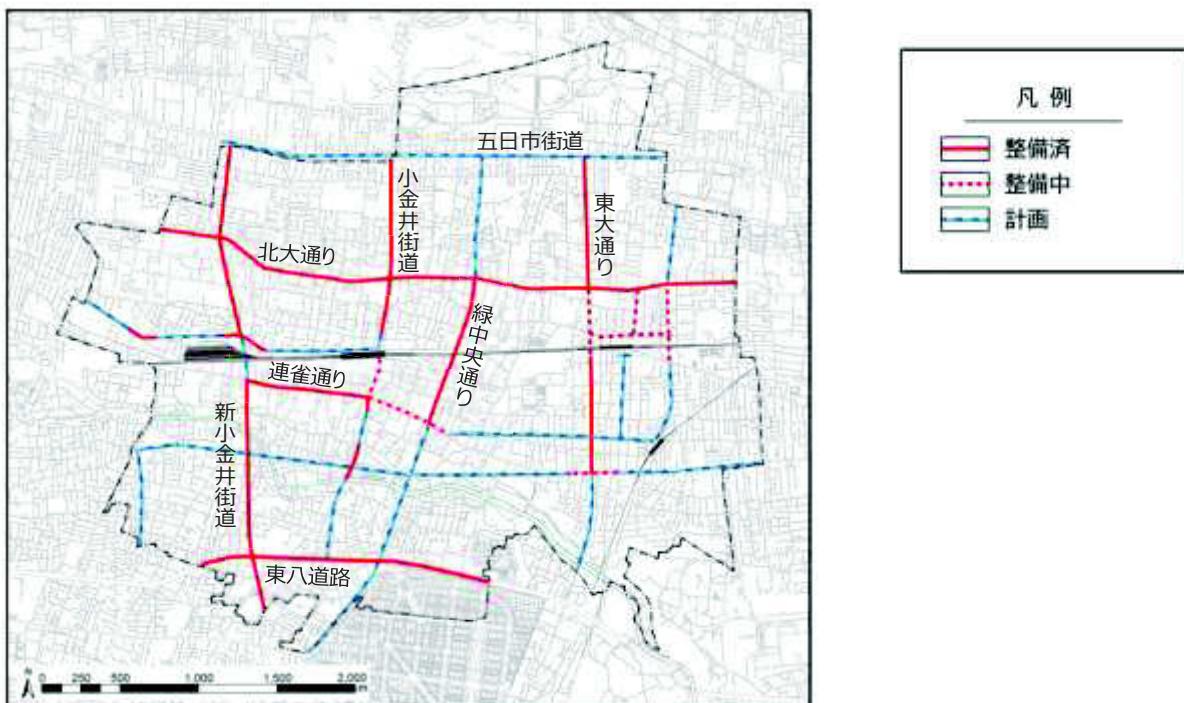
令和3年度の調査結果は、騒音については、昼夜間とも環境基準及び要請限度（道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。）を超過した地点はありませんでした。また、振動についても昼夜間とも要請限度を超過した地点はありませんでした。

道路交通騒音・振動測定結果

(単位：dB)

	騒音						振動			
	環境基準		要請限度		測定結果		要請限度		測定結果	
	昼間	夜間								
五日市街道	70	65	75	70	64	62	65	60	41	37
小金井街道					61	58			40	33
連雀通り					68	64			48	42
新小金井街道					67	65			43	39
東八道路					65	61			45	38
東大通り					60	54			38	29

【都市計画道路】



参考：東京都都市計画地理情報システム（平成29（2017）年10月）、小金井市（令和4（2022）年3月現在）

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎事業等の重複	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
410_大気汚染や騒音などの公害発生源対策								
411_事業活動等における公害の発生防止								
411	1	411-1	公害関係法令に基づく規制・指導	大気汚染防止法、騒音規制法、東京都環境確保条例など公害関係法令等に基づく規制や指導を行う。	環境政策課		騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域の指定	A A
411	2	411-2	小口事業資金融資あっせん制度における特別整備資金	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課	0件	当該融資メニューの周知を図る。	B B
411	3	411-3	アスベスト排出等作業実施届出受付	アスベスト排出等作業実施届出受付(2000m ² 以下)と現場立会いをする。	環境政策課	大防法届出 0件 市条例届出 35件		A A
411	4	411-4	土壤・地下水汚染対策の啓発	土壤・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。ホームページやパンフレット等による情報提供を行う。	環境政策課		パンフレット等による周知	A A
412_自動車由来の騒音や排気ガス等の低減								
412	1	重複	721-1	小金井市コミュニティバス運行事業（及び同再編事業）	小金井市コミュニティバス（CoCoバス）を運行する。また、運行ルートの見直しを含めた総合的な検証も行う。	交通対策課	地域公共交通会議5回開催 CoCoバス再編計画（案）及びガイドライン（案）が策定できた。	A A
412	2	重複	721-2	自転車駐車場整備事業	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	民営自転車駐車場設置補助：1事業者、112台	多くの民間から賃貸借にて運営している中で、今後は恒久的に使用できる高架下などの自転車駐車場整備を進めさせていたい。
412	3		412-3	グリーン購入の推進	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。	関係各課	車両購入なし	故障し廃車になった際は新規購入予定。
413 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策								
413	1		413-1	除草剤や殺虫剤の適正使用の周知	広報や市ホームページを通じて、除草剤や殺虫剤の適正使用を周知する。	環境政策課		広報や市ホームページによる周知
413	2		413-2	残留農薬検査	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課	■残留農薬検査件数：0件	ウリ科の作物の土壤検査の補助を実施しており、令和3年度の要望はなかった。
413	3		413-3	化学物質に関する情報提供	PRTR制度（法）や化学物質適正管理制度（都条例）に基づき、化学物質取扱い事業所に対し使用量報告を求める。また、化学物質の環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。	環境政策課	都条例に基づく届出13件 市条例に基づく届出6件	

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
413	4		413-4	シックハウス状況調査	公共施設（市立保育園）における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	保育課	冷暖房機 1台購入	購入の際、シックハウスの原因となる「ホルムアルデヒド」をはじめとした有害物質をまったく使用していないか、F☆☆☆☆等級の資材を使用した商品であることを確認した。	A	A
413	5		413-5	シックハウス状況調査	市立小・中学校における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課	教室等空気環境衛生検査測定を小学校2校、中学校1校にて実施した。	教室内の環境が基準値内であることが確認できた。	A	A
413	6		413-6	空間放射線量の測定	認可保育園、幼稚園等における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	保育課	新型コロナウイルス感染症予防のため中止（感染拡大防止の観点から、施設への立入ができるだけ少なくしていただけ。）	新型コロナウイルス感染症予防のため中止となつた。	C	-
413	7		413-7	空間放射線量の測定	児童館・学童保育所における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	児童青少年課	令和3年8月に児童館・学童保育所を対象に実施。	年1回でも放射能線量を確認し、安全であることを知るだけでも安心して児童館・学童保育所を利用できる。	A	A
413	8		413-8	空間放射線量の測定	市立小中学校における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	庶務課	8月に小・中学校（全14校）の測定実施及び結果公表を行った。	安心安全な学校環境の整備のための状況把握。	A	A
413	9		413-9	給食用食材の放射能測定	給食用食材に含まれる放射性物質の測定を行い、測定結果を市ホームページで公表する。	地域安全課	小中学校280件、保育園343件の検査結果を市ホームページより公表した。	市ホームページで測定結果を随時更新し、広く周知することができた。	A	A
413	10		413-10	食品の放射能測定	希望する市民に対し、食品の放射能測定を、小金井市放射能測定器運営連絡協議会との協働で実施する。	経済課	測定件数62件（一般市民） 検体数についてこれまで2検体を測定していたが令和3年8月から1検体の測定となつた。	測定を実施するにあたり協議会の人員的体制が取りづらい状況が生じている。	A	A
413	11		413-11	放射線量測定器の貸出	空間放射線量を測るための簡易測定器を希望する市民へ貸し出す。	環境政策課	令和3年度 0件		A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
				420 環境のモニタリングやコミュニケーション						
				421 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信						
421	1		421-1	ダイオキシン類に係る大気環境調査	大気中のダイオキシン類の調査を毎年実施し、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	夏季・冬季にそれぞれ2か所で測定。いずれも環境基準値以下。		A	A
421	2		421-2	住宅地や沿道における二酸化窒素の測定	住宅地や交差点において、自動車排気ガスに由来する二酸化窒素濃度を測定（簡易測定法）し、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	市内50か所で測定。いずれも環境基準値以下。		A	A
421	3		421-3	大気中の浮遊粒子状物質の測定	大気中の浮遊粒子状物質の調査を行い、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	市内2か所で測定。いずれも環境基準値以下。		A	A
421	4		421-4	沿道における騒音・振動調査	市内の沿道において、騒音・振動調査を行い、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	6つの都道で騒音及び振動を測定。いずれも要請限度以下。		A	A
421	5	重複	032-1	環境報告書の公表	環境基本計画に基づき実施された施策の進捗状況、市の環境情報を記載した環境報告書を毎年公表する。	環境政策課	令和2年度版を作成・公表した。	第3次環境基本計画に合わせた改訂を実施する。	A	A
				422 安全・安心のための話し合いやルールづくり						
422	1		422-1	苦情処理・相談への対応能力開発	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課		オンライン講座等を受講	A	A

基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	46% (R1年度)	55%

取組指標/5.1 景観の保全・活用

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進 (R2年度)	・専門家の意見に基づき、ヤマザクラを10本補植 ・樹木医による史跡の植生環境再生状況の報告	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること

体系No.	施策毎事業等の重複	事業No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
510 景観の保全・活用									
511 景観保全・創出に係る取組の実施									
511	1	511-1	地区まちづくりの推進	「小金井市まちづくり条例」に規定される、地区まちづくり計画及び協議会、テーマ型まちづくり、地区計画、建築協定等のしきみが活用されるよう、周知や各種支援を行う。	まちづくり推進課	支援団体数：0団体	継続実施したが支援対象となる申請がなかった。	A	B
512 景観資源を活用する取組の充実									
512	1	512-1	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、玉川上水及びその周辺環境を保全する。	生涯学習課	2回開催	現地視察を行い文化財の状況に応じた計画が検討できた。	A	A
512	2	512-2	玉川上水・小金井桜整備活用事業（補足：東京都と連携）	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、サクラ並木の再生を進める。また、歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRする。	生涯学習課	新小金井橋～梶野橋間にヤマザクラを10本補植した。専門家を招き講演会で玉川上水の植生調査の再生状況の報告をいただく。	サクラ並木と林床の再生状況の周知向上に繋がった。	A	A
512	3	512-3	まちなか観光案内	市民ボランティアガイドの協力を得て行うまちなか観光案内、市内の観光スポットをテーマ別に結んだ「小金井まち歩きマップ」の作成等、小金井観光まちおこし協会が行う取組を支援する。	経済課	募集ツアー1回 リクエストツアー4回	コロナ禍に相応しいまちなか案内の内容・実施方法について再構成が課題となっている。	B	B
512	4	512-4	重要な文化遺産の保護・活用	重要な文化遺産は、文化財に指定し保護・活用を図る。また、情報発信として文化財センターの他、まちかど歴史ミュージアム事業を展開する。	生涯学習課	コミュニティ文化課と連携して旧中村研一邸茶室（花廬）を公開 本町四丁目的小金井村分水関連遺構の保護に向けた他機関との連携	建造物の活用及び文化財候補案件の保護が図られた	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

取組指標/5.2 美しいまちなみの維持

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
環境美化センター等登録者数	308名 (R1年度)	410名	410名

体系No.	施策毎事業等の重複	事業No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価	
520_美しいまちなみの維持										
521_美しいまちなみの維持										
521	1	521-1	定期的なパトロールの実施等	定期的なパトロールを実施し、不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課	不法投棄やポイ捨ての多い箇所へのパトロールを実施し、市民に対しては各種啓発看板を配布した。路上禁煙地区については、清掃活動の実施及び路面標示を設置を行った。	パトロールや啓発活動で防止対策を取っているが、不法投棄やポイ捨ては個人のマナーに帰属するところが大きく、完全に撲滅することは困難である。	A	A	
521	2	521-2	屋外広告物のマナーの向上に関するパンフレット	屋外広告物のマナーの向上に関するパンフレットを作成し配布する。	道路管理課	違反処理による除却枚数：はり紙389枚、はり札等70枚、広告旗0枚、立て看板等3枚		A	A	
521	3	重複	521-3	環境美化センター制度（道路）	小金井市環境美化センター制度実施要綱による環境美化センター制度や意義向上を図る。	道路管理課	団体及び個人により市道等の清掃が行われている。会員数は377名。市民との協働による環境美化活動を推進したい。		A	A
521	4	重複	132-1	環境美化センター制度（公園）	「小金井市環境美化センター制度実施要綱」に基づく環境美化センター制度の活用を促進する。また、公園で活動する環境美化センターに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	新たに6団体が登録し、用具の提供等を行った。情報交換会も定期的に行うとともに、指定管理者制度を導入している先進的な2つの公園の視察を実施した。	先進的な2つの公園の視察を実施したことでの各公園で活動するセンター同士の交流の機会を図ることができ、様々な意見交換の機会となり、モチベーションを高めることにつながった。	A	A
521	5		521-5	放置自転車撤去事業	公道上にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図り、良好な都市環境を保持する。	交通対策課	撤去台数：877台	撤去台数が減少してきており、良好な都市環境を保持できている。	A	A
522_まちの魅力向上										
522	1	重複	111-2	保存樹木、保存生け垣の指定	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、保存樹木、保存生け垣を指定するとともに、制度について分かりやすく周知を図る。	環境政策課	市報R4年4月1号及びホームページにて周知にむけ調整した。 保存樹木の指定本数 819本 保存生け垣の指定延長 3,968.40m	市報及びホームページにより効果的に情報発信に努める。	A	A

基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	369g/（人・日） (R1年度)	355g/（人・日）以下

取組指標/6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	11店舗 (R2年度)	13店舗	20店舗

体系No.	施策毎事業等の重複	事業No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績（効果）に対する評価
610	発生抑制を最優先とした3Rの推進								
611	日常生活における3Rの徹底								
611	1	重複	611-1 食育ホームページ	食と環境（地産地消）について考えてもらうためのサイト「食育ホームページ」を、ボランティアからなる食育ホームページ編集委員会が作成・更新する。	健康課	数値実績なし	HPも10年以上になるがあらためてまず内容の周知以前にHPの広報を課ツイッターやチラシの置き場を広げて行っているところである。委員会が何人が辞めたため、新たな委員の募集を新年度に行う予定である。HPのチラシの置き場についてもさらに広げて行っているところである。	A	A
611	2		611-2 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度	生ごみ減量化処理機を購入する家庭、団体、事業所に対し、購入費の一部を補助する。市報、市ホームページ等により制度を広く周知する。	ごみ対策課	R3年度実績 406件（電動式384件、手動式6件、コンポスト16件）	昨年度実績より20件増加した。	A	A
611	3		611-3 不用品交換コーナー	家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうための「不用品交換コーナー」（第二庁舎4階）の活用を市報等で周知する。	経済課	94件	申請件数は一定数あるものの、掲示期限を過ぎて成立に至らないケースも散見される。より効果的な周知方法の検討が課題。	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
611	4		611-4	小金井市消費者団体連絡協議会の支援	小金井市消費者団体連絡協議会が行う（リサイクルバザー、おもちゃの病院、食器リサイクル）の取組を支援する。	経済課	おもちゃの病院、食器リユースについては回収のみを実施。おもちゃの病院利用者37人。食器リユース回収量190.6kg。	新型コロナ感染防止のため事業を休止していたが、令和3年7月より再開した。新型コロナの感染対策として食器回収については、事前申し込みした。今後も引き続き市報・HP等により広く周知していく。	A	A
611	5		611-5	生ごみ堆肥化事業	大型の電動生ごみ処理機を市内小・中学校、保育園、集合住宅等に設置し、投入された生ごみを電動生ごみ処理機で乾燥処理した後、民間堆肥化製造施設で完熟堆肥化する。	ごみ対策課	堆肥購入量48,900kg	市内小・中学校等から排出される可燃ごみの減量が図られている。	A	A
611	6		611-6	剪定枝のチップ化（公園緑地）	公園緑地で剪定された枝葉をチップ化し、公園緑地の敷き均し材として使用する。	環境政策課	各公園で職員やボランティアにより剪定や回収を行い、梶野公園のヤードに積まれていた枝葉について、チップ粉碎処理等を行い、はけの森緑地2へ搬出し、敷き均しました。	年々、剪定や回収量が増えている。	A	A
611	7		611-7	緑のリサイクル（街路樹）	街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等のリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	道路管理課	再利用ができる施設に搬入するように指示している。 搬入量152.1t		A	A
611	8		611-8	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化	市立小・中学校において、剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し畑や花壇に利用するとともに、燃やすごみを減量する。	学務課	チップマシーンにより各学校でチップ化している。また、チップ化できない太枝については、請負業者がリサイクルしている。	剪定したもののチップ化を行い、ごみの減量することができた。	A	A
611	9		611-9	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化	市立保育園において、剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	保育課	廃棄物減量	落葉等を腐葉土として、畑作りや花壇に使用し、ごみの減量につながった。	A	A
612 分別・減量を徹底する啓発活動の強化										
612	1		612-1	清掃指導員（市職員）による分別指導	清掃指導員（市職員）による分別指導を強化する。	ごみ対策課	市民からの要望等があつた際に随時清掃指導員を派遣し、分別相談及び指導を行った。	現地で指導員が現物確認することにより、具体的で適切な指導ができる。	A	A
612	2	重複	612-2	市報でのごみ減量・リサイクル特集記事	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を年4回掲載し、正しい分別方法の周知やごみ減量啓発を図る。	ごみ対策課	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を年4回掲載し、正しい分別方法の周知やごみ減量啓発を図る。	転出入者が多いので、くわしく周知や啓発を行うことが必要となる。	A	A

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
612	3		612-3	ごみ減量キャンペーン	ごみ減量キャンペーンとして、各種イベントや街頭での呼びかけ、啓発グッズ作成・配布等を行う。	ごみ対策課	新型コロナウィルス感染症予防のため駅頭キャンペーンなど大規模なものは実施できなかったが、水銀使用製品回収キャンペーンで啓発グッズの配布等を行った。	大規模キャンペーンを実施するためには、どのような感染対策が可能であるかを検討する必要がある。	A	A
612	4		612-4	ごみ・リサイクルカレンダーの発行	ごみ・リサイクルカレンダーを全戸配布する。	ごみ対策課	全11地区、合計85,000部作製し、2~3月に全戸配布した。	原油価格の高騰により、例年より2,000部少ない発行部数となった。	A	A
612	5	重複	612-5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	スマートフォンなどでごみの収集日や分別方法などを確認できるごみ分別アプリを配信する。	ごみ対策課	カレンダー等の広報にてごみ分別アプリの周知をおこない、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）について情報提供することで、多くの市民に啓発を行うことができた。	昨年度比でごみ分別アプリダウンロード数が増加した。 R2年度DL数：3,804件 R3年度DL数：3,938件	A	A
612	6	重複	612-6	くるかめ出張講座	市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説する出張講座を行う。	ごみ対策課	出張講座（6回）等で啓発活動を実施した。 新型コロナウィルス感染症の影響により、当初計画していた講座等の実施ができなかった。	オンラインでの学習教材等提供で対応できるようにしたが、より充実していく必要がある。	B	B
612	7		612-7	ごみ処理施設市民見学会	燃やすごみがどのように処理されているかを理解し、ごみ減量・分別の徹底を推進するため市民見学会を実施する。	ごみ対策課	新型コロナウィルス感染拡大の影響により実施することができなかった。	コロナ禍でも安心して施設見学ができるよう人数や行程・参加者へのルールの見直しを行う必要がある。	C	-
612	8	重複	612-8	リサイクル推進協力店認定制度	ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市報や市ホームページ等を通じて積極的に紹介する。	ごみ対策課	市民への周知を図るため、啓発チラシに掲載した。	親しみやすくするために認知度の高いごみ減量啓発キャラクターを使用することで、幅広い世代に周知が図られている。	A	A
612	9		612-9	リユース食器の貸出し	祭りやイベントで発生するごみ（使い捨て容器や割りばし）を減らすため、専門業者による洗浄により繰り返し使用できるリユース食器の貸し出しを行う。	ごみ対策課	1件	自粛していたイベント等が再開したときに、以前の利用状況に戻るかが懸念される。	A	A
612	10		612-10	庁内グリーン購入の推進	「小金井市グリーン購入方針」及び「同ガイドライン」に基づき庁内のグリーン購入を行い、その実績をホームページで公表する。	環境政策課	実績をホームページに公表した。	市のグリーン購入の取組を周知してきた。	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
612	11		612-11	マイバッグキャンペーン	消費生活展や消費者ルームまつり等において、啓発用グッズを配布し、マイバッグ持参を奨励する。	経済課	令和3年度は消費生活展及び消費者ルームまつりは新型コロナウイルス感染防止のため中止。		A	A
613 事業活動における3Rの推進										
613	1		613-1	排出状況調査等	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課	感染症拡大の影響で事業所実地調査を実施することができなかつた。	立入り人数を制限する等、感染症対策を徹底した上での実施を検討する。	A	A
613	2	重複	612-8	リサイクル推進協力店認定制度	ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市報や市ホームページ等を通じて積極的に紹介する。	ごみ対策課	市民への周知を図るため、啓発チラシに掲載した。	親しみやすくなるために認知度の高いごみ減量啓発キャラクターを使用することで、幅広い世代に周知が図られている。	A	A
620 安全・安心・安定的な適正処理の推進										
621 地域と連携した収集・運搬の推進										
621	1	重複	612-5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	スマートフォンなどでごみの収集日や分別方法などを確認できるごみ分別アプリを配信する。	ごみ対策課	カレンダー等の広報にてごみ分別アプリの周知をおこない、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）について情報提供することで、より多くの市民に啓発を行うことができた。	昨年度比でごみ分別アプリダウンロード数が増加した。 R2年度DL数：3,804件 R3年度DL数：3,938件	A	A
621	2		621-2	環境負荷の少ないごみ収集車両への更新	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課	直営では導入実績無しだが、委託は買い替えの際に導入している。	委託は使用車両の7割が低公害車を使用している。	A	A
621	3		621-3	ふれあい収集事業	ごみ出しが困難な世帯（高齢者、障がいのある方等）を対象に、戸別訪問による家庭ごみの収集を行うとともに、安否確認も行う。	ごみ対策課	例年通り	コロナにより対面の聞き取り調査が出来ず、きめ細やかな対応が難しい。	A	A
622 適切な処理・処分の推進										
622	1		622-1	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（日野市内）において燃やすごみを焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理する。	ごみ対策課	令和3年度実績焼却残さ搬入量 1,123t		A	A
622	2		622-2	中間処理施設の運営	中間処理施設において、不燃系ごみの資源化処理を進める。	ごみ対策課	令和3年度中間処理場施設資源化量 2,958,990kg	廃棄物処理による環境負荷を削減 令和4年8月小金井市野川クリーンセンター（不燃・粗大ごみ積替え・保管施設）が稼働開始	A	A

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
622	3		622-3	清掃関連施設整備事業	清掃関連施設整備基本計画に基づき、清掃関連施設（不燃・粗大系、プラスチック・びん・缶・ペットボトル・布等の資源物系）の整備を進める。	ごみ対策課	不燃・粗大ごみ積替え・保管施設については、本体工事を進めた。 資源物処理施設については、事業者を選定し設計等を進めた。 また、施設整備に必要な用地の取得や都市計画変更等に向けた準備を進めた。	令和4年8月小金井市野川クリーンセンター（不燃・粗大ごみ積替え・保管施設）稼働開始 資源物処理施設については、現施設解体工事に着手する。	A	A
623_廃棄物処理を支える体制の確立	-	-	-	(基本目標6の各取組のほか、関係機関や事業者と情報共有、事業コスト管理、環境資金の有効活用等を通じて支える体制の確立・継続を図る)	-	-	-	-		

基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

【目指すべき環境の目標】

環境指標	現状（令和3年3月）	目標（令和12年度）
市内の温室効果ガス排出量	341.0千t-CO ₂ (2017(平成29)年度)	2013(平成25)年度比 26.0%削減 (260.6千t-CO ₂)
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017(平成29)年度)	2013(平成25)年度比 17.0%削減 (2,829TJ)
意識調査における「適応」の認知度	市民25.3%、事業者25.6% (R1年度)	市民、事業者ともに50%以上

取組指標/7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

指標	現状 (令和3年3月)	令和3年度	目標 (令和12年度)
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142件 (R1年度)	153件	補助額相当の件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1件 (R1年度)	2件	累積件数が増加
省エネチャレンジ事業参加数	—	50件	市民(事業者含む) 750件

体系No.	施策毎の事業等の重複	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
710 家庭・事業所における低炭素化の推進										
711 建物の低炭素化の促進										
711	1	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	計119件、設置に対して補助金を交付した。	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援することで、地球温暖化防止啓発に寄与した。	A	A
711	2	重複	711-2	小金井市増改築資金あっせん制度	小金井市増改築資金あっせん制度により、居住する家屋に太陽光発電設備等の設置を行う場合に、特定金融機関を通じて、その資金の一部を低利で融資する。	まちづくり推進課	申請件数0件	(令和4年3月31日で制度廃止)	A	B

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
711	3		711-3	省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額	一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）を行った住宅について、申告により翌年度分の固定資産税（家屋分）を減額する。	資産税課	2件	住宅における熱損失防止改修工事の促進	A	-
711	4		711-4	公共施設の低炭素化	公共施設の建設・改修工事において、省エネルギー性能の高い機器、太陽光発電等の再生可能エネルギー機器、雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課	小金井市本町児童館トイレ改修工事（LED照明10台）、小金井市立南中学校トイレ改修工事（LED照明16台）、小金井市栗山公園健康運動センター大規模改修工事（LED（照明等）621台、高効率空調用機器設置EHP33台、全熱交換器TEX10台、エアハンドリングユニット1台）、小金井市立小金井第一小学校西倉庫屋上防水等改修工事（LED照明20台）		A	A
712 機器・設備の低炭素化の促進										
712	1	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	計119件、設置に対して補助金を交付した。	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援することで、地球温暖化防止啓発に寄与した。	A	A
712	2	重複	711-2	小金井市増改築資金あっせん制度	小金井市増改築資金あっせん制度により、居住する家屋に太陽光発電設備等の設置を行う場合に、特定金融機関を通じて、その資金の一部を低利で融資する。	まちづくり推進課	申請件数0件	(令和4年3月31日で制度廃止)	A	B
712	3		712-3	フロン類の回収・処理についての情報提供	市民・事業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるようチラシ、パンフレット等による情報提供を行う。	環境政策課	カウンターへのチラシの設置やHPでの情報提供をした。	どのくらいの事業者が見てくれているか不明	A	A
712	4		712-4	公共施設における環境配慮施設等の設置	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進とともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・太陽熱温水器等の設置を検討する。	関係各課	検討する機会がなかった。		C	-
713 低炭素化につながる行動・活動の普及促進										
713	1	重複	031-2	「小金井市環境行動指針」の活用	「小金井市環境行動指針」を活用する。（市ホームページ、環境フォーラム等のイベント等）	環境政策課	市ホームページで公開するほか公共施設や環境フォーラムで配布した。	関心のある市民に手に取ってもらえる環境を整備できた。	A	A
713	2		713-2	省エネチャレンジ事業	エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度を検討・実施する。	環境政策課	家庭部門45件、事業所部門5件の参加申込みがあり、38件の報告書が提出された。	報告書の提出が一部にとどまった。	A	B

第2章 基本計画の進捗状況

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
713	3		713-3	環境マネジメントシステム導入事業所に対する優遇措置	環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)を導入している事業所の優遇措置を検討・拡大する。	環境政策課	R3-R4「検討」のため実績なし			
720 移動における低炭素化の推進										
721 交通手段の転換の促進										
721	1	重複	721-1	小金井市コミュニティバス運行事業(及び同再編事業)	小金井市コミュニティバス(CoCoバス)を運行する。また、運行ルートの見直しを含めた総合的な検証も行う。	交通対策課	地域公共交通会議5回開催	CoCoバス再編計画(案)及びガイドライン(案)が策定できた。	A	A
721	2	重複	721-2	自転車駐車場整備事業	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	民営自転車駐車場設置補助: 1事業者、112台	多くの民間から賃貸借にて運営している中で、今後は恒久的に使用できる高架下などの自転車駐車場整備を進めている。	B	B
722 自動車の低炭素化の促進										
722	1		722-1	エコドライブの普及啓発	チラシ、パンフレット等によるエコドライブに関する普及啓発を行う。	環境政策課	環境政策課窓口にて配布した。		A	A
722	2		722-2	次世代自動車の情報提供	次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供をチラシ、パンフレット等により行う。	環境政策課	各種補助金について情報提供に努めた。		A	A
722	3		722-3	次世代自動車を利用しやすい環境づくり	公共施設の建設・改修工事の際は、急速充電設備の設置等、次世代自動車の利用しやすい環境づくりを検討する。	環境政策課	情報発信はしているが、次世代自動車の利用しやすい環境づくりの検討までには至っていない。		B	B

取組指標/7.3 気候変動適応策の推進

指標	現状 (令和3年3月)		令和3年度		目標 (令和12年度)	
	3箇所 (R2年度まで)		3箇所		現状の箇所数以上	
クールスポット創出状況						

体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
730 気候変動適応策の推進										
731 気候変動適応に関する普及啓発										
731	1		731-1	気候変動に関する情報発信	市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を発信する。	環境政策課	市HPなどで情報発信に努めている。		A	A
732 気候変動による影響の把握										
732	1		732-1	気候変動による影響の把握	市域で起こっている気候変動による影響について把握に努める。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物の調査により変化の程度や内容を把握する。	環境政策課	地下水保全会議で情報提供を呼び掛けた。また、水質等の報告書について報告した。	今後も、地下水保全会議等で情報収集に努める。	A	A

体系No.	施策毎事業等の重複数	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	実績	効果や課題	実施状況に対する評価	実績(効果)に対する評価
733	1	重複	121-5 小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行った。	ボランティアの参画による地域連携と芝生を活かした教育活動に貢献している。	A A
733	2		733-2 街なかでのクールスポット創出	まちなかや公共施設に、緑のカーテンやミストの設置などによるクールスポットの創出を検討する。	関係各課	検討する機会がなかった。		C -
734	1	重複	212-1 雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前に建築された建物である。	下水道課	申請件数3件・設置浸透ます6個	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存の建物とし、助成金を交付した。	A A
734	2		734-2 小金井市防災マップ等の作成公表	浸水予想区域図や土砂災害警戒区域の情報を掲載した「小金井市防災マップ」の作成・配布を行う。また、市ホームページで小金井市防災マップ、東京防災などの情報提供を行つ。	地域安全課	窓口やイベント等で配布するとともに、マップ内容を一部更新（法改正に伴う避難情報の変更など）し、10,000部増刷した。	防災マップは媒体の性質上、最新の情報を反映させることが困難であるので、市ホームページ・ツイッター等で補完していく必要がある。	A A
734	3	重複	711-1 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	計119件、設置に対して補助金を交付した。	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援することで、地球温暖化防止啓発に寄与した。	A A

第3章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんとの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. 小金井市環境マネジメントシステム

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取組を一層強化し、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために、市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

また、小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。（小金井市環境方針は資料編1（65ページ）に掲載しています。）

内部環境監査

小金井市環境マネジメントシステム上で、取組や方法が適切に実施・維持されているかどうかを確認するために、3年サイクルで、全部門の内部環境監査を実施しています。

令和3年度は、15課及び1局（企画政策課・財政課・広報秘書課・情報システム課・総務課・地域安全課・職員課・管財課・市民課・コミュニティ文化課・経済課・保険年金課・市民税課・資産税課・納税課・農業委員会事務局）に対して実施しました。

監査では、注意の指摘を受けた課はありませんでした。

評価できる点としては、「小金井市環境保全実施計画」や「環境行動チェックリスト」の取組項目について、全ての課において把握できているほか、裏紙使用や両面コピーの徹底、封筒の再利用、印刷濃度調整によるトナーの節約等の環境行動が多くの課でできている点が挙げられました。

グリーン購入については、全ての課で可能な限りのグリーン購入が徹底されていました。

監査結果については不備、評価できる点、留意点の内容を中心に、毎年、市長へ報告しています。

環境行動の実施

市では、各課共通の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組むとともに、各課が実情に合わせた独自の項目を設定し、積極的にさらなる環境行動に取り組むことを奨励しています。

<環境行動チェックリスト（各課共通用）>

項目	
節電対策	エアコンの使用時間の節減と室内温度の調整（冷房時は28℃、暖房時は19℃）
	長時間使用しない時はパソコン等のOA機器の電源を主電源から消す。
	OA機器をはじめ電気を消費する機器の購入にあたっては省エネタイプのものを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。
	3フロアまでの上りはエレベーターを使わないで階段を利用する。下りは階段を利用する。
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要最低限の範囲にとどめる。
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。
	クールビズ、ウォームビズに努める。
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積もり、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。
	文書の送付にあたりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用できるものについては利用する。
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。
その他の対策	ごみの分別を徹底する。
	公共施設の整備に際し太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進する。
	照明機器やガス機器については高効率タイプのものを採用する。
	公共施設の緑化を積極的に推進する。
	建物敷地や道路等の舗装を透水性舗装等のものにする。
	学校給食等の食材についても地球温暖化防止に配慮するために地元のものを取り入れる。
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。
	マイ箸・マイボトルを使用する。
	水道はむやみに流さずこまめに止める。

令和3年度各課のチェックリストの評価（よくできている：○ あまりできていない：△ まったくできていない：×）を数値化し、パーセンテージで表しました。このチェックシートの評価は、主に各課の課長が行っています。

また、達成状況の結果を基に、C（点検評価）A（見直し）を行っていきます。

課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）
企画政策課	100.0	わかたけ保育園	100.0	小金井第三小学校	85.0
財政課	100.0	小金井保育園	100.0	小金井第四小学校	100.0
広報秘書課	95.0	さくら保育園	100.0	東小学校	82.6
情報システム課	100.0	けやき保育園	100.0	前原小学校	100.0
総務課	100.0	児童青少年課	92.1	本町小学校	66.7
地域安全課	85.0	本町児童館	93.8	緑小学校	100.0
職員課	95.0	東児童館	84.9	南小学校	100.0
管財課	100.0	貫井南児童館	96.3	小金井第一中学校	86.4
市民課	85.0	緑児童館	88.2	小金井第二中学校	86.4
コミュニティ文化課	87.5	たまむし学童保育所	85.8	東中学校	87.5
はけの森美術館	89.3	あかね学童保育所A	100.0	緑中学校	82.6
マロンホール	80.9	あかね学童保育所B	100.0	南中学校	85.7
経済課	94.7	ほんちょう学童保育所	91.1	指導室	100.0
保険年金課	94.7	さくらなみ学童保育所	81.6	生涯学習課	95.0
市民税課	94.4	さわらび学童保育所	93.4	総合体育館	100.0
資産税課	94.1	たけとんぼ学童保育所	94.9	栗山公園健康運動センター	100.0
納税課	94.4	まえはら学童保育所	95.6	上水公園運動施設	100.0
環境政策課	90.8	みどり学童保育所	60.7	上水公園テニスコート	100.0
ごみ対策課	94.7	みなみ学童保育所	97.7	文化財センター	100.0
中間処理場	100.0	都市計画課	85.0	図書館	100.0
下水道課	89.5	まちづくり推進課	89.0	公民館本館	94.7
地域福祉課	99.6	道路管理課	100.0	公民館貫井南分館	77.3
自立生活支援課	99.6	建築営繕課	90.5	公民館東分館	95.0
障害者福祉センター	84.1	交通対策課	70.0	公民館緑分館	95.0
児童発達支援センター	65.2	区画整理課	88.8	公民館貫井北分館	90.9
介護福祉課	89.5	会計課	90.0	議会事務局	95.0
健康課	82.6	庶務課	95.7	選挙管理委員会事務局	95.0
子育て支援課	89.5	学務課	90.5	監査委員事務局	94.4
保育課	95.8	小金井第一小学校	100.0	農業委員会事務局	90.0
くりのみ保育園	100.0	小金井第二小学校	92.8	平均	92.2

グリーン購入活動の実施

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入することを指します。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

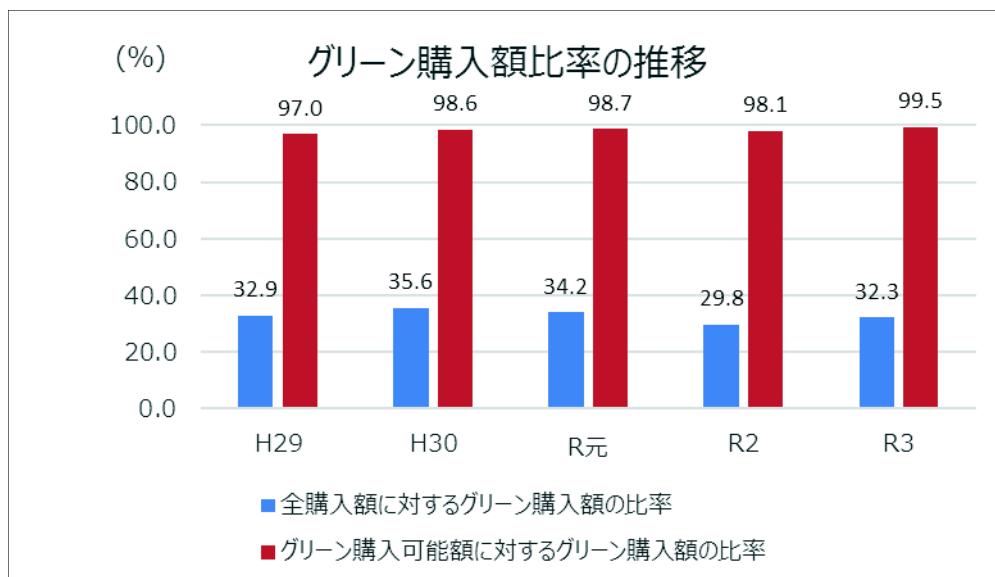
市でも、平成13年に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努めてきました。庁内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を公表しています。

グリーン購入額の全購入額に占める令和3年度の比率は32.3%となり、令和2年度と比較して2.5%の増加となりました。

また、平成24年度からは購入する物品のうち、実際にグリーン購入が可能なものを分けて考え、グリーン購入可能額も調査することとしました。グリーン購入額のグリーン購入可能額に占める令和3年度の比率は99.5%となり、令和2年度と比較して1.4%の増加となりました。

令和3年度の実績額を見ますと、令和2年度と比較して、グリーン購入額は約1,730万円の減額、全購入額は約8,890万円の減額、グリーン購入可能額は約1,940万円の減額となっています。

市では、グリーン購入を効果的に推進するため、庁内にグリーン購入推進会議を設置しており、令和3年度は2回の会議を開催しました。今後もグリーン購入を推進し、可能な限り環境に配慮した製品の購入を行っていきます。



2. 小金井市施設ごみゼロ化行動

市では、市の施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくすることを目的に、平成21年4月1日に小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定しました。これに基づき、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めます。

市職員等は、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみゼロ化行動に取り組んでいます。

取組は、各施設（各課）に推進リーダー、ごみゼロ化行動推進員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの削減に努めています。

また、各施設において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書の提出も行っています。今後も引き続き、市施設から排出される廃棄物の減量に取り組んでいきます。

廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告集計（市施設全体）

	排出量	処分量	再利用量	再利用率
平成29年度	381,399 kg	68,365 kg	313,034 kg	82.1%
平成30年度	380,676 kg	67,104 kg	313,572 kg	82.4%
令和元年度	337,471 kg	58,810 kg	278,661 kg	82.6%
令和2年度	335,588 kg	53,094 kg	282,494 kg	84.2%
令和3年度	388,043 kg	59,709 kg	328,334 kg	84.6%

第4章 地球温暖化対策

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスが増えることにより引き起こされる、地球規模での異常気象・海面上昇・食糧不足・生態系への悪影響等が危惧される現象で、人類の生存基盤を脅かす、深刻で重大な問題です。

そこで市では、地球温暖化対策に関する計画を策定し、様々な取組を行っています。

1. 小金井市役所における地球温暖化対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、地球温暖化対策の取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務が示されました。同法律では、地方公共団体の責務として、実行計画（事務事業編）の策定、公表を義務付けています。

市では、平成19年3月に「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」を策定し、市の行う全ての事務及び事業について、温室効果ガス排出量の削減に取り組むこととしています。

令和3年3月に改訂した「第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」では、令和元年度を基準年度とし、令和3年度から令和7年度までの5年間で、市公共施設等から排出される温室効果ガス排出量を7.6%削減することと、5%のエネルギー使用量の削減を目標としています。

【令和3年度算定結果】

令和3年度は、新型コロナウイルスによる規制が緩和され、施設利用率が上がったため、主要エネルギーである電気と都市ガスの使用量が基準年度より、それぞれ4.4%、3.8%増加しました。ガソリン等を含めたエネルギー全体でも3.9%の増加となりました。

令和3年度の温室効果ガス総排出量は5,909,887kg-CO₂となり、上記理由により前年度の5,401,685kg-CO₂より9.4%、基準年度である令和元年度の5,906,192kg-CO₂より0.06%の増加となりました。

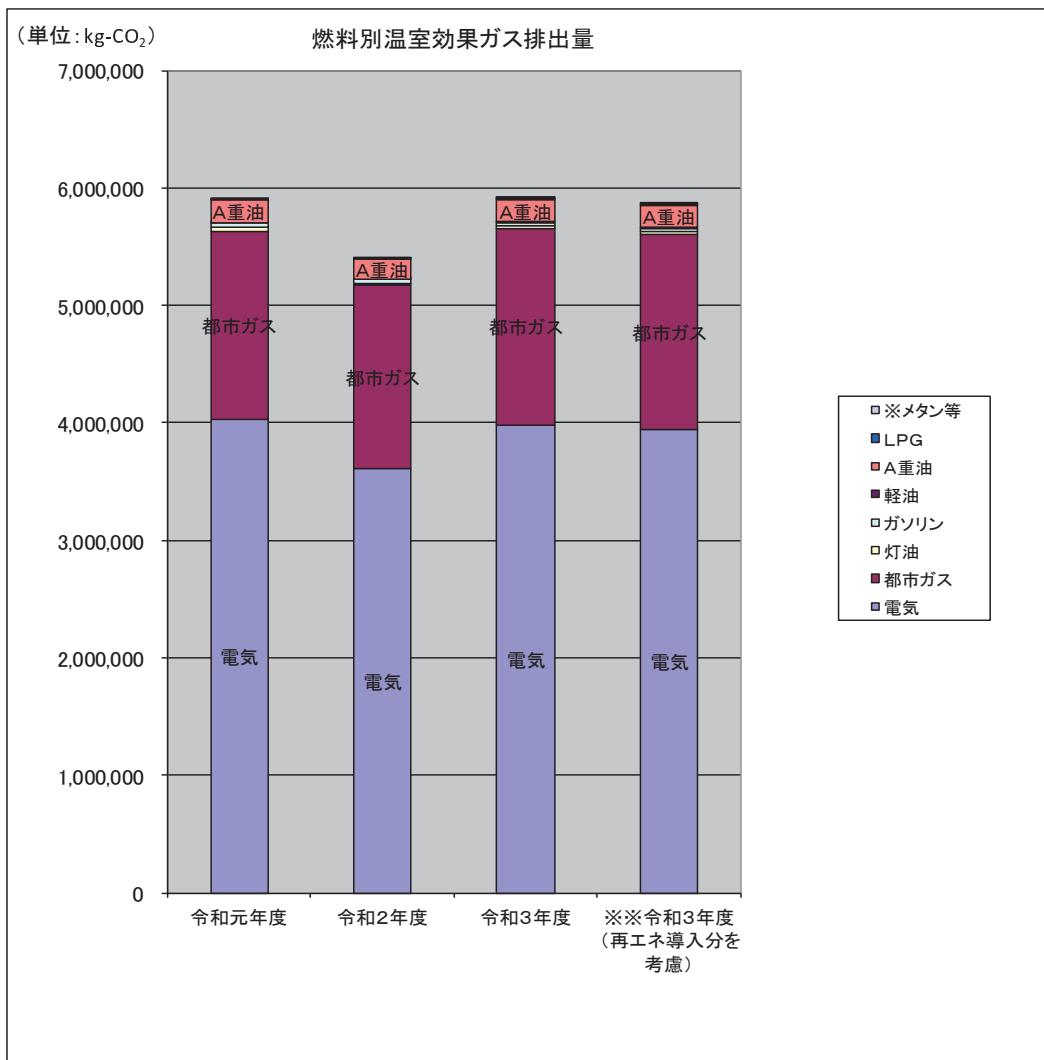
また、本庁舎、西庁舎、中間処理場工場棟、空缶・古紙等処理場において、令和4年1月から再生可能エネルギー100%電力の導入を始め、1月から3月までの3か月間で合計148,044kWhの電力を導入し、45,555kg-CO₂の削減効果を上げました。この再エネ導入分を考慮した温室効果ガス総排出量は、5,864,332kg-CO₂となり、基準年度より0.71%の減少となりました。

市庁舎等すべての公共施設（庁用車を含む。）における燃料別温室効果ガス排出量

燃 料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	※※令和3年度 (再エネ導入分を考慮)
電気	4,026,245	3,613,394	3,985,518	3,939,963
都市ガス	1,606,032	1,555,301	1,667,645	1,667,645
灯油	28,969	23,812	20,983	20,983
ガソリン	39,793	31,137	30,867	30,867
軽油	7,596	5,483	5,344	5,344
A重油	186,990	162,600	186,990	186,990
LPG	8,770	8,436	11,064	11,064
※メタン等	1,797	1,522	1,476	1,476
計 (kg-CO ₂)	5,906,192	5,401,685	5,909,887	5,864,332
基準年度対比(%)	基準年度	△ 8.5	0.06	△ 0.71

※メタン等とは、庁用車の走行等により排出される温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指します。

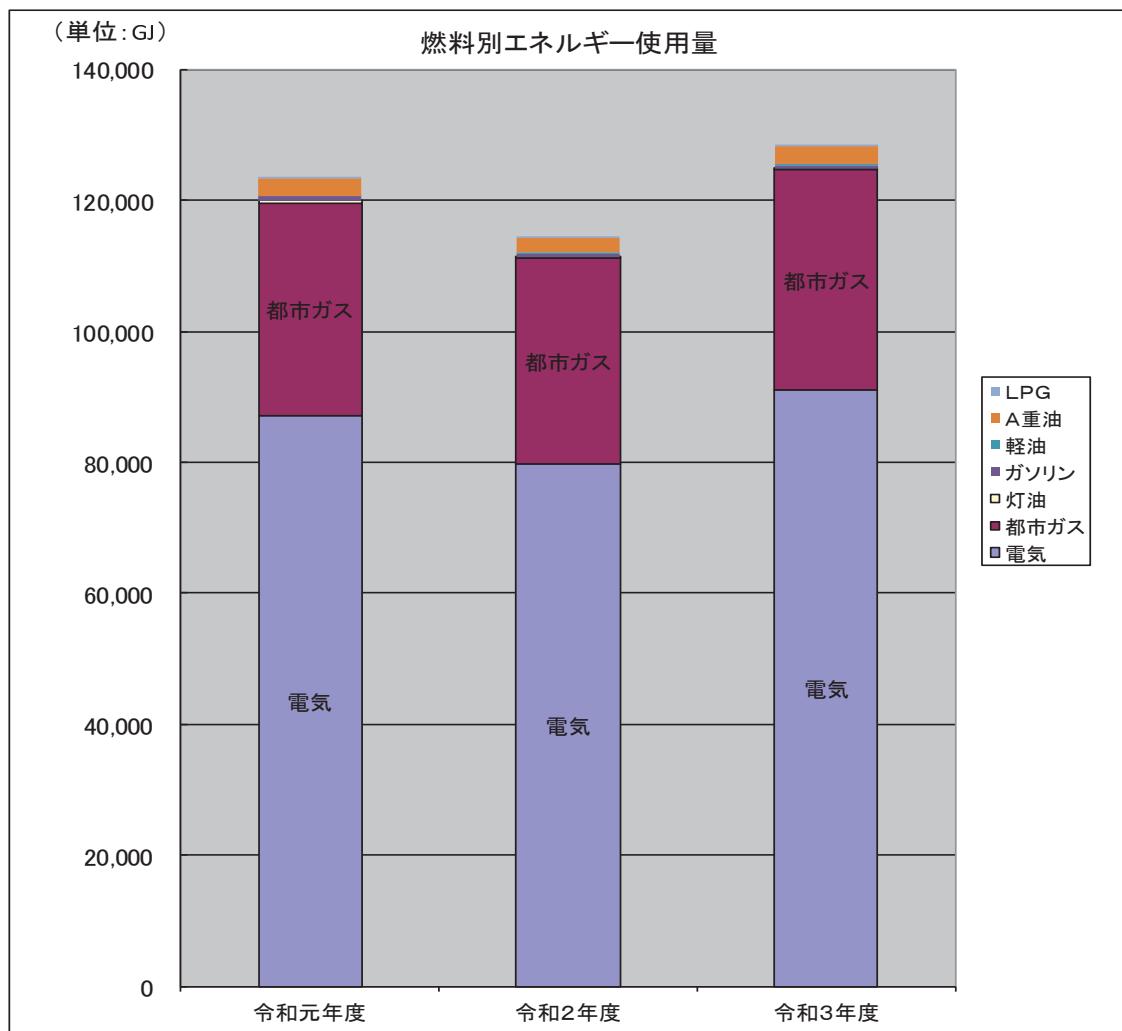
※※公共施設から排出されるCO₂を削減するためには、公共施設で使用される電力をCO₂を排出しない再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要があります。市では令和4年1月より、本庁舎、西庁舎、中間処理場工場棟、空缶・古紙等処理施設において、再生可能エネルギー100%電力の導入を始めました。令和3年度は令和4年1月から3月までの3か月間で合計148,044kWhの電力を導入し、45,555kg-CO₂の削減効果を上げました。



市庁舎等すべての公共施設（庁用車を含む。）における燃料別エネルギー使用量

燃 料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	基準年度対比 (%)
電気	87,163	79,743	91,036	4.4
都市ガス	32,409	31,385	33,652	3.8
灯油	427	351	309	△ 27.6
ガソリン	594	464	460	△ 22.4
軽油	113	81	79	△ 29.7
A重油	2,698	2,346	2,698	0.0
LPG	143	138	180	26.1
合計 (GJ)	123,545	114,508	128,415	3.9
基準年度対比(%)	基準年度	△ 7.3	3.9	

※小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合があります。



実行計画(市役所版)進捗状況

基準年度(令和元年度)に対する増減率

令和元年度: 123,545 (GJ)

令和3年度: 128,414 (GJ) 3.9%増加(実績値)

令和7年度: 117,368 (GJ) 5%削減(地球温暖化対策実行計画(市役所版)目標値)

令和3年度における各公共施設の電気等燃料使用量からの二酸化炭素排出量

施設名	電気(kWh)	都市ガス(m ³)	灯油(l)	ガソリン(l)	軽油(l)	重油(l)	LPG(m ³)
市役所本庁舎等	252,831	75	0	0	0	0	0
市役所第二庁舎	888,787	1	0	0	0	0	0
市立小・中学校	3,066,663	390,675	6,231	112	0	0	0
市民交流センター	793,404	70,595	0	0	0	0	0
保健センター	209,319	28,032	300	0	0	0	0
図書館本館	109,942	11,521	0	0	0	0	0
はけの森美術館	219,783	0	0	0	0	0	0
総合体育館等	826,012	86,159	0	0	0	0	0
栗山公園健康運動センター	358,890	16,761	0	0	0	0	0
文化財センター	34,517	0	0	0	0	0	0
学童保育所・児童館	315,646	752	0	0	0	0	0
障害者福祉センター	104,012	19,458	0	0	0	0	0
福祉共同作業所	11,373	2,441	0	0	0	0	0
本町高齢者在宅サービスセンター	87,426	20,497	36	0	0	0	0
公民館	452,216	27,187	0	0	0	0	0
市立保育園	408,908	50,619	0	0	0	0	0
児童発達支援センター	0	9,100	0	0	0	0	0
教育相談所・もくせい教室	17,949	45	0	0	0	0	0
中間処理場・事務所棟	357,159	0	0	692	480	0	0
空缶・古紙等処理場	36,050	0	1,006	0	0	0	19
北一会館	5,340	717	0	0	0	0	0
集会施設	212,766	13,104	0	0	0	0	0
環境楽習館	960	29	0	0	0	0	0
滄浪泉園	2,986	0	0	0	0	0	0
区画整理課事務所	6,228	0	0	0	0	0	0
東小金井事業創造センター	23,471	0	0	0	0	0	0
消防団詰所	14,978	21	0	0	0	0	0
自転車駐車場等	46,090	0	0	0	0	0	0
駅前公衆トイレ	1,954	0	0	0	0	0	0
清里山荘	265,345	0	854	0	0	69,000	1,825
庁用車	0	34	0	12,501	1,591	0	0
燃料使用量合計	9,131,005	747,823	8,427	13,305	2,071	69,000	1,844
前年度からの増減(%)	14.2	7.2	△ 11.9	△ 0.9	△ 2.5	15.0	31.2
二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	3,985,518	1,667,645	20,983	30,867	5,344	186,990	11,064
					合計		5,908,411

※二酸化炭素排出量(kg-CO₂) = 燃料使用量 × 排出係数

電力会社名	排出係数
電気(東京電力エナジーパートナー)	0.447
(エネサーブ)	0.347
(東急パワーサプライ)	0.509
(ミツウロコ)	0.344
(イーレックス)	0.470
(エナリス・パワー)	0.487
(大和ハウス工業)	0.471
(ホーリー)	0.473
(CDエナジーダイレクト)	0.413
(ゼロワットパワー)	0.018

※前年0.457(約2.2%減)
 ※前年0.365(約4.9%減)
 ※前年0.530(約4.0%減)
 ※前年0.334(約3.0%増)
 ※前年0.385(約22.1%増)
 ※前年実績なし
 ※前年実績なし
 ※前年実績なし
 ※前年実績なし
 ※前年実績なし

燃料種類	排出係数
都市ガス	2.23
灯油	2.49
ガソリン	2.32
軽油	2.58
重油	2.71
LPG	3.00

自動車から排出されるメタン・一酸化二窒素
 ・ハイドロフルオロカーボン(1-1-1-2-テトラフルオロエタン)排出量(kg)

メタン	1.26
一酸化二窒素	2.40
ハイドロフルオロカーボン	0.51

地球温暖化係数

二酸化炭素	1
メタン	25
一酸化二窒素	298
ハイドロフルオロカーボン	1430

※温室効果ガス排出量(kg-CO₂) = 各温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数

温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	
二酸化炭素	5,908,411
メタン	32
一酸化二窒素	715
ハイドロフルオロカーボン	729
合計	5,909,887

※基準年度(令和元年度)比0.06%増加(前年度比9.4%増加)

各公共施設等における令和3年度温室効果ガス排出量の前年度に対する増減及び対比

施設名	令和2年度実績	令和3年度実績	前年度増減 (kg-CO ₂)	前年度対比 (%)
市役所本庁舎等	122,239	94,772	△ 27,467	△ 22.5
市役所第二庁舎	483,264	452,395	△ 30,869	△ 6.4
市立小・中学校	1,973,253	2,315,436	342,183	17.3
市民交流センター	335,431	432,738	97,307	29.0
保健センター	122,882	160,908	38,027	30.9
図書館本館・別館	74,284	77,137	2,853	3.8
はけの森美術館	82,574	102,341	19,767	23.9
総合体育館等	333,876	481,648	147,772	44.3
栗山公園健康運動センター	300,196	161,912	△ 138,284	△ 46.1
文化財センター	14,573	15,429	856	5.9
学童保育所・児童館	140,240	142,770	2,530	1.8
障害者福祉センター	82,614	92,277	9,663	11.7
福祉共同作業所	10,771	10,527	△ 244	△ 2.3
本町高齢者在宅サービスセンター	90,862	88,374	△ 2,488	△ 2.7
公民館	249,540	271,646	22,106	8.9
市立保育園	290,236	301,161	10,925	3.8
児童発達支援センター	17,767	20,293	2,526	14.2
教育相談所・もくせい教室	10,577	8,168	△ 2,409	△ 22.8
中間処理場・事務所棟	155,027	138,829	△ 16,198	△ 10.4
空缶・古紙等処理場	21,590	16,153	△ 5,437	△ 25.2
北一会館	4,259	3,986	△ 273	△ 6.4
集会施設	125,273	124,328	△ 945	△ 0.8
環境楽習館	387	494	107	27.5
滄浪泉園	1,206	1,335	129	10.7
区画整理課事務所	2,651	2,784	133	5.0
東小金井事業創造センター	11,633	10,492	△ 1,141	△ 9.8
消防団詰所	7,477	6,742	△ 735	△ 9.8
自転車駐車場等	20,390	20,602	212	1.0
駅前公衆トイレ	965	873	△ 92	△ 9.5
清里山荘	279,998	318,676	38,678	13.8
庁用車	35,651	34,661	△ 990	△ 2.8
計	5,401,685	5,909,887	508,202	9.4

実行計画（市役所版）進捗状況

基準年度（令和元年度）に対する増減率

令和元年度：5,906,192 (kg-CO₂)令和3年度：5,909,887 (kg-CO₂)

0.06%増加（実績値）

令和7年度：5,457,321 (kg-CO₂)

7.6%削減（地球温暖化対策実行計画（市役所版）目標値）

温室効果ガスの燃料種別排出量

1 市庁舎等すべての公共施設（庁用車を含む。）における二酸化炭素排出量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電気	4,026,245	3,613,394	3,985,518
都市ガス	1,606,032	1,555,301	1,667,645
灯油	28,969	23,812	20,983
ガソリン	39,793	31,137	30,867
軽油	7,596	5,483	5,344
A重油	186,990	162,600	186,990
LPG	8,770	8,436	11,064
計 (kg-CO ₂)	5,904,395	5,400,163	5,908,411

2 自動車（庁用車）から排出されるメタン、一酸化二窒素の排出量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
メタン (kg)	1.77	1.33	1.26
一酸化二窒素 (kg)	3.34	2.50	2.40

3 カーエアコンから排出されるハイドロフルオロカーボン (HFC134a) の排出量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車両数 (台)	53	52	51
ハイドロフルオロカーボン (kg)	0.53	0.52	0.51

4 温室効果ガス総排出量

(各温室効果ガス排出量×地球温暖化係数) の総和より算出すると
 (二酸化炭素排出量×1) + (メタン排出量×2.5) + (一酸化二窒素排出量×2.98)
 + (ハイドロフルオロカーボン排出量×14.30) となるので
 上記の式から算出すると、温室効果ガス総排出量は次のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
二酸化炭素	5,904,395	5,400,163	5,908,411
メタン	44	33	32
一酸化二窒素	995	745	715
ハイドロフルオロカーボン	758	744	729
総排出量 (kg-CO ₂)	5,906,192	5,401,685	5,909,887
基準年度対比 (%)	基準年度	△ 8.5	0.06

公共施設における太陽光発電システムの運用

	施設名	容量	設置年度
1	東小金井開設記念館（マロンホール）	4.0kW	平成 17 年度
2	中間処理場事務所棟	10.0kW	平成 20 年度
3	たけとんぼ学童保育所	3.99kW	平成 23 年度
4	東小学校	12.6kW	平成 22 年度
5	栗山公園健康運動センター	10.4kW	平成 6 年度
6	上水公園管理棟	8.1kW	平成 17 年度
7	環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）	4.3kW	平成 23 年度
8	児童発達支援センターきらり及びけやき保育園	5.39kW	平成 25 年度
9	貫井北センター	20.27kW	平成 25 年度
10	みなみ学童保育所	3.9kW	平成 27 年度

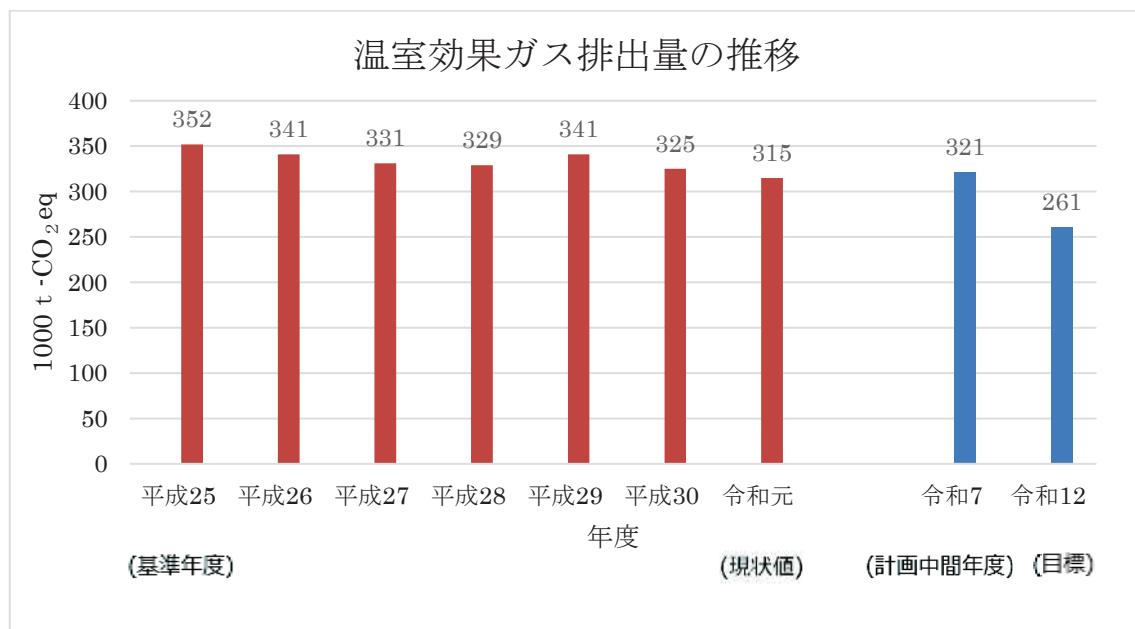
2. 市域の地球温暖化対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地域における温室効果ガス排出削減に向けた計画（区域施策編）も策定するよう努力することを求めています。

そこで市では、周辺自治体に先駆けて平成21年度に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となり地域をあげて地球温暖化の防止に取り組んでいくための施策を推進しています。

令和3年3月に策定した第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画では、温室効果ガス排出量削減に向けた「緩和策」だけでなく、避けられない異常気象による気候変動に対する「適応策」についても記載しました。

第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画では、令和12年度までに、平成25年度比で、温室効果ガス排出を26.0%削減することを目標としました。



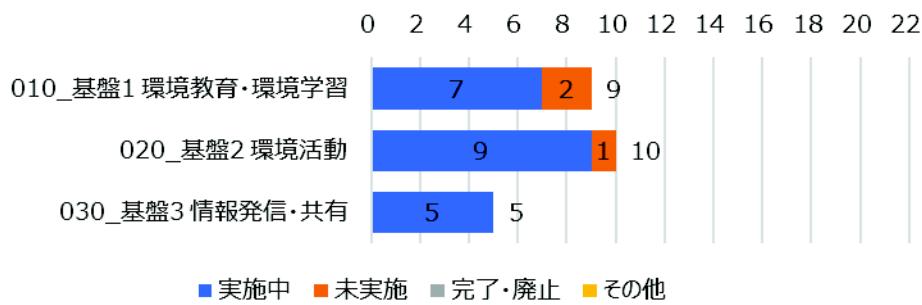
小金井市における温室効果ガス排出量の推移									
年度	単位：1000 t -CO ₂ eq								
	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 7	令和 12
小金井市	352	341	331	329	341	325	315	321	261

小金井市における太陽光発電導入世帯数及び導入容量（累計）の推移				
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 12 年度 (目標)
1,183 件	1,249 件	1,304 件	1,402 件	1,940 件
4,527kW	4,790kW	5,025kW	5,445kW	—

第5章 点検評価結果

<実施状況結果集計>

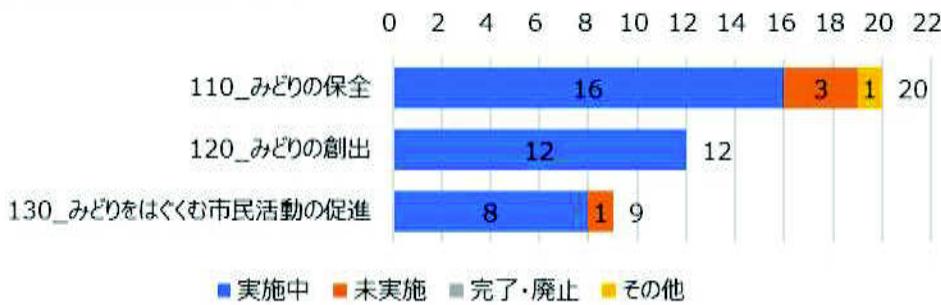
基盤 計画推進の基盤づくり



新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業が未実施となりました。

取組指標では、「環境」分野の登録団体を 14 団体以上とすることを目標としていましたが、3 団体減り 11 団体となってしまったことが課題です。

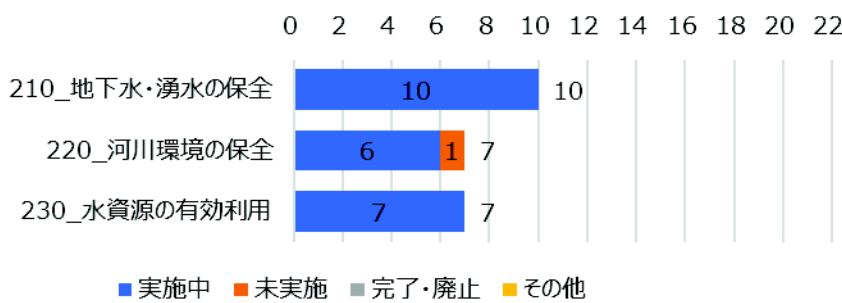
基本目標1 みどりを守り、つくり、育てる



新型コロナウイルス感染症等の影響により一部の事業が未実施となりました。

取組指標では、保存樹木と市民農園の面積について令和元年度より増加することを目標としていますが、令和 3 年度実績では減少していることが課題です。

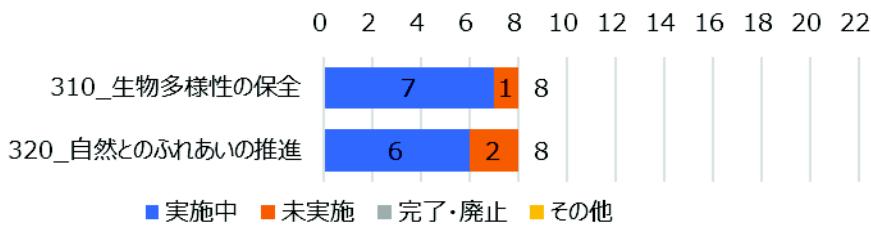
基本目標2 地下水・湧水・河川の水循環を回復する



新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業が未実施となりました。

未実施になった事業の他、雨水貯留施設の設置基数が目標に至りませんでした。

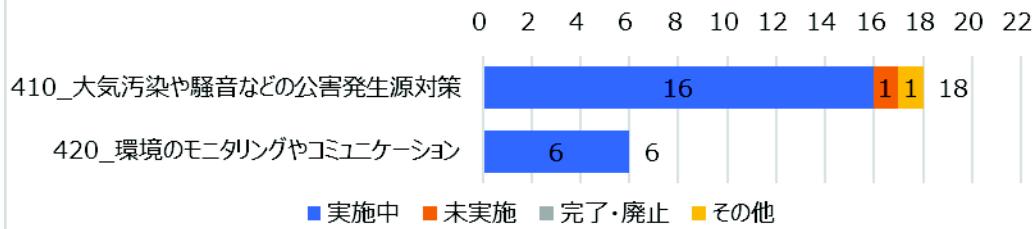
基本目標3 都市の生物多様性を守り親しむ



新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業が未実施となりました。

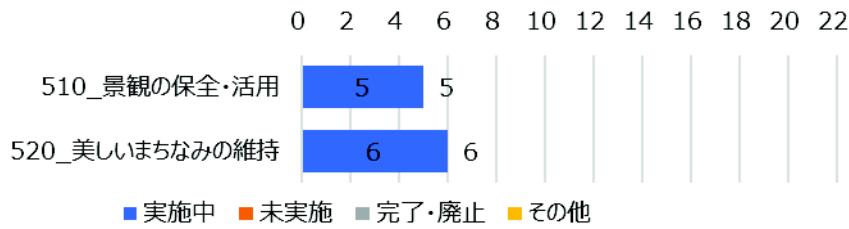
このことから取組指標の目標を達成できなかったため、新型コロナウイルス感染症への対策を取りながら、自然とのふれあいの場を創出することが課題となっています。

基本目標4 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る



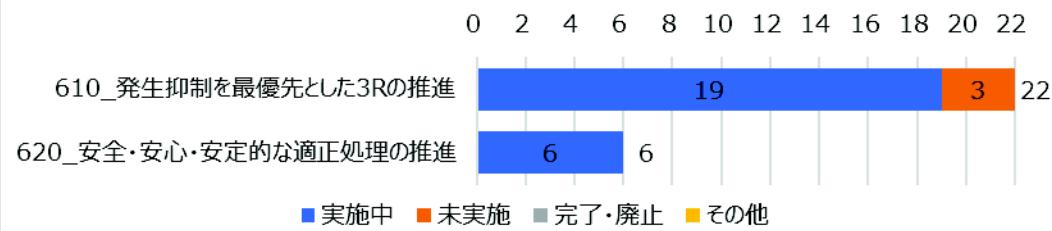
新型コロナウイルス感染症等の影響により一部の事業が未実施となりました。

基本目標5 美しく住み心地のよいまちを守る



計画どおりに事業を実施し、目標も満足しています。

基本目標6 3R推進で循環型のまちをつくる



新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業が未実施となりました。

食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数について、着実に増加しており、事業を継続することで目標達成が期待できます。



施設の新設・回収等、必要が生じた機会で実施するものとしているような事業について、該当する機会がなかったことから一部が未実施となっています。

取組指標では、目標達成に向け順調であることから、引き続き事業を継続していきます。

また、環境審議会からは環境講座等の取組や市民活動団体の減少の要因について、分析する必要性について指摘がありました。

また、令和12年度の目標を示している環境指標について、実績を調査する必要があるとの御意見がありました。

資料編

1. 小金井市環境方針

市では、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、平成 21 年に小金井市環境方針を定めています。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報しています。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あげて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成 21 年 4 月 1 日

小金井市長 稲葉 孝彦

2. 小金井市気候非常事態宣言

市では、「気候危機」を切り抜けるために、気候が危機的な状況にあることを市民、事業者等と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、気候非常事態を宣言しました。



3. 令和3年度グリーン購入実績一覧表

部名		1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車
企画財政部	グリーン購入額	119,651	596,412	0	0	26,620	0	0
	全購入額	119,651	721,659	0	17,226	223,170	0	0
	比 率	100.0%	82.6%	—	0.0%	11.9%	—	—
企画財政部	グリーン購入額	119,651	596,412	0	0	26,620	0	0
	グリーン購入可能額	119,651	596,412	0	0	26,620	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—
総務部	グリーン購入額	568,582	1,639,251	328,900	5,868	0	0	0
	全購入額	576,326	2,432,919	328,900	979,764	6,006	854,573	0
	比 率	98.7%	67.4%	100.0%	0.6%	0.0%	0.0%	—
総務部	グリーン購入額	568,582	1,639,251	328,900	5,868	0	0	0
	グリーン購入可能額	568,582	1,639,848	328,900	5,868	0	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
市民部	グリーン購入額	1,187,114	2,298,382	0	40,700	285,450	0	0
	全購入額	1,305,248	3,344,789	0	264,837	336,129	71,466	0
	比 率	90.9%	68.7%	—	15.4%	84.9%	0.0%	—
市民部	グリーン購入額	1,187,114	2,298,382	0	40,700	285,450	0	0
	グリーン購入可能額	1,187,114	2,341,462	0	40,700	285,450	0	0
	比 率	100.0%	98.2%	—	100.0%	100.0%	—	—
環境部	グリーン購入額	292,381	518,251	0	0	0	0	0
	全購入額	298,537	664,987	0	10,947	18,619	37,429	0
	比 率	97.9%	77.9%	—	0.0%	0.0%	0.0%	—
環境部	グリーン購入額	292,381	518,251	0	0	0	0	0
	グリーン購入可能額	292,381	518,251	0	0	0	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—
福祉保健部	グリーン購入額	1,215,720	1,736,151	1,988	262,323	1,895	61	0
	全購入額	1,291,672	2,910,011	1,988	275,945	7,949	70,538	0
	比 率	94.1%	59.7%	100.0%	95.1%	23.8%	0.1%	—
福祉保健部	グリーン購入額	1,215,720	1,736,151	1,988	262,323	1,895	61	0
	グリーン購入可能額	1,215,720	1,736,151	1,988	262,323	1,895	61	0
	比 率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—
子ども家庭部	グリーン購入額	826,119	3,162,839	0	44,013	0	98,865	0
	全購入額	836,398	4,263,342	0	4,938,170	0	165,680	0
	比 率	98.8%	74.2%	—	0.9%	—	59.7%	—
子ども家庭部	グリーン購入額	826,119	3,162,839	0	44,013	0	98,865	0
	グリーン購入可能額	826,119	3,177,253	0	51,399	0	98,865	0
	比 率	100.0%	99.5%	—	85.6%	—	100.0%	—
都市整備部	グリーン購入額	381,949	514,319	0	0	53,240	0	0
	全購入額	390,749	836,491	0	8,800	54,023	0	0
	比 率	97.7%	61.5%	—	0.0%	98.6%	—	—
都市整備部	グリーン購入額	381,949	514,319	0	0	53,240	0	0
	グリーン購入可能額	381,949	514,319	0	0	53,240	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—
会計課	グリーン購入額	46,695	180,307	0	0	0	0	0
	全購入額	46,695	228,138	0	8,134	1,980	0	0
	比 率	100.0%	79.0%	—	0.0%	0.0%	—	—
会計課	グリーン購入額	46,695	180,307	0	0	0	0	0
	グリーン購入可能額	46,695	180,307	0	0	0	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—
学校教育部	グリーン購入額	348,839	822,555	0	903,488	28,600	0	0
	全購入額	352,799	880,689	0	37,281,461	900,469	0	0
	比 率	98.9%	93.4%	—	2.4%	3.2%	—	—
学校教育部	グリーン購入額	348,839	822,555	0	903,488	28,600	0	0
	グリーン購入可能額	348,839	822,555	0	903,488	28,600	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	—
小学校	グリーン購入額	5,422,069	10,613,625	8,085	2,814,768	455,850	83,545	0
	全購入額	5,633,859	20,630,654	25,575	3,461,046	1,228,369	575,792	0
	比 率	96.2%	51.4%	31.6%	81.3%	37.1%	14.5%	—
小学校	グリーン購入額	5,422,069	10,613,625	8,085	2,814,768	455,850	83,545	0
	グリーン購入可能額	5,422,069	10,613,625	8,085	2,814,768	455,850	83,545	0
	比 率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—
中学校	グリーン購入額	3,280,773	5,836,417	14,895	1,665,279	0	43,890	0
	全購入額	3,369,472	10,190,270	14,895	1,896,103	232,221	442,345	0
	比 率	97.4%	57.3%	100.0%	87.8%	0.0%	9.9%	—
中学校	グリーン購入額	3,280,773	5,836,417	14,895	1,665,279	0	43,890	0
	グリーン購入可能額	3,280,773	5,836,417	14,895	1,665,279	0	43,890	0
	比 率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	—
生涯学習部	グリーン購入額	352,216	292,922	0	1,980	127,359	64,548	0
	全購入額	353,041	4,752,000	60,280	11,484	361,142	155,359	0
	比 率	99.8%	6.2%	0.0%	17.2%	35.3%	41.5%	—
生涯学習部	グリーン購入額	352,216	292,922	0	1,980	127,359	64,548	0
	グリーン購入可能額	352,216	292,922	0	1,980	127,359	64,548	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	—

部名		8 制服・作業着	9 寝装・寝具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 ごみ袋等	13 その他	合計額 %
企画財政部	グリーン購入額	0	0	13,248,851	0	0	16,391	14,007,925
	全購入額	0	0	13,697,002	56,552	7,260	273,752	15,116,272
	比率	-	-	96.7%	0.0%	0.0%	6.0%	92.7%
	グリーン購入額	0	0	13,248,851	0	0	16,391	14,007,925
総務部	グリーン購入額	0	0	13,248,851	0	0	16,391	14,007,925
	全購入額	0	0	13,248,851	0	0	16,391	14,007,925
	比率	-	-	100.0%	-	-	100.0%	100.0%
	グリーン購入額	1,698,950	0	458,364	407,550	0	7,429,442	12,536,907
市民部	全購入額	3,196,371	0	468,395	2,695,135	0	22,887,461	34,425,850
	比率	53.2%	-	97.9%	15.1%	-	32.5%	36.4%
	グリーン購入額	1,698,950	0	458,364	407,550	0	7,429,442	12,536,907
	全購入額	1,699,998	0	458,364	407,550	0	7,831,492	12,940,602
環境部	比率	99.9%	-	100.0%	100.0%	-	94.9%	96.9%
	グリーン購入額	0	0	5,405,182	66,418	0	214,212	9,497,458
	全購入額	0	0	13,056,592	149,642	4,634	4,935,854	23,469,191
	比率	-	-	41.4%	44.4%	0.0%	4.3%	40.5%
福祉保健部	グリーン購入額	0	0	5,405,182	66,418	0	214,212	9,497,458
	全購入額	0	0	5,405,182	66,418	0	214,212	9,540,538
	比率	-	-	100.0%	100.0%	-	100.0%	99.5%
	グリーン購入額	8,316	0	3,641,803	14,850	577	405,563	4,881,741
子ども家庭部	全購入額	38,352	0	3,740,803	20,174	158,317	27,902,911	32,891,076
	比率	21.7%	-	97.4%	73.6%	0.4%	1.5%	14.8%
	グリーン購入額	8,316	0	3,641,803	14,850	577	405,563	4,881,741
	全購入額	8,316	0	3,641,803	14,850	577	405,563	4,881,741
都市整備部	比率	100.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会計課	グリーン購入額	0	0	4,872,824	81,576	3,352	333,123	8,509,013
	全購入額	0	0	5,461,324	91,963	8,945	3,488,660	13,608,995
	比率	-	-	89.2%	88.7%	37.5%	9.5%	62.5%
学校教育部	グリーン購入額	0	0	4,872,824	81,576	3,352	333,123	8,509,013
	全購入額	0	0	4,872,824	81,576	3,352	333,123	8,509,013
	比率	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入額	510,224	0	564,712	0	0	2,627,227	5,805,645
小学校	全購入額	957,187	0	771,352	347,440	0	25,973,815	67,465,212
	比率	53.3%	-	73.2%	0.0%	-	10.1%	8.6%
	グリーン購入額	510,224	0	564,712	0	0	2,627,227	5,805,645
	全購入額	510,224	0	625,998	0	0	2,627,227	5,866,931
中学校	比率	100.0%	-	90.2%	-	-	100.0%	99.0%
生涯学習部	グリーン購入額	1,188	0	962,522	746,453	409,926	5,163,527	26,681,558
	全購入額	429,672	4,908	1,683,507	1,675,306	1,394,367	45,116,894	81,859,951
	比率	0.3%	0.0%	57.2%	44.6%	29.4%	11.4%	32.6%
	グリーン購入額	1,188	0	962,522	746,453	409,926	5,163,527	26,681,558
	全購入額	1,188	0	962,522	746,453	409,926	5,163,527	26,681,558
	比率	100.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入額	0	0	576,162	325,006	7,867	2,497,338	14,247,627
	全購入額	276,458	5,500	1,032,571	549,906	95,608	23,643,944	41,749,293
	比率	0.0%	0.0%	55.8%	59.1%	8.2%	10.6%	34.1%
	グリーン購入額	0	0	576,162	325,006	7,867	2,497,338	14,247,627
	全購入額	0	0	576,162	325,006	7,867	2,497,338	14,247,627
	比率	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入額	0	0	1,796,641	510,158	150,386	790,133	4,086,343
	全購入額	0	0	2,149,301	915,641	150,628	2,027,544	10,936,420
	比率	-	-	83.6%	55.7%	99.8%	39.0%	37.4%
	グリーン購入額	0	0	1,796,641	510,158	150,386	790,133	4,086,343
	全購入額	0	0	1,796,641	510,158	150,386	790,133	4,086,343
	比率	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料編

部名		1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車
議会事務局	グリーン購入額	104,997	97,664	0	0	2,860	0	0
	全購入額	104,997	203,218	0	0	111,309	0	0
	比 率	100.0%	48.1%	—	—	2.6%	—	—
	グリーン購入額	104,997	97,664	0	0	2,860	0	0
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	104,997	97,664	0	0	2,860	0	0
	全購入額	90,023	1,525,125	0	163,537	79,640	2,860	0
	比 率	99.4%	23.9%	—	0.0%	66.9%	0.0%	—
	グリーン購入額	89,443	364,212	0	0	53,240	0	0
監査委員事務局	グリーン購入額	89,443	364,212	0	0	53,240	0	0
	全購入額	89,443	364,212	0	0	53,240	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—
	グリーン購入額	11,748	1,170	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	全購入額	11,748	37,649	0	0	0	0	0
	比 率	100.0%	3.1%	—	—	—	—	—
	グリーン購入額	11,748	1,170	0	0	0	0	0
	全購入額	11,748	3,634	0	0	0	0	0
市合計	比 率	100.0%	32.2%	—	—	—	—	—
	グリーン購入額	14,685	18,741	0	0	0	0	0
	全購入額	14,685	36,778	0	0	9,680	0	0
	比 率	100.0%	51.0%	—	—	0.0%	—	—
	グリーン購入額	14,685	18,741	0	0	0	0	0
	全購入額	14,685	18,741	0	0	0	0	0
	比 率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—
	グリーン購入額	14,262,980	28,693,219	353,868	5,738,419	1,035,114	290,909	0
	全購入額	14,795,899	53,658,719	431,638	49,317,454	3,570,706	2,376,042	0
	比 率	96.4%	53.5%	82.0%	11.6%	29.0%	12.2%	—
	グリーン購入額	14,262,980	28,693,219	353,868	5,738,419	1,035,114	290,909	0
	全購入額	14,262,980	28,753,774	353,868	5,745,805	1,035,114	290,909	0
	比 率	100.0%	99.8%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	—

部名		8 制服・作業着	9 寝装・寝具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 ごみ袋等	13 その他	合計額 %
議会事務局	グリーン購入額	0	0	1,531,868	0	0	9,972	1,747,361
	全購入額	73,370	0	1,599,133	0	0	713,270	2,805,297
	比 率	0.0%	—	95.8%	—	—	1.4%	62.3%
	グリーン購入額	0	0	1,531,868	0	0	9,972	1,747,361
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	0	0	1,531,868	0	0	9,972	1,747,361
	全購入額	0	0	0	100.0%	—	100.0%	100.0%
	比 率	—	—	100.0%	—	—	100.0%	100.0%
	グリーン購入額	0	0	0	74,800	2,772	0	584,467
監査委員事務局	全購入額	0	0	0	74,800	2,772	1,160,779	3,099,536
	比 率	—	—	—	100.0%	100.0%	0.0%	18.9%
	グリーン購入額	0	0	0	74,800	2,772	0	584,467
	全購入額	0	0	0	74,800	2,772	0	584,467
農業委員会事務局	比 率	—	—	—	100.0%	100.0%	—	100.0%
	グリーン購入額	0	0	46,530	0	0	0	59,448
	全購入額	0	0	46,530	0	0	0	95,927
	比 率	—	—	100.0%	—	—	—	62.0%
	グリーン購入額	0	0	46,530	0	0	0	59,448
市合計	グリーン購入額	0	0	46,530	0	0	0	61,912
	全購入額	0	0	46,530	0	0	0	96.0%
	比 率	—	—	100.0%	—	—	—	96.0%
	グリーン購入額	0	0	0	0	0	0	33,426
農業委員会事務局	全購入額	0	0	0	0	0	22,110	83,253
	比 率	—	—	—	—	—	0.0%	40.1%
	グリーン購入額	0	0	0	0	0	0	33,426
	全購入額	0	0	0	0	0	0	33,426
	比 率	—	—	—	—	—	—	100.0%
	グリーン購入額	2,240,722	0	37,151,295	3,884,587	679,523	23,278,108	117,608,743
市合計	全購入額	5,003,024	10,408	48,640,673	9,238,503	1,944,413	174,756,131	363,743,612
	比 率	44.8%	0.0%	76.4%	42.0%	34.9%	13.3%	32.3%
	グリーン購入額	2,240,722	0	37,151,295	3,884,587	679,523	23,278,108	117,608,743
	全購入額	2,241,770	0	37,212,581	3,884,587	679,523	23,680,158	118,141,068
	比 率	100.0%	—	99.8%	100.0%	100.0%	98.3%	99.5%

4. 小金井市環境保全実施計画

環境保全実施計画は、第3次環境基本計画の施策と、具体的な事業や取組の内容と担当する所管課を示すものです。

この計画に基づき、各課において個別事業を実施し、その実施状況を毎年点検・評価していきます。環境保全実施計画の計画期間は、環境基本計画と同様の10年間ですが、計画運用開始から5年を目途に中間見直しを行います。

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策 毎の事 業数	事業 等の重 複	固有 No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
000_計画推進の基盤づくり											
010_基盤1 環境教育・環境学習											
011_学習の場・機会の創出											
011 1	1		011-1	環境講座	環境啓発事業の一部として環境講座を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
011 2	2	重複	011-2	環境フォーラム	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
011 3	3	重複	011-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
011 4	4		011-4	環境施設見学会	環境啓発事業の一部として環境関連施設の見学会を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
011 5	5		011-5	小金井市環境賞	環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者を表彰する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
011 6	6	重複	612-6	くるカメ出張講座	市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説する出張講座を行う。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
011 7	7		011-7	小金井市まなびあい出前講座	行政、各団体、企業等の協力を得て、職員・社員が市民方へ出向いて情報を提供する「小金井市まなびあい出前講座」を行う。メニューに環境、まちづくり、防災、教育等がある。	生涯学習課	継続	継続	継続	継続	継続
011 8	8	重複	011-8	公民館事業	公民館事業（子ども体験講座、市民講座、成人学校等）で環境をテーマとする講座等を開催する。	公民館	継続	継続	継続	継続	継続
011 9	9		011-9	環境学習の推進（環境教育資料の提供）	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	継続	継続	継続	継続
011 -	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて、学習の場・機会の創出を行う。）	-	-	-	-	-	-
012_担い手の創出					（「011_学習の場・機会の創出」と概ね重複するため省略。）						
020_基盤2 環境活動											
021_市民協働体制の強化											
021 1	1		021-1	環境市民会議との協働	環境市民会議による活動を支援する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
21 2	2	重複	131-2	環境市民会議によるみどり調査の支援	環境市民会議によるみどり調査に対する支援を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
021 3	3	重複	132-1	環境美化サポート制度（公園）	「小金井市環境美化サポート制度実施要綱」に基づく環境美化サポート制度の活用促進する。また、公園で活動する環境美化サポートに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
021 4	4	重複	322-4	田んぼの時間	東京芸術大学がもつ休耕田をフィールドに環境市民会議（環境学習部会）が行う、代掻きから収穫まで体験する活動「田んぼの時間」について、広報等の支援を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
021 5	5	重複	521-3	環境美化サポート制度（道路）	小金井市環境美化サポート制度実施要綱による環境美化サポート制度や意義向上を図る。	道路管理課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
021	6		021-6	こがねい市民活動団体リスト	市民活動団体の情報が掲載された「こがねい市民活動団体リスト」を更新する。	コミュニティ文化課	継続	継続	継続	継続	継続
021	7		021-7	こがねい市民講師登録・紹介制度	市民の生涯学習活動を支援するため、市民講師を登録し、サークルや団体等の求めに応じて援助者として活動する制度である。	生涯学習課	継続	継続	継続	継続	継続
021	8		021-8	社会教育関係団体	社会教育関係団体の登録充実と支援を行うとともに、市民への周知や環境を含めた学習機会への活用を図る。	生涯学習課	継続	継続	継続	継続	継続
021	9		021-9	環境学習の推進（講師等の紹介）	学校の環境学習活動への派遣要請に対し講師等を紹介する。	指導室	継続	継続	継続	継続	継続
021	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて、市民協働体制の強化を図る。）	-	-	-	-	-	-
022 場・人材・情報のネットワーク化											
022	1	重複	011-2	環境フォーラム	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
022	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて、場・人材・情報のネットワーク化を図る。）	-	-	-	-	-	-
030 基盤3 情報発信・共有											
031 効果的な情報発信											
031	1		031-1	環境基本計画の普及啓発	環境基本計画の周知啓発を行なう（市ホームページ、公共施設、環境フォーラム等のイベント等）。また、市民団体・教育機関等とのネットワークづくりを進め、それらを介した新たな発信方法を追求する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
031	2	重複	031-2	「小金井市環境行動指針」の活用	「小金井市環境行動指針」を活用する。（市ホームページ、環境フォーラム等のイベント等）	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
031	3	重複	612-2	市報でのごみ減量・リサイクル特集記事	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を掲載する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
031	4	重複	611-1	食育ホームページ	食と環境（地産地消）について考えてもらうためのサイト「食育ホームページ」を、ボランティアからなる食育ホームページ編集委員会が作成・更新する。	健康課	継続	継続	継続	継続	継続
031	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて効果的な情報発信を行う。）	-	-	-	-	-	-
032 環境情報の共有											
032	1	重複	032-1	環境報告書の公表	環境基本計画に基づき実施された施策の進捗状況、市の環境情報を記載した環境報告書を毎年公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
032	-		-	-	（基本目標1～7の各取組について環境情報の共有を行う。）	-	-	-	-	-	-
100 みどりを守り、つくり、育てる											
110 みどりの保全											
111 まちなかのみどりの保全											
111	1		111-1	環境緑地・公共緑地の保全	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）の指定・保全を行う。また、必要に応じて指定要件の見直しを行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
111	2		111-2	保存樹木、保存生け垣の指定	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、保存樹木、保存生け垣を指定するとともに、制度について分かりやすく周知を図る。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
111	3	重複	111-3	生け垣造成奨励金交付制度	道路に面して新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成する。制度の適用対象を拡大し、より活用しやすい制度とする。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
111	4		111-4	環境配慮基準の見直し（樹木）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、宅地開発時の既存樹木の保全割合を検討する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
111	5	重複	112-2	体験農園	農家が開設する体験型市民農園に対する支援等を行う。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
111	6	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
111	7		111-7	みどりの実態に関する情報共有	事業者・市民にみどりの実態に関する情報を共有し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策 毎の事 業数	事業 等の重 複	固有 No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
112_農地の保全・活用											
112	1		112-1	生産緑地地区の追加指定	生産緑地法等の改正に伴う生産緑地地区の指定基準緩和を受けて、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
112	2	重複	112-2	体験農園	農家が開設する体験型市民農園に対する支援等を行う。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	3	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	4		112-4	高齢者農園	高齢者農園の整備を進める。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	5		112-5	都市農地保全推進自治体協議会	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	6		112-6	援農ボランティア	市内農家の農作業を手伝う「援農ボランティア」を養成する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	7		112-7	苗木無料配布	宮農を支援するため、市内農家が生産する苗木の無料配布事業を実施する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	8		112-8	営農困難な都市農地の貸借を推進	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、意欲ある農業者や新規就業者、また、市民農園を開設したいと考える民間企業等が生産緑地を借りやすくなったことから、営農困難な生産緑地の貸借を推進し、農地の活用を図る。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	9		112-9	学童収穫体験事業	市内小学校を対象とした収穫体験事業への支援を行い、土に触れる喜びと作物収穫の感動と農業への理解を促進する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	10		112-10	イベントを通じた交流機会の拡大	農業祭等のイベントを通じた魅力ある交流を進めめる。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	11		112-11	地場産野菜を活用した料理講習会	一日生活教室を通じ、地場野菜を使った料理講習会を実施する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	12		112-12	学校給食地場産野菜利用促進	学校給食の地場野菜の導入率を高めるため、栄養士と農家の打合せ等の調整について協力する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
112	13		112-13	環境保全型農業の推進	東京都工農産物認証制度を利用して、減農薬・減化学肥料に取り組む。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
120_みどりの創出											
121_公園・緑地の創出・活用											
121	1		121-1	公園等の適切な維持管理	児童遊園・子供広場・緑地・都市公園の維持管理を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
121	2		121-2	新たな公園等の整備	優先的に整備が必要な小長久保公園、三楽公園、桜野公園及び（仮称）東小金井駅付近地区整理事業1号公園を整備する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
121	3	重複	121-3	指定管理者制度等の民間活力導入	都市公園の魅力向上のため、指定管理制度等の民間活力導入を検討する。	環境政策課	検討	検討	検討	継続	継続
121	4		121-4	低未利用公園等の整理	利用者数の少ない公園等について土地利用転換を含めた有効な利活用について検討をする。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
121	5	重複	121-5	小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課	継続	継続	継続	継続	継続
121	6	重複	312-4	学校ビオトープ等の維持管理	学校花壇・農園・ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	継続	継続	継続	継続	継続
121	7		121-7	公共施設の建設・改修工事における緑化	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課	継続	継続	継続	継続	継続
122_みどりのまちなみの創出											
122	1		122-1	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化・壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
122	2		122-2	緑化指導に関する規定の制定	新たに緑化指導に関する規定を制定し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
122	3	重複	111-3	生け垣造成奨励金交付制度	道路上面に新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成する。制度の適用対象を拡大し、より活用しやすい制度とする。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
122	4		122-4	緑化の手引きの作成	事業者・市民に向けた「緑化の手引き」を作成し、緑化手法や維持管理に関する技術等の情報提供を行う。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
122	5		122-5	街路樹の管理	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。景観形成機能や生き物の生息空間等の創出機能にも配慮し、適切な管理を進める。	道路管理課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策 毎の事 業数	事業 等の重 複	固有 No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
130_みどりをはぐくむ市民活動の促進											
131_みどりを知り、親しむ機会の創出											
131 1	1		131-1	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
131 2	重複		131-2	環境市民会議によるみどり調査の支援	環境市民会議によるみどり調査に対する支援を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
131 3			131-3	環境学習の充実	小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実を図る。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
132_協働による活動の推進											
132 1	重複		132-1	環境美化サポート制度（公園）	「小金井市環境美化サポート制度実施要綱」に基づく環境美化サポート制度の活用を促進する。また、公園で活動する環境美化サポートーに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
132 2			132-2	花壇ボランティア・剪定ボランティアへの支援	花壇ボランティアや剪定ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。また、スキルアップの為、講座形式でみどりの知識や管理など技術を習得できる仕組みを検討する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
132 3			132-3	公園サポートー会議設置の検討	桜野公園サポートー会議をモデルに、地域住民が管理するモデル公園の選定。公園サポートー会議の設置を検討する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
132 4			132-4	気軽に参加できるボランティア制度の検討	子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
132 5			132-5	みどりに関する新たな歳入確保	みどりに関する募金等、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
132 6			132-6	花壇ボランティアによる屋上庭園の運営	(仮称)新福祉社会館の屋上庭園の一部において、花壇ボランティアによる運営を検討する。	地域福祉課	継続	継続	継続	継続	継続
200_地下水・湧水・河川の水循環を回復する											
210_地下水・湧水の保全											
211_地下水・湧水等のモニタリング											
211 1	1		211-1	水質監視測定	市内井戸の水質測定を行い、地下水保全会議等を通じて結果を分析・公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
211 2	重複		211-2	湧水調査	市内の湧水調査（水質調査、底生生物調査、付着藻類調査）を行い公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
211 3			211-3	湧水測定見学会等	湧水測定の見学会等を行う。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
211 4			211-4	自動記録計設置による地下水位測定	市の管理する井戸または所有者に許可を得た井戸に自動記録計を設置し、連続して水位測定を行う。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
212_住宅地等における雨水浸透の促進											
212 1	重複		212-1	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透までの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前に建築された建物である。	下水道課	継続	継続	継続	継続	継続
212 2			212-2	雨水浸透まで設置工事	道路上に雨水浸透まで設置することにより、下水管きよへの雨水流入を抑制する。	下水道課	継続	継続	継続	継続	継続
212 3			212-3	歩道における透水性舗装	歩道舗装を透水性舗装にすることで、道路雨水の浸透を促進する。	道路管理課	継続	継続	継続	継続	継続
213_開発事業等における地下水への影響の未然防止											
213 1	1		213-1	環境配慮計画書	開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
213 2			213-2	地下水保全会議の開催	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行ななどして影響の未然防止に努める。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策 毎の事 業数	事業 等の重 複	固有 No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
214_崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全											
214	1		214-1	国分寺崖線のみどりの保全	国分寺崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
214	2		214-2	滌浪泉園でのイベント開催	特別緑地保全地区に指定されている滌浪泉園で、市民がみどりの大さを理解するきっかけとなるようイベント開催等を通じて周知に努める。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
214	3	重複	312-2	野川自然再生事業	野川自然再生協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
220 河川環境の保全											
221 水質汚濁の発生防止											
221	1		221-1	下水道法による水質規制	下水道法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	継続	継続	継続	継続	継続
221	2	重複	212-1	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透までの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前に建築された建物である。	下水道課	継続	継続	継続	継続	継続
221	3	重複	231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進めること。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
222 水辺に親しめる機会の充実											
222	1	重複	011-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
223 流域単位での他自治体等との連携											
223	1		223-1	野川流域連絡会への参加	野川流域連絡会（事務局：東京都建設局）へ参加する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
223	2		223-2	野川流域環境保全協議会への参加	6市区（本市、国分寺市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で構成される野川流域環境保全協議会へ参加する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
223	3		223-3	多摩川流域協議会への参加	3都県30市町村で構成される多摩川流域協議会へ参加する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
230 水資源の有効利用											
231 日常生活における雨水利用や節水の推進											
231	1	重複	231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進めること。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
231	2		231-2	節水行動の啓発	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
231	3		231-3	雨水利用に関する情報発信	雨水利用に関する関連情報をホームページに掲載する。	環境政策課	検討	継続	継続	継続	継続
231	4		231-4	雨水利用に関する外部との情報交流	雨水利用の現状やトレンドを把握するため、外部との情報交流を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
232 災害における水資源の活用											
232	1	重複	231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進めること。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
232	2		232-2	非常災害用井戸の管理	非常災害用井戸を適正に設置・管理する。	地域安全課	継続	継続	継続	継続	継続
232	3		232-3	震災対策用井戸の管理	震災対策用井戸を適正に管理する。	地域安全課	継続	継続	継続	継続	継続
300 都市の生物多様性を守り新しむ											
310 生物多様性の保全											
311 生物多様性に関する実態の把握											
311	1	重複	211-2	湧水調査	市内の湧水調査（水質調査、底生生物調査、付着藻類調査）を行い公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
311	2	重複	311-2	自然環境情報の発信	市内の自然観察会の情報を整理し、共有する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
312 生き物の生息・生育環境の保全・創出											
312	1		312-1	公園等における樹木の選定	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内の樹木を新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
312	2	重複	312-2	野川自然再生事業	野川自然再生協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
312	3		312-3	緑化指導における在来種導入	指定開発事業に対する緑化指導の際に、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、在来種の導入など生態系に配慮した緑化を働きかける。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
312	4	重複	312-4	学校ビオトープ等の維持管理	学校花壇・農園・ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	継続	継続	継続	継続	継続
313 外来種対策の推進											
313	1		313-1	アライグマ・ハクビシンの防除	アライグマ・ハクビシンの生態や、駆除の必要性を周知、また、捕獲し生息範囲の拡大を防ぐ。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
313	2		313-2	外来植物駆除	市民参加による外来植物駆除（クリーン野川作戦等）を検討・実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
313	3		313-3	生物多様性の普及啓発	外來種についての情報を市ホームページで発信する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
320 自然とのふれあいの推進											
321 自然について知る機会の創出											
321	1	重複	311-2	自然環境情報の発信	市内の自然観察会の情報を整理し、共有する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
321	2		321-2	緑の環境教育	市内の公立小学校と連携し自然に接しながら緑の大切さを学ぶ環境教育を推進する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
322 自然と親しめる機会の創出											
322	1	重複	011-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
322	2	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
322	3	重複	011-8	公民館事業	公民館事業（子ども体験講座、市民講座、成人学校等）で環境をテーマとする講座等を開催する。	公民館	継続	継続	継続	継続	継続
322	4	重複	322-4	田んぼの時間	東京学芸大学がもつ休耕田をフィールドに環境市民会議（環境学習部会）が行う、代々木から收穫まで体験する活動「田んぼの時間」について、広報等の支援を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
322	5		322-5	はけの森調査隊	はけや野川の自然観察会を実施している、はけの森調査隊の活動に対し、市報での周知等の支援を行つ。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
322	6		322-6	市民団体等が行う自然と親しめるイベントへの協力	市民団体等が行う自然と親しめるイベント（自然観察会、生き物調査等）への支援・協力をを行う。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続
322	7		322-7	自然観察会等の情報発信	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
400 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る											
410 大気汚染や騒音などの公害発生源対策											
411 事業活動等における公害の発生防止											
411	1		411-1	公害関係法令に基づく規制・指導	大気污染防治法、騒音規制法、東京都環境確保条例など公害関係法令等に基づく規制や指導を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
411	2		411-2	小口事業資金融資あっせん制度における特別整備資金	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
411	3		411-3	アスベスト排出等作業実施届出受付	アスベスト排出等作業実施届出受付（2000m ² 以下）と現場立会いをする。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
411	4		411-4	土壤・地下水汚染対策の啓発	土壤・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。ホームページやパンフレット等による情報提供を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
412_自動車由来の騒音や排気ガス等の低減											
412	1	重複	721-1	小金井市コミュニティバス運行事業（及び同再編事業）	小金井市コミュニティバス（CoCoバス）を運行する。また、運行ルートの見直しを含めた総合的な検証も行う。	交通対策課	継続	継続	継続	継続	継続
412	2	重複	721-2	自転車駐車場整備事業	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	継続	継続	継続	継続	継続
412	3		412-3	グリーン購入の推進	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。	関係各課	継続	継続	継続	継続	継続
413_農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策											
413	1		413-1	除草剤や殺虫剤の適正使用の周知	広報や市ホームページを通じて、除草剤や殺虫剤の適正使用を周知する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
413	2		413-2	残留農薬検査	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
413	3		413-3	化学物質に関する情報提供	PRTR制度（法）や化学物質適正管理制度（都条例）に基づき、化学物質取扱い事業所に対し使用量報告を求める。また、化学物質の環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
413	4		413-4	シックハウス状況調査	公共施設（市立保育園）における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	保育課	継続	継続	継続	継続	継続
413	5		413-5	シックハウス状況調査	市立小・中学校における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課	継続	継続	継続	継続	継続
413	6		413-6	空間放射線量の測定	認可保育園、幼稚園等における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	保育課	継続	継続	継続	継続	継続
413	7		413-7	空間放射線量の測定	児童館・学童保育所における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	児童青少年課	継続	継続	継続	継続	継続
413	8		413-8	空間放射線量の測定	市立小中学校における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	庶務課	継続	継続	継続	継続	継続
413	9		413-9	給食用食材の放射能測定	給食用食材に含まれる放射性物質の測定を行い、測定結果を市ホームページで公表する。	地域安全課	継続	継続	継続	継続	継続
413	10		413-10	食品の放射能測定	希望する市民に対し、食品の放射能測定を、小金井市放射能測定器運営連絡協議会との協働で実施する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
413	11		413-11	放射線量測定器の貸出	空間放射線量を測るために簡易測定器を希望する市民へ貸し出す。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
420 環境のモニタリングやコミュニケーション											
421_大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信											
421	1		421-1	ダイオキシン類に係る大気環境調査	大気中のダイオキシン類の調査を毎年実施し、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
421	2		421-2	住宅や沿道における二酸化窒素の測定	住宅地や交差点において、自動車排気ガスに由来する二酸化窒素濃度を測定（簡易測定法）し、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
421	3		421-3	大気中の浮遊粒子状物質の測定	大気中の浮遊粒子状物質の調査を行い、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
421	4		421-4	沿道における騒音・振動調査	市内の沿道において、騒音・振動調査を行い、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
421	5	重複	032-1	環境報告書の公表	環境基本計画に基づき実施された施策の進捗状況、市の環境情報を記載した環境報告書を毎年公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
422_安全・安心のための話し合いやルールづくり											
422	1		422-1	苦情処理・相談への対応能力開発	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
500 美しく住み心地のよいまちを守る											
510 景観の保全・活用											
511 景観保全・創出に係る取組の実施											
511 1		511-1	地区まちづくりの推進	「小金井市まちづくり条例」に規定される、地区まちづくり計画及び協議会、テーマ型まちづくり、地区計画、建築協定等のしきみが活用されるよう、周知や各種支援を行う。	まちづくり推進課	継続	継続	継続	継続	継続	
512 景観資源を活用する取組の充実											
512 1		512-1	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、玉川上水及びその周辺環境を保全する。	生涯学習課	継続	継続	継続	継続	継続	
512 2		512-2	玉川上水・小金井桜整備活用事業（補足：東京都と連携）	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、サクラ並木の再生を進めます。また、歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRする。	生涯学習課	継続	継続	継続	継続	継続	
512 3		512-3	まちなか観光案内	市民ボランティアガイドの協力を得て行うまちなか観光案内、市内の観光スポットをテーマ別に結んだ「小金井まち歩きマップ」の作成等、小金井観光まちおこし協会が行う取組を支援する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続	
512 4		512-4	重要な文化遺産の保護・活用	重要な文化遺産は、文化財に指定し保護・活用を図る。また、情報発信として文化財センターその他、まちかど歴史ミュージアム事業を展開する。	生涯学習課	継続	継続	継続	継続	継続	
520 美しいまちなみの維持											
521 美しいまちなみの維持											
521 1		521-1	定期的なパトロールの実施等	定期的なパトロールを実施し、不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続	
521 2		521-2	屋外広告物のマナーの向上に関するパンフレット	屋外広告物のマナーの向上に関するパンフレットを作成し配布する。	道路管理課	継続	継続	継続	継続	継続	
521 3	重複	521-3	環境美化サポート制度（道路）	小金井市環境美化サポート制度実施要綱による環境美化サポート制度や意義向上を図る。	道路管理課	継続	継続	継続	継続	継続	
521 4	重複	132-1	環境美化サポート制度（公園）	「小金井市環境美化サポート制度実施要綱」に基づく環境美化サポート制度の活用促進する。また、公園で活動する環境美化サポートに対する用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続	
521 5		521-5	放置自転車撤去事業	公道上にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図り、良好な都市環境を保持する。	交通対策課	継続	継続	継続	継続	継続	
522 まちの魅力向上											
522 1	重複	111-2	保存樹木、保存生け垣の指定	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、保存樹木、保存生け垣を指定とともに、制度について分かりやすく周知を図る。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続	
522 -	-	-	-	(上記を含め、基本目標2に示した緑化の推進に関する取組が該当する。)	-	-	-	-	-	-	
600 3R推進で循環型のまちをつくる											
610 発生抑制を最優先とした3Rの推進											
611 日常生活における3Rの徹底											
611 1	重複	611-1	食育ホームページ	食と環境（地産地消）について考えてもらうためのサイト「食育ホームページ」を、ボランティアからなる食育ホームページ編集委員会が作成・更新する。	健康課	継続	継続	継続	継続	継続	
611 2		611-2	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度	生ごみ減量化処理機を購入する家庭、団体、事業所に対し、購入費の一部を補助する。市報、市ホームページ等により制度を広く周知する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続	
611 3		611-3	不用品交換コーナー	家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうための「不用品交換コーナー」（第二庁舎4階）の活用を市報等で周知する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続	

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
611	4		611-4	小金井市消費者団体連絡協議会の支援	小金井市消費者団体連絡協議会が行う（リサイクルバザー、おもちゃの病院、食器リサイクル）の取組を支援する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
611	5		611-5	生ごみ堆肥化事業	大型の電動生ごみ処理機を市内小・中学校、保育園、集合住宅等に設置し、投入された生ごみを電動生ごみ処理機で乾燥処理した後、民間堆肥化製造施設で完熟堆肥化する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
611	6		611-6	剪定枝のチップ化（公園緑地）	公園緑地で剪定された枝葉をチップ化し、公園緑地の敷きしめ材として使用する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
611	7		611-7	緑のリサイクル（街路樹）	街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等のリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	道路管理課	継続	継続	継続	継続	継続
611	8		611-8	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化	市立小・中学校において、剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し畳や花壇に利用するとともに、燃やすごみを減量する。	学務課	継続	継続	継続	継続	継続
611	9		611-9	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化	市立保育園において、剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	保育課	継続	継続	継続	継続	継続
612 分別・減量を徹底する啓発活動の強化											
612	1		612-1	清掃指導員（市職員）による分別指導	清掃指導員（市職員）による分別指導を強化する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	2	重複	612-2	市報でのごみ減量・リサイクル特集記事	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を掲載する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	3		612-3	ごみ減量キャンペーン	ごみ減量キャンペーンとして、各種イベントや街頭での呼びかけ、啓発グッズ作成・配布等を行う。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	4		612-4	ごみ・リサイクルカレンダーの発行	ごみ・リサイクルカレンダーを全戸配布する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	5	重複	612-5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	スマートフォンなどでごみの収集日や分別方法などを確認できるごみ分別アプリを配信する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	6	重複	612-6	くるかめ出張講座	市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説する出張講座を行う。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	7		612-7	ごみ処理施設市民見学会	燃やすごみがどのように処理されているかを理解し、ごみ減量・分別の徹底を推進するため市民見学会を実施する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	8	重複	612-8	リサイクル推進協力店認定制度	ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市報や市ホームページ等を通じて積極的に紹介する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	9		612-9	リユース食器の貸出し	祭りやイベントで発生するごみ（使い捨て容器や割りばし）を減らすため、専門業者による洗浄により繰り返し使用できるリユース食器の貸出しを行う。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	10		612-10	庁内グリーン購入の推進	「小金井市グリーン購入方針」及び「同ガイドライン」に基づき庁内のグリーン購入を行い、その実績をホームページで公表する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
612	11		612-11	マイバッグキャンペーン	消費生活展や消費者ルームまつり等において、啓発用グッズを配布し、マイバッグ持参を奨励する。	経済課	継続	継続	継続	継続	継続
613 事業活動における3Rの推進											
613	1		613-1	排出状況調査等	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
613	2	重複	612-8	リサイクル推進協力店認定制度	ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市報や市ホームページ等を通じて積極的に紹介する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
620 安全・安心・安定的な適正処理の推進											
621 地域と連携した収集・運搬の推進											
621	1	重複	612-5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	スマートフォンなどでごみの収集日や分別方法などを確認できるごみ分別アプリを配信する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
621	2		621-2	環境負荷の少ないごみ収集車両への更新	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
621	3		621-3	ふれあい収集事業	ごみ出しが困難な世帯（高齢者、障がいのある方等）を対象に、戸別訪問による家庭ごみの収集を行うとともに、安否確認も行う。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
622_適切な処理・処分の推進											
622	1		622-1	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設	浅川清流環境組合可燃ごみを焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理する。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
622	2		622-2	中間処理施設の運営	中間処理施設において、不燃系ごみの資源化処理を進める。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
622	3		622-3	清掃関連施設整備事業	清掃関連施設整備基本計画に基づき、清掃関連施設（不燃・粗大系、プラスチック・びん・缶・ペットボトル・布等の資源物系）の整備を進める。	ごみ対策課	継続	継続	継続	継続	継続
623 廃棄物処理を支える体制の確立											
623	-		-	-	(基本目標6の各取組のほか、関係機関や事業者と情報共有、事業コスト管理、環境資金の有効活用等を通じて支える体制の確立・継続を図る)	-	-	-	-	-	-
700 エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる											
710 家庭・事業所における低炭素化の推進											
711 建物の低炭素化の促進											
711	1	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
711	2	重複	711-2	小金井市増改築資金あせん制度	小金井市増改築資金あせん制度により、居住する家屋に太陽光発電設備等の設置を行う場合に、特定金融機関を通じて、その資金の一部を低利で融資する。	まちづくり推進課	検討	検討	検討	検討	検討
711	3		711-3	省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額	一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）を行った住宅について、申告により翌年度分の固定資産税（家屋分）を減額する。	資産税課	継続	継続	継続	継続	継続
711	4		711-4	公共施設の低炭素化	公共施設の建設・改修工事において、省エネルギー性能の高い機器、太陽光発電等の再生可能エネルギー機器、雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課	継続	継続	継続	継続	継続
712 機器・設備の低炭素化の促進											
712	1	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
712	2	重複	711-2	小金井市増改築資金あせん制度	小金井市増改築資金あせん制度により、居住する家屋に太陽光発電設備等の設置を行う場合に、特定金融機関を通じて、その資金の一部を低利で融資する。	まちづくり推進課	検討	検討	検討	検討	検討
712	3		712-3	フロン類の回収・処理についての情報提供	市民・事業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるようチラシ、パンフレット等による情報提供を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
712	4		712-4	公共施設における環境配慮施設等の設置	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・太陽熱温水器等の設置を検討する。	関係各課	継続	継続	継続	継続	継続
713 低炭素化につながる行動・活動の普及促進											
713	1	重複	031-2	「小金井市環境行動指針」の活用	「小金井市環境行動指針」を活用する。（市ホームページ、環境フォーラム等のイベント等）	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
713	2		713-2	省エネチャレンジ事業	エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度を検討・実施する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続
713	3		713-3	環境マネジメントシステム導入事業所に対する優遇措置	環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を導入している事業所の優遇措置を検討・拡大する。	環境政策課	検討	検討	継続	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画年次（前期）				
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	4つの方向性：「実施・充実」「継続」「検討」「完了」				
							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
720_移動における低炭素化の推進											
721_交通手段の転換の促進											
721 1 重複 721-1 小金井市コミュニティバス運行事業（及び同再編事業）	小金井市コミュニティバス（CoCoバス）を運行する。また、運行ルートの見直しを含めた総合的な検証も行う。	交通対策課	継続	継続	継続	継続	継続				
721 2 重複 721-2 自転車駐車場整備事業	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	継続	継続	継続	継続	継続				
722_自動車の低炭素化の促進											
722 1 エコドライブの普及啓発 722-1	エコドライブの普及啓発	チラシ、パンフレット等によるエコドライブに関する普及啓発を行う。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続			
722 2 次世代自動車の情報提供 722-2	次世代自動車の情報提供	次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供をチラシ、パンフレット等により行う。	環境政策課	検討	継続	継続	継続	継続			
722 3 次世代自動車を利用しやすい環境づくり 722-3	次世代自動車を利用しやすい環境づくり	公共施設の建設・改修工事の際は、急速充電設備の設置等、次世代自動車の利用しやすい環境づくりを検討する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続			
730_気候変動適応策の推進											
731_気候変動適応に関する普及啓発											
731 1 気候変動に関する情報発信 731-1	気候変動に関する情報発信	市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を発信する。	環境政策課	検討	継続	継続	継続	継続			
732_気候変動による影響の把握											
732 1 気候変動による影響の把握 732-1	気候変動による影響の把握	市域で起こっている気候変動による影響について把握に努める。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物の調査により変化の程度や内容を把握する。	環境政策課	検討	継続	継続	継続	継続			
733_暑熱対策の推進											
733 1 重複 121-5 小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課	継続	継続	継続	継続	継続			
733 2 街なかでのクールスポット創出 733-2	街なかでのクールスポット創出	まちなかや公共施設に、緑のカーテンやミストの設置などによるクールスポットの創出を検討する。	関係各課	継続	継続	継続	継続	継続			
734_災害対策の推進											
734 1 重複 212-1 雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前に建築された建物である。	下水道課	継続	継続	継続	継続	継続			
734 2 小金井市防災マップ等の作成公表 734-2	小金井市防災マップ等の作成公表	浸水予想区域図や土砂災害警戒区域の情報を掲載した「小金井市防災マップ」の作成・配布を行う。また、市ホームページで小金井市防災マップ、東京防災などの情報提供を行う。	地域安全課	継続	継続	継続	継続	継続			
734 3 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助 711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	継続	継続	継続	継続	継続			

小金井市環境報告書 令和 3 年度版

発行：令和 5 年 1 月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号

古紙を配合しています。